

309

654

調會編

昭和  
十年版  
勞働年鑑







年  
版和  
**勞  
働  
年  
鑑**

法財  
人團  
協  
調  
會  
發  
行



## 序

本會發刊の「労働年鑑」が本邦及び歐米諸國に於ける労働者農民運動の情勢動向を調査採録せる獨得の文献たることは既に周知のことではあるが、本編編纂に際して特に内容の改善充實に努むるところのあつたことを特筆したい。而してそれが爲本編起草の際には本會職員以外にも執筆を委嘱し、殊に前社會局勞務課長にして現在秋田縣總務部長たる木村清司氏が本邦社會行政に關する一項を執筆せられ、又海外の部に於て前本會參事たりし商學士吉田巖氏の寄稿を煩はしたる部分あり、茲に錄して感謝の意を表する次第である。其の他の部分の執筆は専ら本會職員によるもので凡て各項末尾に執筆者の姓名を掲げて責任を明らかにして居る。

昭和十年九月

協  
調  
會

# 目次

## 日本

産業労働界概観……………一  
 無産階級の政治運動……………九  
 概 説……………九  
 第六十五議會と社會大衆黨……………九  
 時局に對する社會大衆黨の中央執行委員會……………一  
 岡田内閣の成立と社會大衆黨……………三  
 陸軍パンフレット問題と無産政黨の態度……………三  
 臨時議會と社會大衆黨……………五  
 國家社會主義政黨の運動……………七  
 政黨と労働組合農民組合との支持關係……………八  
 労働組合運動……………八  
 労働組合の思想傾向の變遷とその運動方針……………二〇  
 労働組合の思想的分野とその運動方針……………二〇  
 労働組合の諸運動……………二九  
 労働組合の組織分合……………二九

日本労働祭と愛國勤勞祭……………三  
 第十五回メーデー……………三  
 國際労働代表の選出……………七  
 アジア労働組合會議の結成……………七  
 産業協力運動……………八  
 労働組合の事業……………八  
 労働組合に關する諸統計……………四  
 労働争議……………四  
 概 説……………四  
 労働争議の一般的傾向……………四  
 要求及解決並に業態別に現れた特徴……………四  
 労働組合の争議對策……………四  
 日本労働組合會議……………五  
 日本労働總同盟……………五  
 全國労働組合同盟……………五  
 日本労働組合全國評議會……………五  
 國家主義運動……………五  
 概 説……………五  
 國家社會主義戰線の分解……………五

大日本國家社會黨の出現と大日本労働組合協議會の結成……………六〇  
 労働日本黨の創立と日本労働同盟の分解作用……………六〇  
 國家主義陣營の變動……………六四  
 青年日本同盟の分裂と維新會の設立……………六四  
 昭和神聖會の結成……………六七  
 維新懇話會の成立……………六九  
 國家主義團體と軍部……………七〇  
 「軍民離間」に關する反擊運動……………七〇  
 在滿機構改革問題に對する運動……………七二  
 軍縮條約の廢棄運動……………七二  
 陸軍パンフレットの支持運動……………七三  
 むすび……………七四  
 附 録……………七五  
 社會大衆黨支部一覽……………七五  
 大日本國家社會黨支部一覽……………八四  
 日本労働組合現勢一覽……………八五  
 愛國團體一覽……………一三三  
 消費組合運動……………一三三  
 はしがき……………一三三  
 労働者消費組合の現勢……………一三三  
 單一組合の現勢……………一七七

労働團體を中心として組織されるもの……………一三七  
 労働團體と關係なく地域的に組織されるもの……………一三三  
 聯合機關の現勢……………一三五  
 農民運動……………一三六  
 總 論……………一三八  
 小作組合の發展過程……………一三八  
 地主組合、協調組合の現況……………一四〇  
 主なる小作組合の最近の情勢……………一四一  
 全農對全會派の合同經緯……………一四四  
 小作組合運動重要點……………一四八  
 結 言……………一五一  
 全國的農民組合の主要なる運動……………一五三  
 全國農民組合の主なる運動……………一五三  
 社會大衆黨農村委員會の主なる運動……………一五七  
 日本農民組合總同盟の主なる運動……………一六四  
 日本農民組合の主なる運動……………一六八  
 小作爭議……………一七三  
 緒 言……………一七三  
 件數、關係範圍並に地理的分布狀況……………一七四  
 爭議内容……………一七七  
 小作權關係の爭議……………一七七  
 自然的不作による爭議……………一七八

小作料息納による爭議……………一八〇  
 爭議手段……………一八一  
 小作人側の採る手段……………一八三  
 地主の手段……………一八四  
 結 末……………一八五  
 結 言……………一八六  
 特殊小作爭議事例……………一八七  
 中間小作人介在に依る紛争事例……………一八七  
 開墾地に於ける紛争事例……………一八七  
 小作料値上による紛争事例……………一八九  
 銀行の土地處分に絡る紛争事例……………一九一  
 地主の團體交渉否認に絡る紛争事例……………一九二  
 用水路使用に絡る紛争事例……………一九三  
 調停條項違反による紛争事例……………一九三  
 暴風被害と泉道會關係の紛争事例……………一九四  
 激甚爭議地の更生事例……………一九四  
 土地會社と農民組合間の紛争事例……………一九六  
 小作爭議に關する統計……………一九八  
 凶作時に於ける爭議防止對策と小作料減免狀況……………二〇三  
 關係當局の積極的關與によつて爭議を防止せんとした  
 もの……………二〇三  
 自治的諸團體の活動によつて爭議を防止せんとしたもの……………二〇三  
 關係當事者の自發的活動を促進する事により爭議を防

止せんとしたるもの……………二〇四  
 爭議防止或は小作料減免委員會の設置……………二〇四  
 毛見、檢見、坪刈による減收の測定……………二〇五  
 減免率基準の提示……………二〇五  
 各地に於ける爭議防止對策と小作料減免狀況……………二〇五  
 昭和九年度に於ける爭議防止對策……………二〇五  
 昭和九年度に於ける小作料減免狀況……………二〇五  
 労働者教育……………二〇九  
 緒 言……………二〇九  
 無産政黨、労働組合、協同組合の教育……………二一〇  
 無産政黨……………二一〇  
 労働組合……………二一一  
 協同組合……………二一一  
 官公私諸團體の教育……………二一五  
 文部省及地方自治團體……………二一五  
 各種の労働者教育團體……………二一八  
 工場鑛山の教育……………二一九  
 寄宿工の教育……………二一九  
 通勤工の一般教育……………二二〇  
 技術教育……………二二三  
 職長教育……………二二三  
 産業部落の教育……………二二五  
 新聞雜誌の刊行其他……………二二六

農民道場概観……………三三九

昭和九年社會行政の回顧……………三三九

緒言……………三四九

労働行政……………三五二

團體労働……………三五二

労働保護……………三五二

社會保險行政……………三六〇

はしがき……………三六〇

健康保險の現況……………三六〇

健康保險の適用範圍の擴張……………三六〇

健康保險と官業……………三六三

國民健康保險……………三六三

労働者災害扶助及同責任保險……………三六四

社會行政……………三六六

はしがき……………三六六

救護行政……………三六六

福利行政……………三七〇

職業行政……………三七〇

融和行政……………三七四

結語……………三七五

海外

一九三四年海外労働運動概況……………三七九

労働運動の轉換期……………三七九

轉換期の諸相……………三八〇

新原則の樹立……………三八二

北歐と合衆國……………三八三

戰線統一問題……………三八五

イギリス……………三八六

労働黨……………三八六

獨立労働黨……………三九四

労働組合評議會……………三九六

新失業法……………三九七

イギリス領諸國……………三九七

オーストラリア……………三九七

労働運動……………三九七

カナダ……………三九七

労働運動……………三九七

印度……………三九七

憲法改正問題と國民運動の現況……………三九七

アメリカ合衆國……………三九七

産業復興法と労働組合……………三九七

労働運動……………三九四

失業救済政策……………三九三

農村工場近況……………三九三

ドイツ……………三九六

レーム事件……………三九八

労働運動……………三九八

労働法制……………三九八

失業対策……………三九八

ドイツ労働率仕聞……………三九八

統制經濟……………三九八

フランス及ベルギー……………三九七

フランス……………三九七

議會外の行動的勢力の増大……………三九七

労働運動……………三九七

ベルギー……………三九七

労働運動……………三九七

ソウエート聯邦……………三九四

國民經濟の建設、特に第二次五箇年計畫の進展……………三九四

労働組合及び労働事情……………三九四

南歐諸國……………三九四

イタリア……………三九四

職團組織の確立……………三九四

北歐諸國

スペイン……………四一七

労働運動概況……………四一七

スウェーデン……………四二〇

社民黨政府の經濟計畫……………四二二

失業保險制度の制定……………四二三

労働運動……………四二四

ノールウェイ……………四二五

労働運動……………四二五

デンマルク……………四二九

労働運動……………四二九

オランダ……………四三二

労働運動……………四三二

エストニア……………四三七

ラトヴィア……………四三九

職團創設……………四三九

リツアニア……………四四二

労働總代會創立……………四四二

フィンランド……………四四二

中歐諸國……………四四六

オーストリア……………四四七

新憲法制定……………四四七

労働政策……………四四九

チエコスロヴァキア……………四五二

ポーランド……………四五三

労働運動……………四五三

労働時間法令……………四五四

労働争議調停法……………四五五

バルカン諸國……………四五七

ブルガリア……………四五八

職團制度……………四六八

ユーゴスラヴィア……………四六一

ルーマニア……………四六二

國民労働保護法……………四六三

労働運動……………四六四

國際……………四六六

社會主義國際執行委員會……………四六七

アムステルダム・インターナショナル……………四六七

業別國際労働組合大會……………四七〇

日本



物價指數(日銀調)

|    | 7年    | 8年    | 9年    |
|----|-------|-------|-------|
| 1  | 159.5 | 785.0 | 175.5 |
| 2  | 161.4 | 179.6 | 177.5 |
| 3  | 158.5 | 177.4 | 176.9 |
| 4  | 154.1 | 176.2 | 176.9 |
| 5  | 150.3 | 176.8 | 176.2 |
| 6  | 146.4 | 179.6 | 174.5 |
| 7  | 147.7 | 182.1 | 174.1 |
| 8  | 155.8 | 183.0 | 176.9 |
| 9  | 167.4 | 182.4 | 179.2 |
| 10 | 169.1 | 183.4 | 181.8 |
| 11 | 177.9 | 178.7 | 181.1 |
| 12 | 184.6 | 175.5 | 181.1 |
| 平均 | 161.1 | 179.5 | 177.6 |

昭五、六年の極度の不況に悩んだ我國産業界は六年末以降、電事費、時局不安を中心とする膨脹財政、金輸出再禁止による爲替の低落、低金利と云ふ連のインフレーション政策によつて、急激な活況を示し、殊に昭和七年から八年にかけての景気の急激な上昇は、物價の急騰、生産活動の躍進、輸出の激増、企業利益の増進を齎した。然し昭和九年に這入つた不況の中、孤立した我々産業界は八年に比して停滞氣味であり、世界に達したかと思ふ。即ち先づ物價指數について見るに左表の如く、昭和八年は七年に比し一八ポイント方の急騰を示した

産業労働界概観

生産指數

|    | 8年    | 9年    |
|----|-------|-------|
| 1  | 122.2 | 132.4 |
| 2  | 116.8 | 129.2 |
| 3  | 117.3 | 130.1 |
| 4  | 117.5 | 131.4 |
| 5  | 121.9 | 135.3 |
| 6  | 121.5 | 135.1 |
| 7  | 125.0 | 136.1 |
| 8  | 127.7 | 136.1 |
| 9  | 127.2 | 133.6 |
| 10 | 127.9 | 139.8 |
| 11 | 130.5 | 141.1 |
| 12 | 133.5 | 140.5 |

が、九年に這入つてからは上半期は寧ろ下り氣味であり、下半期に於て幾分恢復したが年平均に於ては九年は八年よりも二ポイント方の低落を示してゐる。生産指數も亦八年は七年に比し一六ポイント方の急騰を示したに對し九年は五月以降停滞氣味であつて、八年九月の指數と九年九月の指數を比較するに九ポイントの上昇を示してゐるに過ぎない。

更に外國貿易に就て見るに次頁表の如くにして輸出額に於いては八年は七年よりも一舉三割二分を増加したのに反して、九年は八年より一割七分しか増加してゐない。輸入については見ても八年が四割一分の増加に對し九年になつてからは一割九分の増加を示してゐるに過ぎない。株價指數についても八年平均は七年平均に比し三〇ポイ





臣はその變更又は取消を命ずることを得るとの規定や、アウトサイダーに對する拘束力の規定等を有つて居るが、それが單なる空文に終るか觀察が行はれたが、九年に入つて之等の強制規定の發動が行はれた。例へば麥酒産業に於ては八年六月大日本麥酒と麥酒醸造とが合併し麥酒生産高の七七%を占める大獨占體が成立し、九年に入つて同社が割戻金を廢止し更にビール値上を策したが、統制法によつて商工省は之に反對し遂に値上を中止せしめた。又セメント聯合會に於ける内紛は小野田、大分兩社の脱退騒ぎ迄に發展したが商工省は十月遂に統制法第二條を發動してアウトサイダーに對しても統制協定の拘束力を及ぼす事とした。更にガソリン界に於ては日石、三菱、小倉の國産石油三社とライ、ソコニー松方外油社との諒解の下に商工省に對しガソリン一ガロンに就き十錢方の大幅値上を申請し、當局は値上の根據となるべき各社の収益率、コスト、爲替關係等につき各方面より調査検討し現在の市價を以てしては相當苦境にある事實判明したが、此の際かゝる急激なる値上をなす事が自動車組合其他の消費者側に及ぼす影響を考慮し十二月ガロン當三錢五厘上げを裁定したるが如きは其よき事例であらう。

三

上述した經濟の動きを支配しつゝある各種の要因は又社會運動の動向をも支配しつゝある。各國の自國中心の景氣挽回策從

物語つてゐる。國家主義運動のねらひ所はとりも直さず政治に於ける道義の優越、經濟に於ける政治の優越、國際關係に於ける國家自主權の擴張であつたのである。

國家主義運動は又労働運動、無産政黨運動にも大きな影響を與へた。國家主義の擁護以來既成の無産政黨、労働組合から國家主義への轉向者續出し分裂騒ぎを屢々演じ、組合組織率も亦減退しつゝあつたが、此の機運に押されて社民黨、大衆黨の合同によつて結成された社會大衆黨は昭和八年度に於て轉換期建設政策並に非常時労働立法數項を提示して國家主義的色彩を加へ、又右翼中間性組合の團結によつて結成された日本労働組合會議も亦八年産業労働統制要項の提示、中小商工業者との協力への努力、持込爭議拒絶の原則の採用等によつて國家主義的色彩を濃厚にし來つた。昭和九年に這入つてからも亦この傾向は益々濃厚であつて、社會大衆黨内に於ける幹部の軍部への接近所謂聯軍工作が傳へられ、總聯合東京聯合會の日本主義への精進、日本労働同盟と組合會議派との合同、農民生活擁護聯盟の發成等はその表れである。日本労働同盟は昭和七年總同盟及び全國労働から分裂脱退して國家主義運動に走つた人々によつて組織されたものであるが、九年十一月關東側は全國労働に、關西側は總同盟に夫々合同したことは一に國家主義運動の沈潜と一は労働組合の國家主義的色彩への濃化を機縁としたものと見られる。

つて國際經濟戰の激化、滿洲上海事變を中心とする國際政局の危機、海軍々縮條約問題等を機縁として全國的に捲き起された我國の國家主義の諸運動は、輸出貿易の躍進による産業界の活況、國際聯盟の脱退と滿洲建國の進展、齋藤協力内閣の出現等によつて主要なるスローガンを失ひ、八年夏の神兵隊事件以後國體行動としての活動は停滯氣味となつた。然し之等の運動が齎した効果は大きい。國際政局國際經濟に於ける難關突破、滿洲建國等に表はれた國民的な熱意、日本國民としての自覺と權威の覺醒を促したことは、之等の運動の齎した大きな功績であつた。前述の如き團體的行動のスローガンが失はれたと云ふことはそれ自身既に一應運動の目標を達したとも見られる。(昭和九年に於ける國家主義の諸團體の運動としては愛國一致運動協議會の軍民離間運動に對する排撃運動、五・一五事件、血盟團事件各被害に對する減刑運動等の外特に表面に表はれたものはない。之とも前々年の積極的な華々しさに比すれば消極的なものと云へる)。國家主義の運動は團體活動としては沈滞の氣味にあるとは云へ、之等の運動によつて齎らされた精神は尙澎湃として國民の間に把持されてゐる。九年に這入つてから、大藏省事件によつて齋藤内閣の瓦解した事、後繼内閣が依然として政黨に歸らず官僚的色彩の濃厚な岡田内閣が成立した事、軍縮條約改訂問題に對して政府自身廢棄方針を以て進むことに決定した事、國家の經濟に對する統制力の伸長等は如實に國家主義運動の精神の影響を

更に日本商品の躍進に對する各國の抑壓策として現れたソーシャル・ダンピング論に對してもこの傾向は如實に現れた。即ちソーシャル・ダンピング問題に對して資本金團體も労働組合も國家主義團體も共に之に反對の立場をとり、之を認めめたのは左翼の全勞統一會議のみであつた。

一 關東産業團體聯合會

「本邦の商品が海外諸國に比し著しく低廉なるは労働條件が劣悪なるが爲に非ずしてその眞因は實に我國情、産業及び勞資關係の特性に在り、更に我國産業が最近經濟界の不況に順應して銳意經營の合理化、資本及び労働の統制、設備及作業方法の工夫改善を行ひ、以て極力生産費の低下を圖りたる苦心努力の結果に外ならず現下海外一部に唱へらるソーシャル・ダンピング説は如上の實情を認識せざるか或は自由産業の缺陷を蔽はむが爲めに強いて辭柄を稱へむとする意圖と觀るべく一部論者の説くが如く假りに條約を批准することありとするも到底斯る非難を除し難かるべし」と主張し條約批准の問題に付ては國內問題として別途に之が解決を圖るべきものとする

二 日本労働組合會議

我國商品の海外進出を促進する最大要素は生産費の低廉なることにあるが生産費の低廉は直に以て低賃銀、長労働時間の結果のみならずは速断し難く、労働者の勤勉、優秀なる生産技術等も亦これを助長しつゝある事實を認める。然し歐米工業諸國のそれに比し著しく低劣なる我國の労働條件が輸出産業の海外進出を促進しつゝある最大の要素なる事も認めざるを得ない。

得ない。

以上の立場から審府に於ける公式の場合に於ては消極的態度をとるやうな政府及び使用者代表に警告を發し之に應ぜざる時は已むを得ず之の真相を報告する但し非公式の場合に進んで我國勞働條件の真相を率直に説明し關稅問題、人口問題、勞働者移住の自由に就ては積極的に要求する態度をとる。

國內的の問題として取扱ふ場合には低賃銀及び長勞働時間に就て強く表現し

- イ、輸出産業の統制及當該産業に於ける最低賃銀を決定する事
  - ロ、勞働組合法を制定し勞働者の團結を公認する事
  - ハ、華府勞働時間、婦人及び少年の夜業禁止、週休制の四條約案を即時批准する事
- を政府當局及び使用者階級に要する。

三 日本勞働組合總聯合

歐米諸國がソーシャル・ダンピングの名の下に日貨の排斥をなしつゝあるは根本的に論議なしとする立場より逆に「吾等が積極的に歐米に於ける現下の日貨排斥が如何に世界經濟の進歩發達と人類福祉の増進に障害するかを厚を大にして歐米白人種の反省を要望し、併して日本人の生活を斷乎として擁護せねばならぬ」と主張する。

四 愛國政治同盟

日本商品の海外進出はソーシャル・ダンピングに非ざること我國勞働條件の改善に國際的壓力を求めんとするは非國民であること、政府と本家の勞働條件を適正なりと強辯するの無恥に對しては斷乎之を

糾弾すべきこと、須らく國際勞働會議を脱退すべきことを主張す。  
五 全勞統一會議  
日本勞働組合會議の見解に反對し、ソーシャル・ダンピング説を認め我國の低賃銀を隠さんとする態度が我國勞働者に對する絶大なる背信であると主張する。

社會運動に於ける指導精神の轉換と景氣の凸凹性とは又九年度の社會運動の特色を表はしてゐる。勞働爭議の件数は昭和八年は七年よりも減退し九年も亦僅か乍ら減退の傾向を示してゐる。それと共に爭議の要求原因について見れば一面に於て賃銀増額が本年も第一位を占めると共に勞働時間短縮、福利増進施設の積極的な要求原因の増加が表れてゐると共に一面賃銀支拂解雇反對、解退職手當の確立等の要求原因が増加してゐること。景氣の凸凹性を如實に物語つてゐるものであらう。産業界の凸凹性に比して更に激しい農村の不況は社會運動の動向をしてこの方面に力を傾けしめた。即ち社會大衆黨が議會闘争に於て日ソ不侵略條約促進運動と共に農民飯米獲得闘争に重點をおき大日本勞働組合協議會が東北飢饉救援、關西風水害救援を契機に結ばれたこと、農民運動に於ける全面的救濟運動の展開、殊に全農新潟縣縣、北日本農民組合、自治農民協議會三派の提携による農民生活擁護聯盟が結成され、飯米獲得運動を起したのと等は不振の社會運動界に於て昭和九年の注目すべき現象であつた。  
(長谷 孝 之)

# 無產階級の政治運動

## 概 説

昭和九年の無產階級の政治運動は一言以て之を覆へば概して不振沈滞の状態にあつた。

非常時と云ふ言葉によつて具現される國際的並に國內的諸情勢と、それに伴ふフナシズム的空氣の重壓下にあつて、尙ほ守勢的活動を展開したのが過去一箇年の運動の姿態である。

インフレーションによる軍需工業の殷盛と低偽替による貿易の進展によつて商工業界は好況なるに反して、農村は連年打續く恐慌の上に九年は旱害、風水害、冷害と天災相重り未曾有の凶作、繭價の暴落のため更に恐慌の度を深めた。かゝる情勢に對應して無產階級の政治運動は救農闘争を中心に展開されたことは又九年度の特色と稱すべきである。

無產階級の政治陣營に於ては、左翼の非合法的存在である共產黨の運動は昭和八年巨頭の轉向聲明以來、その勢力著しく凋落したもの、如くであり、又右翼の國家社會主義陣營は内紛の結果勢力分散して又振はず、獨り社會大衆黨のみその中心勢力を形成するの觀がある。

社會大衆黨は昭和七年、多年無產階級の要望した戦線統一成

りて單一無產政黨として結成して以來既に二箇年を経たが、九年に於ては、黨勢力の集結と強化の方針に基き黨勢の調査、黨本部會館の建設、青年隊の結成、中央政治學校の開設等基礎的勢力の培養のために極めて地道な運動を進めた。  
滿洲事變を轉期として無產陣營に據頭した國家社會主義運動は、昭和八年分裂以後新黨樹立運動を進めつゝあつたが、九年に入り更に分裂して大日本國家社會黨、勤勞日本黨の二黨の結成を見るに至つた。

## 第六十五議會と社會大衆黨

社會大衆黨は僅かに衆議院に安部、杉山、龜井の三議員を有するに過ぎないが、無產階級の代表者として議院内に於てその言論と活動は特異的存在である。第六十五議會に對して、黨常任中央執行委員會は一月十六日左記の如く議會闘争方針を決定した。所屬議員團は其の方針に基き發言の機會を捕へて、階級的立場より齋藤内閣打倒、豫算案反對、選舉法改正反對、綱紀肅正、農村救濟を中心に活動した。立法的運動としてはやうやく署名賛成者を得て小作法案を提出したことに過ぎない。而して議員團は此の議會中最も重要問題化した綱紀問題につき聲明

書を發表し世の注意を喚起するところがあつた。

議會闘争方針

(前文略)

- 一 昭和九年度豫算に對する吾黨の態度
  - 資本家、地主に對する増税を斷行せずして農村匡救費、失業救済費を犠牲にし尨大なる陸海軍々事擴張費を含む何等國策なき豫算案に對しては絕對反對。
- 二 外交政策に對する吾黨の態度
  - 黨の立場を明かにし左の如き政策を高唱し戰爭の危機の防止の爲めに戦ふと共に、滿洲國の自主的發展と日支關係の平和的復舊を達成することに依つて侵略的誤解を一掃せんことを期す。
- A 歐米追隨外交の排撃。革新國民外交の樹立、B 日滿不可侵條約の即時締結—滿洲國境非武装地帯を設定し北鐵の即時買収に依つて右條約を締結すべし、C 滿洲國の民族自決に依る自主的發展の支持、D 日支平和の即時達成、E 太平洋安全保障條約の設定
- 三 政府提出案に對する抗争
  - A 治安維持法改悪反對、B 出版法、新聞紙法改悪反對、C 僞滿的比例代表選舉公誓反對、D 營利的民營團體保險法案反對。
- 四 第六十五議會に對する吾黨の積極的要求
  - (一)労働關係 A 産業労働統制審議會設置に關する建議案、B 産業労働法制定促進に關する建議案、C 労働組合法案、D 團體協約法案、E 健康保險法中改正法案、F 屋外労働者災害扶助法中改正法案、G 賃銀保護法案。
- (二)農村關係 A 小作法、B 次の五項目に依る一大請願運動。

- イ 政府低利資金辨濟延期並に義務教育費全額國庫負擔、ロ 農園整理獎勵費増額、ハ 農家世帯一箇年分差押禁止、ニ 出征兵士家族生活の國家完全保證、ホ 自給肥料用牛馬購入費半額國家補給。
  - (三)市民關係 A 中小商工業者救済に關する建議案、B 商店法の制定。
  - 五 院外闘争
    - A 労働關係に於ては日本労働組合會議と協力して闘ふ、B 農村關係に於ては日本農民組合總同盟、全國農民組合と協力して闘ふ。
    - C 市民關係は全國結成を期し六大都市を中心に闘ふ、D 黨員非常召集 二月八日東京、二月十七日大阪中央公會堂、右二箇所に於て全國を二分して黨員の非常召集を社々黨員大會を舉行す。
- 議員團の院内の活動に對應する院外闘争として二月八日「非常時大衆會議」を東京に開催した。東京及近縣の代表者約八百名出席、書記長麻生久氏を議長に推し、議案として別記決議案並に市民生活防衛に關する件、選舉法改悪並に治安維持法改悪絶對反對の件等を議決し、杉山、龜井兩議員の議會闘争報告ありて後選任された議會訪問代表委員二十名は直ちに議會に赴き大會決議事項を齋藤首相並に貴衆兩院議長其他關係當局に手交した。今、政府並に議會に對する黨の態度主張を知るべき資料として決議文を掲ぐれば左の如くである。
- 齋藤内閣打倒決議
- 齋藤内閣は五・一五事件の後を承け非常時克服の使命を帯びて成立せるにも拘らず財閥、軍部上層部に追従し窮乏大衆の生活を何等顧みず、却つてこれ等の要求を壓し、更に第六十五議會に際しては農村匡救、失業救済、中小商工業者救済費等を打切つて尨大なる軍事豫算の犠牲に併し選舉法改悪、治安維持法其の他の改悪に依りて無産階級の政治的進出を阻止せんとす。斯の如きは資本家地主の爲めに奉仕し無産大衆の利害を壓し、依つて吾等は時局擔當の能力なき齋藤内閣の打倒を期す。

窮乏大衆の生活を外に財閥並に既成勢力に奉仕せんとする第六十五議會は政黨誕生に籍口して既成政黨自らその審議權を拋棄し、恰も軍部と對立せるかの如き狼芝居を演じつゝ、民衆を偽瞞し農村匡救、失業救済、中小商工業者救済費の一切を犠牲にして二十億の尨大なる軍事豫算を含む赤字豫算を呑みにせんとす。然も政府と共謀して議會撥崩、選舉公誓の紛飾の下に選舉法を改悪し無産大衆の政治的進出を阻止し既成政黨に依るブルジョア・ファッショの實現を期せんとする。如斯は國民大衆の總意を無視し議會自ら議會の存在を否定せんとするものである。我等は第六十五議會の即時解散を要求す。

議會解散要求決議

農民生活國家緊急保證に關する決議

- 一 我等は非常時農村の應急的救済策として現内閣は即時農民の生活の安全を保證すべき諸施設を斷行すべきものなりと信ず。
- 二 然れば我等は政府並に帝國議會に對し左の法律案を上提可決し以て農村窮乏打破の實を期すべきことを要請す。
- (イ) 農民生活安全保證の爲めに農家食料の一箇年分の差押禁止

を内容とする民事訴訟法の改正。(ロ) 小作農民の生活權確保の爲めに耕作權の物權化を内容とする完全小作法の即時制定。右決議す。

非常時産業労働立法即時實施要求に關する決議

- 我等は現下非常時に於ける労働大衆の生活權を死守し、茲に左記労働立法の即時實施を要請す。
- 一 労働立法の核心を爲す労働組合法、團體協約法の制定、健康保險法の徹底的改正
- 二 非常時産業労働統制審議會の設置、全労働立法制定促進に關する建議案の即時通過

時局に對する社會大衆黨の中央執行委員會

社會大衆黨は六月二十四日東京に於て第二回中央執行委員會を開催した。この委員會は過去半歳に亘る闘争の清算と、下半年に於ける新しき闘争への指針をなすものであるが、又同時に第六十五議會以來綱紀肅正問題によつて動搖混沌の狀態にあつた政局に對處し、飯米飢饉、鹽價の慘落によつて深まり行く農村の窮乏に對する闘争方針の確立をなすものと見做された。

今、委員會に於て議決された議案中主要なるものを摘記すれば左の如くである。而して「決議文」はそれ／＼代表委員の手によつて關係當局に提出された。尙ほ上半期に於て地方選舉戰黨勢調査、中央政治學校の開催、市民團體の結成並に闘争等の







ある。

一 凶荒飢饉救済に關する決議

決議その一

深刻なる農業恐慌の眞只中に、全國三千萬の農民大衆は旱、水、風冷の凶荒に襲はれ、未曾有の凶作飢饉に呻吟しつゝあり。然るに政府は災害豫算として一億八千萬圓を計上し、今年度の緊急を要すべきは僅か七千萬圓を以つて土木事業と政府米拂下げに依つて一時を糊塗せんとしてゐる。救農土木事業の現状を見るに各府縣はその事業補助金をば、滞納税金並に町村未納金と差引き町村には交付せざる状態にあり、爲めに町村土木事業は、事實に於て施行不可能の矛盾を現出し、また凶作飢饉の農民大衆は今日の飯米を要求しつゝあるに拘らず、政府は郷倉への備荒貯蓄を目的に、政府米を拂下げんとするにある。かゝる政府の非現実的な救農對策に對し、我等は三千萬農民大衆の名に於て反對し、即時左の八項目の緊急實施を要求せんとするものである。

- 一 生活賃銀保證による救農土木事業の斷行
- 二 凶荒農業資金の無擔保貸付
- 三 政府米の無償配給並に即時簡易貸下
- 四 救農モトリアムの實施
- 五 滞納税金の取立休止
- 六 自家用濁酒醸造の自由
- 七 國有林官有林の部落への解放
- 八 農家飯米一箇年分差押禁止法の制定

右決議す

昭和九年十一月二十七日

決議その二

(凶荒飢饉下の養蠶農民救済に關する決議)

今夏以來我等は政府に對し特に養蠶農民の救済を要請し來りたるに今期臨時議會に於いては全然之れが對策は放棄の状態にある。我等はかゝる政府の無責任なる重大主義的態度に對して斷乎として抗議をなすと共に茲に左の四項目を凶荒對策の實施に併せて、特に養蠶農民救済の緊急處置として實施せられん事を要請す。

- 一 養蠶農家の政府米長期年賦貸下
- 二 養蠶農家負債の強制取立の休止
- 三 養蠶農家低利資金の支拂延期並に低利融資の簡易化
- 四 産繭の公定價格による融書補償

右決議す

社會大衆黨

二 議會解散要求に關する決議

決議

非常時政局轉換の爲め、風水害、旱害、冷害等の緊急對策決定後即時議會を解散し、新選挙法による總選挙を斷行す可し。

右決議す。

昭和九年十一月二十七日

社會大衆黨

三 關西風水害に對する要求決議

さきに政府は關西風水害に對しその對策を聲明せるも、徒らに形式に提はれて實質的效果を擧げざる事實に鑑み、吾等は政府が即時左

の項目に對しその實行を徹底せんことを要求す。

要求項目

- 一 罹災地の借地借家料の「モトリアム」斷行
- 二 農村漁村及び中小商工業者復興資金簡易貸付の徹底
- 三 學校復興工作の徹底(政府補助金は關東震災國庫補助に準ずること)
- 四 港湾復興工作の徹底
- 五 道路及び公園の復興工作の徹底

右決議す

昭和九年十一月二十七日

社會大衆黨

國家社會主義政黨の運動

労働者農民層を中心として生誕し發展し、労働組合、農民組合と支持支援の關係を有する國家社會主義政黨の運動を一瞥すれば、前年來分裂行路を辿る國家社會主義陣營は本年に入つて又分裂を生じて大日本國家社會黨、勤勞日本黨の二つの新黨の結成となつた。

昭和八年七月日本國家社會黨より離脱せる國家社會主義を奉ずる一派は同年十月十五日「日本社會主義全國協議會」を組織し、新黨樹立の準備を進めつゝあつたが、本年二月十一日、東京に開かれた全國代表者會議に於て、新黨結成へ一步を進め、本協議會を「日本國家社會黨準備會」と改組し、石川準十郎氏

を委員長に選任した。然るに其の後間も無く發生した内訌の結果二月二十八日遂に同氏は委員長を辭任した。この石川氏の委員長辭任は實質上「日本國家社會主義學盟」一派の準備會よりの退却であつた。石川氏を盟主とする日本國家社會主義學盟一派は三月六日その組織を解消して新に「大日本國家社會主義協會」を組織し、之を中心に國家社會主義の新黨を樹立すべく計畫し、急遽、三月十日明治神宮社前に於て「大日本國家社會黨」の結黨式を舉行し式後黨本部に於て宣言、黨誓、綱領、政策、黨則並に役員を決定した。

大日本國家社會黨は十一月三十日より三日間に亘り全國代表者會議を東京に開催した。出席者約四十名、水原友次郎氏を議長に推し、本部並に各地情勢報告、労働、農村、學生委員會の報告ありて後、黨一般運動方針大綱に關する件、東北地方凶作地農民救済の件、凶作地中小商工業者救済の件、窮乏農村徹底的救済の件、國防國策確立の件、黨則改正の件、前衛隊編成の件、宣言等諸議案を審議可決新役員を選任した。黨役員、黨誓綱領支持團體を記せば左の如くである。

黨 誓

光輝ある建國の本義に基き君民一如擲取なき新日本の建設を期す

綱 領

一 我等は我國古來の天皇制を以つて我國最進至上の國家體制と信じこれが絕對運率の下に我國家及び國民の一大歴史的更生を期す。

二 我等は現行資本主義の無政府經濟組織を以つて現下の我が國家及び國民生活を危うする最大なるものと認め公然の國民運動に依りこれが改廢を期す。

三 我等は現下の我が國民生活の救済は國家に依る集中的計畫經濟の施行に依るの外なきものと信じ合法的方法に依りこれが達成を期す

四 我等は凡ゆる國民はその生存の自然的基礎(土地及び資源)に於いて平等の權利を有するものと信じ我が國民の生存に必要な土地及び資源を公然世界の過當占有國民に向つて要求す。

五 我等はアジア民族及び有色民族の解放を以つて世界人類に負ふ我が國民の與へられたる使命なりと信じ一大民族運動に依りこれが實現を期す。

役員

總理 石川準十郎 中央黨務委員長 別府峻介  
 支持團體 大日本國家社會主義協會 大日本勞働組合協議會

新黨樹立準備運動の中途に於て分裂を見た日本國家社會黨準備會に於ては、其後日本勞働同盟を中心として準備運動を進めたる結果、四月二十九日「勤勞日本黨」の結黨式を東京に於て舉行した。出席者約四百名、大矢省三氏を議長に推し、宣言、綱領、規約、政策、行動方針、農村對策確立の件、勞働對策確立の件、亞細亞民族會議開催の件、愛國運動戰線統一の件等の諸議案を議決、役員を決定した。

この勤勞日本黨の支持團體にしてその構成の根幹とも見るべき日本勞働同盟はその後に擡頭した勞働組合戰線統一運動の實

踐的中軸をなし、遂に九年十一月、日本勞働總同盟並に全國勞働組合同盟に各々別れて合同する合同派と、殘留して日本勞働同盟の名稱を襲ぐ一派と三派に分裂するに至つた。従つてこの影響を受けた勤勞日本黨は結成を見たるのみにて特記すべき活動を見ざるが如くである。今黨の綱領役員を記せば左の如くである。

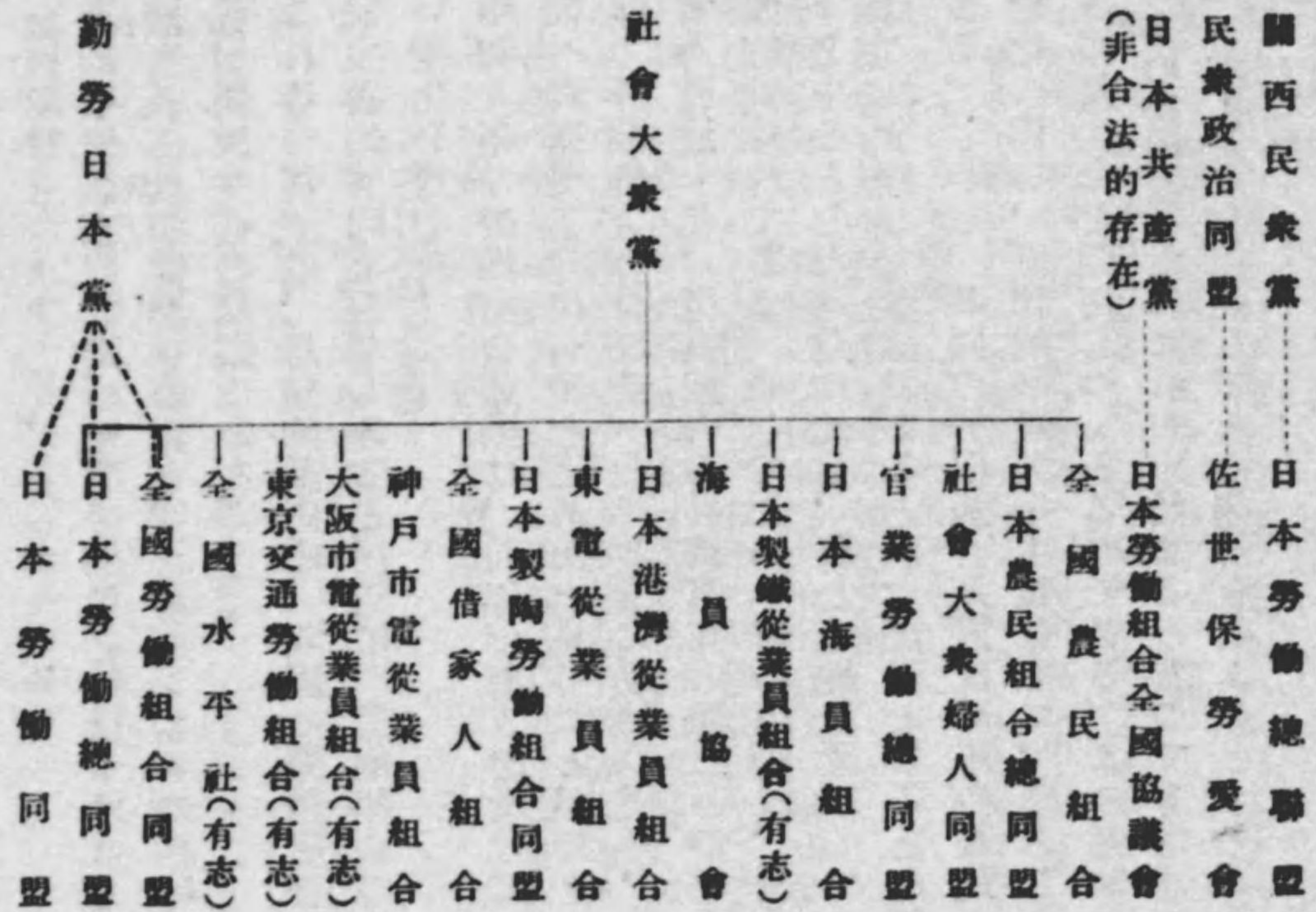
綱領

- 一 我が黨は國體の本義に基き金權政治の介在を排除し君民一如理想國家の實現を期す。
- 二 我が黨は行詰れる資本主義機構を合理的に改廢し國民生活の改善を期す。
- 三 我が黨は愛國精神に基く國民道徳を振興 以て社會惡の克服を期す。
- 四 我が黨は世界平和の基礎に立ち人種の平等を期す。
- 五 我が黨は社會改造の根本原理として國家社會主義を信奉す。

役員

總理 松谷與二郎 黨務長 近藤榮藏 相談役 大矢省三

政黨と勞働組合農民組合との支持關係



(中川賢一)

# 労働組合運動

満洲事變以來、我國の産業労働界を特徴づけるものは、經濟鎖國主義と統制經濟への動き、マルキシズムの再吟味と、國家主義、國民主義の擡頭である。

これ等の經濟的、思想的動向は、我國の労働組合運動をして國家主義的傾向を帯びしめると同時に、労働組合の機能にも著しい變化を齎した。

昭和九年の労働組合運動は、前年のあとを受けて、かゝる新傾向への基礎工作に一步を進めたと見ることができよう。

即ち労働組合の整理統一と産業協力運動の展開、労働争議の統制乃至最少化、労働組合の共濟事業の確立への努力等がその具體的表はれである。而してこの一聯の運動は、過去に於ける閉争を中心とした運動に比し、著しく趣を異にしてゐるため、或はこれを評して萎縮であるとか、沈滞であるとか稱するものもある。しかし、我國の労働組合運動は多年の實踐と社會情勢の變化に伴ひ、直譯的階級閉争主義をすて、新らしき指導原理の下に新生命を開拓しつつあるのである。この意味に於て眞の「日本の労働運動」はこれから始まると言つても過言ではなからう。以下大要を記述してその趨勢を窺ふこととしよう。

## 労働組合の思想傾向の變遷とその運動方針

### 労働組合の思想傾向

國家に對して、労働組合がいかなる觀念を有するかといふことは、その指導精神を決定する上に於て重要な問題である。

我國の労働運動は、その出發點に於て、歐洲に於ける革命主義思想の影響を受け、これを直譯模倣したる結果、階級的利益の追究に専念し、國家に對する觀念は漠然たるものがあつた。

しかし、満洲事變以來の社會情勢の變化は、國家主義、國民主義の思想の擡頭となり、我國の労働運動の大勢は、國家觀念の明確なる把握と、階級至上主義の清算に向つたのである。

國家に對する觀念が明確になれば、労働階級の國民的立場も明かとなり、従つて労働階級の利益は、國民としての相關々係に於て成立することが理解されることとなり、労働組合の機能も、單に労働階級のみ利益を目標とするだけでは充分でなくなつた。

かくて、労働組合は、労働條件の維持改善といふ範圍を越えて、國家の經濟政策に借調するといふ方向に進むやうになつた。

のである。

産業協力主義といひ産業全體主義といふ、みなかゝる見地より生れた思想乃至運動に外ならない。(註)

註 我國の労働組合がかゝる傾向に進むに至つたことは、一面に於て、我國の労働組合運動の對象が、概ね中小工業にある關係上、閉争主義に却つて産業を破壊し、同時に労働組合の自滅を招くといふことを體驗した結果でもある。

### 労働組合の思想的分野とその運動方針

前述の如く、我國の労働組合の大部分は、満洲事變以來、國家觀念を明確にし、謂はゆる「日本の労働運動」となりつゝある。故に、その思想傾向を分類するにあつても、これを外來のイデオロギーを基準とせず日本労働組合會議派とこれに對する日本産業労働俱樂部派、日本労働組合全國評議會の三派に大別し、その運動方針を検討して見よう。

#### 日本労働組合會議

所在地 神戸市海岸通三丁目二六

創立 昭和七年九月二十五日

組織及勢力 加盟組合一〇、組合員數 二七六、〇一一

役員 議長 濱田國太郎。副議長 松岡駒吉。書記長 米窪 滿亮

加盟團體(昭和九年十月二日第三回大會發表)

#### 日本海員組合

組合員數 九八、七八五

#### 支部數 一五

役員 組合長 濱田國太郎。副組合長 堀内長榮。所在地 神戸市神戸區海岸通三ノ二六

#### 日本労働總同盟

組合員數 四八、九六四

加盟組合數 二同盟會、一二地方聯合會、七八組合

會長 松岡駒吉

總主事 西尾末廣

所在地 東京市芝區三田四國町二ノ六

#### 全國労働組合同盟

組合員數 四二、一三六

加盟組合數 七地方聯合會、四七組合

中央委員長 河野 密

主事兼會計 菊川 忠雄

關西事務局長 鈴木悦次郎

所在地 東京市神田區東福田町三

#### 日本労働組合總聯合會

組合員數 二七、〇三六

加盟組合數 五地方聯合會、三七組合、二三四支部、六七分會

中央執行委員長 坂本孝三郎

會計 皆川 利吉

所在地 東京市芝區三田四國町一五

#### 海員協會

組合員數 一三、八九三  
 出張所數 八  
 會長 小泉秀吉  
 所在地 神戸市神戸區下山手通八丁目

日本港灣從業員組合聯盟

組合員數 一一、四〇〇  
 支部數 一〇  
 組合長 濱田國太郎  
 主 事 西巻敏雄  
 所在地 神戸市神戸區海岸通三ノ二六

官業労働總同盟

組合員數 一〇、六〇六  
 加盟組合數 一地方聯合會、九組合、三〇支部  
 名譽會長 賀川豊彦  
 中央委員長 西浦字吉  
 主 事 川村保太郎  
 所在地 大阪市東區越中町八六〇

日本労働總聯盟

組合員數 八、六九二  
 加盟組合數 三地方聯合會、二〇組合、六五支部  
 會長 八木信一  
 副會長 丹羽市太郎  
 主 事 内田文市

所在地 大阪市北區相生町七三

東電從業員組合

組合員數 二、〇〇〇  
 支部數 一八  
 執行委員長 岩永榮一  
 所在地 東京市下谷區入谷町二一

日本製鐵從業員組合

組合員數 一一、五〇〇  
 支部數 三二  
 組合長 加藤良左衛門  
 副組合長 土佐野愛藏  
 同 花田熊次郎  
 主 事 榎 慶二  
 所在地 八幡市通町十一丁目

東京瓦斯産業労働組合は、九年六月十五日付を以て脱退届を提出したため、六月二十五日の第五回執行委員会はこれを承認した。脱退の理由は、会社の巧妙なる戦術の結果であると云はれてゐる。

この一派の指導精神は、「健全なる労働組合主義」で、無政府主義、共産主義、フツシムに反対し、團體協約、労働争議最少化、共済保険制度の如き建設的、平和的職分を重視する。其内包する團體には多少色彩を異にする分子も存在するが、組合會議として統一された運動方針は、謂はゆる産業協力主義

で、その主義の實現のためには、産業及び労働の統制が根本であるとし、昭和八年十二月「産業及び労働統制」に關する決議をなし、或は政府に建議し、或は朝野の識者を招いてその趣旨の徹底を図るなど、爾來、機會ある毎にその促進に力めてゐる（尙九年十月に行はれた組合會議第三回大會は前回の案に多少の修正追加を施してゐる）。

産業及労働の統制に關する要綱

（傍點は修正又は追加したる所）

一 労働行政

産業労働省を新設し、關係行政事務の統一を圖り、更に労働、企業兩代表を主とする諮問委員會を設け、産業及労働の統制に基調を置く學國的協力を實現すべし。

二 産業統制

- (イ) 重要産業並に大産業は國營若くは國家管理を終局の目標とし、公益の精神に則りて指導監督を行ひ之を統制すべし。
- (ロ) 此の目的の遂行のため政府は産業統制局を設置する前提として産業計畫調査機關を設けること。
- (ハ) 一般中小産業は各業別に事業主の組合を組織せしめ、之に強制力を附與し、國家は同組合を通じて指導監督を行ひ、その統制には労働組合を參與せしむべし。
- (ニ) 現下非常時の緊急處置として左の統制をなすこと。
- (A) 資本配當の統制を斷行し、賃金値上による大衆購買力の増進を計ること。

三 労働統制

- (イ) 労働組合法、團體協約法を制定し、労働者に自覺と光明を與へ、労働組合運動に一定の軌範を示し、其の健全性を助長發達せしめ、以て産業争議の最少化を促進し、進んで労働者が國家産業に貢獻し得る様統制すべし。
- (ロ) 労働争議調停法を改正し必要に應じ、一般産業にも強制調停を適用し、尙和解と調停によつて解決を見ざる事件に限り、之に最終的裁斷を下し、以て利己的闘争を終熄せしむるため、夫々労働企業、消費三者を代表する陪審員を參加せしむる産業裁判所を新設すべし。

四 産業協力

(イ) 産業協力の基本は自主的労働組合の公認を經とし、團體協約を締結する労働者の協力を存すると雖も、之を兩者の自主的、努力のみに放任することなく、國家も亦産業協力委員會を設置し産業平和及産業協力實現に努むべし。

(ロ) 産業協力委員會は、主務大臣、地方長官若くはその任命せる官吏を議長とし、労働、企業、消費、三者同数の委員を以て構成す。但し委員會は全國的並に地方的産業別的に設置すべし。

以上の要綱を内容とする産業及び労働の統制に關する國策を樹立し、之を實施せしむる目的を以て總理大臣直轄の下に産業及び労働に關する團體の代表者並に學識經驗ある人士に依つて構成する産業労働統制審議會を速やかに設置せられん事を要請

一方、産業協力をなし得るためには、労働者生活を保障する各種の労働立法を制定実施し、安んじてその労働に精進せしむべきであると、左記の如き労働立法の即時制定実施を本年度大

會の決議として要望してゐる。
一 八時間労働一週四十八時間の實施。二 最低賃銀法の制定。三 失業保険法の制定。但失業保険法の制定までの緊急対策として左の諸項を實施すべし。(1) 失業保険法制定を目標とする失業救済制度の確定。(2) 労働時間の短縮、職業の禁止による就業者の増加。

又日本労働組合總聯合の如く、東京側は日本主義派に走り、その去就に迷つてゐるものもある。

日本産業労働俱樂部

所在地 東京市京橋區新御西町二ノ七
創立 昭和八年六月八日
組織及勢力 加盟組合一六、組合員數一八、六七八
役員 理事長 石井熊藏。副理事長 東條喜七。

Table with columns: 組合名, 所屬會社, 員數, 代表者(組合長), 事務所所在地. Lists various labor unions and their details.

體主義を主張するもので、階級闘争を否認する點が、他の労働組合と異なる重要な點である。
日本主義労働運動の功績は、我國の一般労働運動に對し、國家的精神を鼓吹した點にある。

綱領

- 一 我等は自己の本分を盡して公正なる勞資關係を確立し以て産業報國の實を擧げんことを期す。
二 我等は建國の本義に基き皇道日本の完成を期す。
三 我等は日本精神に則り和衷協力以て識見の開発徳操の正養に努め世界文化に貢献せんことを期す。

行動方針

第一産業黨

- (一) 總則
一 道義に基く公正なる労働條件の實現
二 勞資の融合による日本産業の振張
三 資本主義經濟制度の改善
(二) 労働
一 勞資の職分は産業上の秩序たるに鑑み階級的偏見を去り融合以て産業の開発に努むべし
二 工場委員會の普及徹底を計るべし

Table listing various labor unions (e.g., 秀英會労働組合, 興進労働組合) with their names, addresses, and members.

この派は、日本主義労働運動と稱せられ、産業報國、勞資一

三 國家の柱石たる産業人としての自覺に徹し自己の職分を完うすべし

四 労働條件の無條件的維持改善を排し其の公正を期すべし

五 産業人たるの信念を堅持し國家と其の進運を共にすべし

(三) 資本浄化運動

一 無理解なる資本家に對しては浄化運動を敢行す

二 浄化運動の方法は單なる闘争的手段を排除し至誠以て心を動かすの道を探るべし

三 資本家がその本分を盡さざる場合は誠意を以て其の反省を求めし

四 反省を求めて猶且容れられざる場合には已むを得ずして起つべし

(四) 資本主義改革諸説に對する態度

一 一切の非日本の主義主張に反對す

二 一切の制度改善萬能論を排す

三 資本主義經濟制度の改善は産業精神の振興と相俟つべきを期す

(五) 他の労働組合に對する態度

一 他の労働組合が非難中傷を試みたる際、我等は實踐を通じてその不當なる所以を明瞭ならしめ斷乎として反省を促すべし

二 勞資の利害は絶対に一致せずとの迷妄思想を排除すべし

三 労働者は闘争に依らずんば地位の向上待遇の改善を期し難しとする思想に與せず

四 階級闘争的労働組合員に對しては意見を異にすと雖も毫も憎惡の心を以て接せず情誼に基き進退すべし

五 意見を同じうするに至らば清明心を以て和樂同行すべし

その他、日本労働組合總聯合會東京聯合會、日本産業軍、日本交通従業員組合等は、同俱樂部と同一線上にある團體で、愛國労働團體懇親會を組織してゐる。

又、海軍労働組合聯盟、逓信従業員聯盟、足尾銅山鑛職夫組合總聯合會も同色彩の團體である。

日本労働組合全國評議會

所在地 東京市芝區濱松町二ノ十一

創立 昭和九年十一月十八日

組織及勢力 組合員數 一三、〇〇〇

役員 中央執行委員會委員長 加藤勤十  
書記 長 田部井健夫

この派は、マルクス主義の流をくみ、國家搾取機關説をとり、階級闘争主義を強調する組合であるが、第三インターナショナルとの直接の關係はなく、それと關係のある日本労働組合全國協議會とは、對立の立場にある。その運動方針を見ると、過去の左翼組合の犯して來た諸種の觀念主義的傾向を打破すべしとし「例へば實踐不可能な高度の政治的スローガンを掲げたり、景氣のい、階級的言辭を弄して得意となつたり、全協あたりの間違つた政策に對して斷乎闘争をすることを躊躇してゐたこと、批判的言辭のみ多く、具體的問題を等閑視してゐた」點を清算せねばならぬとし、現實の諸關係を誤りなく認識して具體的闘争方針を立てるべきであると述べてゐるが、左記の行動綱領な

るものを見ると、未だ依然として空想的であり、觀念的であり、非現實的であることがわかる。

中小工業に於ける闘争主義の破綻は、過去の労働運動が經驗せる所で、その運動の發展性には期待できないが、一面、この派の運動が協調主義の組合に對して一種の牽制作用を與へつゝあることは、他面、日本主義労働運動が、國家精神の鼓吹に寄與したると同じ意味に於て、我國の労働運動をして中正中庸を得せしむる補正作用をなしてゐると見ることもできよう。

一 經濟闘争目標

一 最大限の賃銀値上げ、すべての形式による賃下反對。二 定期昇給制の獲得。三 残業並に臨時出勤の場合の歩増し獲得。四 皆勤手当の獲得。五 休業日の日給全額支給制の獲得。六 健康保險法の掛金資本家全額負擔。健康保險給付金の資本家立替。七 強制貯金制反對。八 罰金制度、辨償制度反對。九 作業服、帽子、靴外套、雨具類の年二回以上の支給制獲得。一〇 有料住宅反對、無料住宅設置。一一 退職手当制の獲得。イ 勤続年限に比例せる充分なる退職手当。ロ 充分なる養老金の支給。ハ 死亡の場合の遺族への特別手当。ニ 入替期間の勤続年限への加算。一二 公傷並に職業病に對する充分なる扶助料の獲得、並に其の原因により死亡せる場合の遺族の生活保證規定の獲得。一三 同一労働に對する同一賃銀の獲得。一四 單純日給制の獲得。イ 出來高拂反對。ロ 混合賃銀制反對。ハ 賭手当の本給への繰入れ。一五 賃銀を低トせざる労働時間の短縮、労働時間延長反對。一六 休憩時間の延長。

二 政治闘争目標

一 最低賃銀制の獲得。二 長時間労働禁止法の獲得。イ 一般産







これに對し、日本労働組合會議加盟團體たる日本労働組合總聯合會東京地方聯合會外日本通信従業員組合、日本交通従業員組合その他の團體の参加を見るに至り、二月二十日以降、數回の準備委員會を開き、愈々四月三日これを舉行することに決定した。當日の狀況は次の通りである。

- 示威行程 深川公園―靖國神社
- 参加組合 日本産業労働俱樂部、日本労働組合總聯合會東京地方聯合會、日本産業軍、日本通信従業員組合等一八組合
- 参加人員 三、一八九(女三二)

宣言

今や祖國日本が内外共に非常時局に直面しつゝある時我等愛國労働者が相集ひて茲に第一回日本労働祭を舉行することは我等の大なる喜びであると共に日本労働運動史上に於ても光輝ある劃期的事實であると確信する。顧れば過去久しきに亘り労働運動は「マルクス主義」に支配されその右翼たると左翼たるを問はず階級闘争主義を以て指導精神とし而して彼等は年一回メーデーを舉行し、國家を超越して國際的赤色労働運動と歩調を一にし來つたのである。我等愛國労働者は國家産業の發展に依らずして労働者の幸福なきを確信し労働者の運命は國家の運命と共にすることを確信する、従つて國家産業を破壊する階級闘争主義を排撃し階級的利益のみ拘泥して國家全體の利益を顧みざる非國家的利己主義を擊滅せんとするものである。國家非常時に當り我等は産業報國の旗の下に益々一致團結して國家産業發展に貢献し併せて勤勞民衆の生活確立に努力し以て祖國日

本の興隆に微力を盡さん事を誓ふものである。記念すべき、日本労働祭の勞魂に際し、我等は祖國に對する産業的責任をより一層自覺すると共に廣く全日本の労働大衆に對し我等の所信を訴へ日本労働祭が今後年を逐ふて輝き發展を遂げん事を切望するものである。右宣言す

昭和九年四月

第一回日本労働祭

決議

今や祖國日本は建國未曾有の國難に直面し、國民は協力一致して報國の赤誠を致すべきとき我等愛國労働者は茲に第一回日本労働祭を舉行し益々産業報國のため獻身的努力を爲すべきことを誓ひ左の事項貫徹のため邁進せんとす。

- 一 皇道日本の建設を期す。一 愛國労働者の生存確立を期す
- 一 非國家的資本家の階級を期す。一 階級闘争の絶滅を期す。
- 一 赤色メーデーの粉碎を期す。一 愛國労働組合の戦線統一を期す。一 全國産業労働會議の實現を期す。一 臨時履修制度の改革を期す。一 産業機構の國家統制を期す。

右決議す

皇紀二千五百九十四年四月三日

第一回日本労働祭

愛國労働祭 愛國労働祭は、昨年例に倣ひ、四月二十九日、大阪に於ける日本労働同盟及日本生産黨系の二三の組合によつて行はれた。示威行程は中ノ島公園より天王寺公園迄で、参加人員は一、二〇〇人位であつた。そのスローガンは次の通りである。

一 國際メーデーの排撃。一 國際労働會議即時脱退。一 國庫負擔の失業保険法制定。一 全國勤勞者の生活確保。一 新日本建設萬歳。一 アジア労働會議の確立。一 既成政黨の排撃。

第十五回メーデー

觀念的運動より現實的運動へ、模倣運動より独自の運動への趣向は、既に屢々述べてきた通りである。されば、メーデーについても、日本労働組合會議派は觀念的左翼主義派の排除を劃し、又、スローガンの如きも實行の可能性あるものを取上げてゐることは注目すべきである。例へば従來主張したる七時間労働制の實施を八時間制に訂正したるが如きはその一例である。本年度のメーデーの参加人員は左表に示す通り減少してゐるが、これは、最近の社會情勢の反映と國家主義派の日本労働祭の舉行によるものである。

| 年次   | 運動所數 | 参加人員   | 内女    |
|------|------|--------|-------|
| 大正9年 | 1    | 1,000  |       |
| 10年  | 4    | 4,150  |       |
| 11年  | 6    | 8,030  |       |
| 12年  | 12   | 10,780 |       |
| 13年  | 13   | 15,516 |       |
| 14年  | 21   | 25,629 |       |
| 昭和元年 | 45   | 42,330 |       |
| 2年   | 48   | 42,100 | 1,500 |
| 3年   | 38   | 24,400 | 1,000 |
| 4年   | 23   | 23,000 | 1,050 |
| 5年   | 51   | 37,500 | 2,000 |
| 6年   | 51   | 39,300 | 1,900 |
| 7年   | 70   | 41,000 | 2,000 |
| 8年   | 37   | 25,490 | 1,606 |
| 9年   | 36   | 21,600 | 1,800 |

本年屋外示威運動の行はれた地方は

札幌市(北海道)、東京市(二箇所)、京都市、大阪市、横濱市、川崎市(神奈川県)、神戸市、尼崎市、西宮市、三原郡廣田村(兵庫県)、足利市、太田原町(栃木縣)、北葛城郡下田村(奈良縣)、名古屋市、豊橋市、瀬戸市、田原町(愛知縣)、三島町(靜岡縣)、駄知町(岐阜縣)、盛岡市(岩手縣)、岡山市、土生町(二箇所、廣島縣)下關市(二箇所)、高知市、門司市(二箇所)、小倉市(二箇所)、八幡市(福岡縣)、見付町、五泉町、高田市(新潟縣)、川口市(埼玉県)、こゝでは五月第一日曜日たる六日に開催)の三六箇所之が参加人員は約二一、六〇〇人(内女一、八〇〇人)であつた。

此外演説會、座談會等の行はれた所は約三〇箇所此外共同耕作ピクニック、家族慰安會等を開催した所も數箇所あつた。又本年特殊なものとしては埼玉縣川口市に於ける、日本労働同盟等によつて五月六日の第一日曜日にメーデーを開催したこゝとや、メーデー示威運動を排して五月一日を中心として工場災害防止週間を行つたものもあつた。

本年のメーデー開催地中、新潟縣の見付町、五泉町、高田市、兵庫縣三原郡廣田村、奈良縣北葛城郡下田村、小倉市の三箇所は農民組合が中心をなしてゐたやうであるが、本年のメーデー参加者二一、六〇〇人中農民組合員は約二、〇〇〇名に過ぎず他は殆んど全部労働組合員であつた。

示威運動参加者の多かつたのは東京市の三、七〇〇名(日本労働組合會議)及び一、八三〇名(關東労働組合會議)計五、五

五〇名、大阪市の五、二〇〇名、横濱市の八四〇名、川崎市の一、三三〇名、神戸市の一、四三〇名、尼崎市の九二〇名、名古屋市の九六〇名、小倉市の六〇〇名、新潟縣見付町の六〇〇名等で、組合別に見ると日本労働同盟の約八千人(内女八百三十人)最も多く全数の約三分の一を占め、全国労働組合同盟の三千三百人(内女四百三十人)、日本労働組合總聯合の一千三百六十人、日本労働組合總評議会の七百三十人等々に次いで多く、農民組合員約二千名の大部分は全国農民組合(總本部派)員であつた。

次に示威運動に掲げられた「スローガン」に就て見るに「一等國らしく労働賃金を値上しろ」、「物價は騰つた賃金を三割値上しろ」、「最低賃金の確立」、「一日八時間一週四十八時間制の實施」、「誠首賃下労働強化絶対反対」、「失業者の生活保障」、「フッシュ、粉碎」の如き労働賃金、労働時間、失業反対等に關する事項は殆んど例外なく掲げられ又「労働組合法の制定」を初め「自主的船員保険法の制定」、「健康保険法の改正」其他労働立法に關する項目も相當多かつた。

又政府は「軍需工場の不當利得を取締れ」、「臨時工を即時本工にせよ」とか或は「全産聯の團體保險絶対反対」、「争議調停法の徹底的改廢」、「國際労働條約案の批准實施」、「職業紹介權を日本労働組合會議へ」の如き項目や「健全な労働組合主義の確立」等も見受けられた。

農村地方に於ては「耕作權の確立」、「土地取上、立入禁止絶対反対」、「小作料を負ける」といふたものが多く「完全小作法の制定」、「土地は買ふな離すな」と云ふやうなものもあつた。従来メーデー反對運動は、左翼共產主義團體によつて行はれて来たが、本年は之等の反對運動は比較的少く之に代つて國家主義團體の反對運動が各地に行はれた。然し本年のメーデーをその行動やスローガン等より見ると全般的に非常に穩健化したやうに思はれる。

次に東京及び大阪に於けるメーデーの概況を記述する。東京に於けるメーデー 東京に於ては昨年より、アナ系及び左翼系と別個にメーデーを行ひ、組合會議も之を承認して本年度よりは、かゝる方針を全国的にとることとしたため、(但し實際上分裂メーデーを行つたのは東京だけであつた) 反組合會議派の東京交通労働組合は、メーデー準備期の四月に、總同盟、全國労働組合に對し「統一メーデー」の折衝を行つたが、ものにならず遂に分裂メーデーの開催を見るに至つたのである。

而して之が参加者は一昨年の一萬二千名に比して昨年は約六千人、本年は更に減少を示して五千五百三十名位であつた。斯の如く減少を示した一般的原因は眞に記したやうであるが、東京には日本労働組合總聯合東京聯合會が日本労働祭に参加して本メーデーに参加しなかつたことや、分裂メーデーに反對して、東京市従業員組合等が参加しなかつたこと等もその一因で

あらう。

日本労働組合會議側

示威行程 芝公園—上野公園

参加組合 日本労働同盟、全國労働組合同盟、東電従業員組合、東京瓦斯産業労働組合、日本海員組合、日本港灣従業員組合外二組合

参加人員 三、七二〇人(内女三二〇人)

標語 大抵「決議文」と同じ。

宣言及決議文

宣言

資本主義最後の段階に於ける經濟的危機は、必然的に政治的不安を深刻化し、一般無産大衆の生活は急テンポを以て窮迫のどん底に墮落されるに至つた。

然るにテロ横行時代の後を受けて登場せる齋藤軍國一致内閣は動搖混亂せるブルジョアの政治的支配を救済する目的以外には限りなき暴壓と偽善より外に何物もなかつたのだ!

見ろ! 労働者農民大衆は極度の窮乏化から來れる社會不安の激増が、爲替暴落、圓價下落となり、加へて労働條件の劣悪が、ソシアル・ダンピング問題を誘導し或は滿洲問題の進展及之に伴ふ國際關係等の暗雲悪化! かゝる情勢こそ第二次國際戦争への危機的條件を成熟せしめつゝあるのだ! 吾等がかゝる重大時機に當面して光輝ある第十五回メーデーを歩武するに當り、全日本労働大衆の組織城砦を盾として、搾取なき社會建設の爲め、海に陸に解放戦線の陣形

を畫へ凱歌響ぐる日まで躍進! また躍進、そして吾等の力で吾等の目的を成熟せしめるべく果敢なる闘争をあへて續けることをこゝに固く宣言す。

一九三四・五・一

日本労働組合會議東京地方メーデー協議會

決議文

- (一)健全なる労働組合主義の確立。(二)一等國らしく労働賃金を引上げる。(三)政府は軍需工場の不當利益を取締れ。(四)全産聯團體保險絶対反対。(五)労働組合法を制定せよ。(六)一日八時間一週四十八時間の實施。(七)暴壓諸法令の改廢。(八)失業者の生活保障。(九)自主的船員保険法の實施。(十)反動諸勢力の粉碎。

關東労働組合會議側

示威行程 芝浦埋立地—上野公園

参加組合 東京交通労働組合、日本労働組合總評議會、全勞統一全國會議、全國労働組合自由聯合會、江東一般労働者組合、江東地方従業員組合協議會、芝浦紹介所登録労働者會、外五組合

参加人員 一、八三〇人(内女一八〇人)

標語 「決議」と同じ

宣言及決議

宣言

労働者が開争の日メーデーは來た。労働者よ、農民よ、ガッチリ、腕を組んで階級的勝利の榮光に向つて突撃せよ。世界「ブルジョア



「ジョー」は歴史的必然としての資本主義崩壊の破局に臨み必死の闘きに奮めいてゐる。日本「ブルジョア」も當然に同じ軌上にある。彼等の腕きは國際的に新資源の占領と新市場の獲得を目標とせる各國家間の武力的對立を激化せしめてゐる。

又各國の「ブルジョア」は國內の一切の反動勢力は總動員して階級的攻撃に熱病的に昂め労働者農民及植民地大衆を名状し難い窮乏のどん底に落入れてゐる。之に對して労働者農民の憤激は刻々に昂りつゝあるが、労働者農民階級に對する裏切者「ファッショ」社會「ファッショ」の首領共「ブルジョア」の前衛的支柱として「ブルジョア」の武力政策と階級的彈壓政策に協力してゐる。従つて彼等を徹底的に掃滅することなくしては我々の階級的勝利はあり得ない。第十五回メーデーは、正に斯る状態の下に敢行されるのだ。全國の同志諸君、我々の闘争目標は斯るから明瞭だ。我々には斷乎として、ブルジョアに並に夫れが支柱としての「ファッショ」、「社會ファッショ」の裏面首領共を擊破し切迫せる状態の下に闘はれる一九三四年のメーデーを光輝あるものたらしめねばならぬ。

我々は全労働者の階級的情勢を固く凝結せしめ、凡ゆる彈壓と裏切りとを蹴飛ばし、労働者の國際的連帯の勝利の爲に邁進するものであることを誓ふ。

一九三四年五月一日

決議 (第十五回統一メーデー協議會スローガン)

第十五回統一メーデー協議會

- (1) 分裂メーデー反對統一メーデー萬歳。(2) 労働者農民の敵「ファッショ」を粉砕しろ。(3) 失業者にメシと仕事を與へろ。(4) 物價は上つた賃銀を三割値上げしろ。(5) 暴壓諸法令を改廢しろ。(6) 民族性年齢を問はず、同一仕事に同一賃銀をよこせ。(7) 首切り賃下労働強化絶對反對。(8) 臨時工を即時本工にしろ。(9) 植民地の労働者農民と手を握れ。(10) 労働者戦線の統一萬歳。
- 大阪に於けるメーデー 大阪市に於ては東京市と異り單一のメーデーが舉行されたが参加人員は一昨年の九千四百、昨年の七千より更に減少して五千二百人(内女三六〇人)であつた。減少の原因は種々あるであらうがメーデーへの關心の薄らいだ事や、金屬工場が多忙の爲参加を見合はせたものゝ多かつた事等にも因由するやうに云はれてゐる。
- 示威行程 中之島公園—天王寺公園
- 参加組合 日本労働組合總聯合會、日本労働總聯盟、日本労働總同盟、日本海員組合、官業労働總同盟、全國労働組合同盟、日本労働組合總評議會、全勞統一全國會議、關西労働總聯盟、外七組合
- 参加人員 五、二〇〇人(内女三六〇人)
- メーデー標語
- 一 労働組合主義の確立。二 一日八時間一週四十八時間制の實施。三 最低賃銀の確立。四 暴壓諸法令の改廢。五 労働組合法を制限せよ。六 言論集會社出版の自由。七 失業者の生活保護。八 第十五回メーデー萬歳。九 自主的船員法の制定。一〇 港灣労働

者保護法の制定。一一 交通事故による賠償絶對反對。一二 立禁立毛土地取上げ不動産差押絶對反對。一三 二重押取制度の撤廢。

一四 耕作料の確立。一五 全産聯の團體保險粉碎。一六 誠實賃下労働強化絶對反對。一七 健康保險法の徹底的改廢。一八 労働者農民團結せよ。一九 民族的封建的差別絶對反對。二〇 労働組合の職權統一。二一 同賃労働に同一賃金を支持せよ。二二 労働組立法の改廢。二三 争議調停法の徹底的改廢。二四 國際労働條約案の批准實施。二五 職業紹介權を日本労働組合會議へ

國際労働代表の選出

我國に於て労働代表の推薦資格を有する組合は(千人以上の組合員を有するもの)三十餘あるが、本年度に於て推薦申告をなしたるものは、日本労働組合會議、日本産業労働俱樂部、海軍労働組合聯盟、足尾銅山鑛職夫組合總聯合會である。

組合會議派は、昨年十月の第一回擴大執行委員會に於て全國労働より推薦することとしその人選は同組合に一任した。

全國労働は、國際労働會議に對しては、否認的態度をとり、國內運動の戦術上利用價值あるときに限り選舉權を行ふ方針をとつてきたが、昨年十二月の擴大中央委員會に於て、現下の情勢に於ては、労働階級の國際的提携の促進と國際的諸關係の合理化を圖ること有效であるとし、代表選出を決定し、關西事務局長鈴木悦次郎氏を推すこととなつたが、本年一月の組合會議執行委員會に於て協議の結果、主事菊川忠雄氏に変更し、尙願

問として海員協會の庶務部長鈴木吉氏及び東電従業員組合の執行委員長岩永榮一氏を推薦することに決定した。

日本産業労働俱樂部は、その獨自の立場に於て推薦權を行使することとし代表第一候補に石井熊藏氏第二候補に東條喜七氏及び顧問候補者も全部俱樂部より推薦した。

海軍労働組合聯盟も、自組合より推薦することとなり、代表に林助一氏、顧問に安田加年彦氏及び野副勝一郎氏を選任、足尾銅山鑛職夫組合總聯合會も例年の通り自組合より推薦した。

労働代表推薦状況は大要右の如くで他は棄權したのであるがこれを積極的に排撃してゐるものに關東労働組合會議がある。

これは日本労働組合會議を右翼的なりとして之と對立的に組織されてゐるもので當時の加盟組合は關東地方に於ける全勞統一全國會議、日本労働組合總評議會(以上二團體は後日合同)、全國労働組合自由聯合會、日本労働組合自由聯合協議會(以上二團體は後に合同)、東京交通労働組合等の左翼組合の集合體である。本會議は一月二十一日の第一回會議に於て代表派遣反對を満場一致可決し、反對運動を行つた。

尙以上推薦の結果は、三月十七日、左の如く決定發表された。

- 代表委員 全國労働組合同盟主事 菊川 忠雄
- 顧問 海員協會庶務部長 鈴木 吉
- 同 東電従業員組合執行委員長 岩永 榮一
- 職員 全國労働組合同盟關西事務局長 鈴木悦次郎

アジア労働組合會議の結成

アジア労働會議は大正十四年、第七回労働總會出席の日本労働代表鈴木文治氏と印度労働代表M. N. ジョーシ氏との間に、第三インターナショナルに對立して、東洋諸國の労働者の解放を目的として、國際労働會議支持の日本、印度、支那等の労働組合會議の結成を協議したことに端を發し、越えて昭和三年の第十一回労働總會の日本労働代表米窪亮氏と印度労働代表側のバケール氏とロンドンに於て、アジア労働會議に關する覺書の交換となり、若々その準備が進められ、翌昭和四年九月、ボンベイに於て米窪代表と、全印度労働組合會議側幹部との間に日印準備協議會が行はれ、規約その他に關する大體の準備が完成し翌昭和五年愈々アジア労働會議の結成を見る段取りとなつた。

しかるに(昭和四年)十二月に開催された、全印度労働組合會議の大會に於て、左翼共産派が大勢を制し、反帝同盟への加入繼續、アジア労働會議參加拒絶、國際労働會議否認等の議案可決せらるゝに至り、この趨勢を察知して、大會前アジア労働會議の主唱者である社會民主主義系のジョーシ、バケール、チャマンラル、シバ、ラオの諸氏の率ゐる四十二組合は、全印度労働組合會議より脱退し、新たに全印度労働組合聯合會を組織するに至り、この印度労働界の混亂によりアジア労働組合會議の結成は一時中絶するの已むなきに至つた。

その後、昭和八年の第十七回労働總會に出席せる坂本日本労働

ニ 亞細亞労働者に對して課せらるゝ差別的性質の法律上の拘束を排除し民族、國籍、又は皮膚色を問はず労働條件に於ける待遇の均等を達成すること。  
ホ 外國の主權の下に在る亞細亞諸國に於ける労働者の搾取を排除すること。  
ヘ 亞細亞諸國に於ける労働者の生活及労働條件を改善し以て現存する不平等を除外し且社會立法が充分進歩せる諸國に於ける労働及生活條件と同一水準迄引上げること。  
ト 國際的社會立法の發達を促進すること。  
チ 戰爭を避け國際平和を確立し且帝國主義及資本主義と抗爭すること。(第十二條)

手段 會議の目的は民主主義的にして且一般に認められたる労働組合的方法によるものであつて其の中には特に左記が包含されてゐる。  
一 亞細亞に於ける労働組合運動の爲有用なりと思惟せらるゝ限りに於て他の諸機關と協力すること(第十三條)。  
二 會議の構成 會議は亞細亞労働會議の目的及手段を承認する亞細亞諸國に於ける全國的労働組合の中心組織體により構成さる。  
三 執行機關 執行委員會は議長(一名)、副議長(三名)及書記(二名)より成り隔年の通常大會に於て選任せらる(第八條)。

大會 大會は會議加盟の亞細亞諸國の一に於て隔年度に開催す。前年大會に於て決定せられざる場合は參加國は全國労働組合中心組織體と協議の上執行委員に於て決定す(第十一條)。  
本部 會議の本部は印度ボンベイに置く(第二十條)。  
コロナに於て可決せる決議

コロナに於て可決せる決議

労働代表、アフダブ・アリ印度労働代表、ソユン・シャン支那労働代表の間に數次の折衝が重ねられ、同年九月の日本労働組合會議第二回大會に於て、アジア労働會議の結成促進が決議せられ、一方印度に於ても左翼派漸次凋落し、大部分は聯合會に加盟するに至り、同年十二月の聯合會大會は、同様アジア労働會議の結成を決議し、本年に入り日印折衝具體化し、遂に五月十日コロンボに於て同會議の結成を見るに至つた。

我國よりは第十八回國際労働總會労働代表委員菊川忠雄氏が日本労働組合會議を代表して、日本代表として之に臨んだ。

結成大會 アジア労働會議の第一回會議は、本年五月十日コロンボにて開催され、出席者は日本、セイロン及び印度の代表者で、支那側代表は、國際労働總會出席のため既に出發したるため出席することができなかつた。

同會議に於て採擇された規約及び決議は次の通りである。

規約(抄)

目的

- イ 參加國に於ける労働組合間の關係を緊密ならしむることによつて亞細亞労働階級の間に團結を齎すこと。
- ロ 亞細亞に於ける労働組合運動の利益及活動を國內的及國際的に促進すること。
- ハ 亞細亞に於ける労働組合に共通する一般的利益に關係を有する活動を遂行すること。

- 一 總會會議に締結國の植民地及從屬國が直接代表者の選出權を確保すべきことを國際労働事務局に要求する。
  - 二 締結國は其の批准せる條約を其の植民地及從屬國にも適用すべき義務があるが如き措置を採ることを國際労働機關に對し要求する決議。
  - 三 國際労働機關主催のもとに三部制の亞細亞労働會議を招集する件に關し、一九三一年通過せる決議に對し國際労働機關の注意を喚起する決議。
  - 四 國際労働機關理事會の少くともこの席を亞細亞労働階級に割當てることを要求する決議。
  - 五 會議は労働組合國際聯合會に對して共通の利害關係ある一切の事項に對し充分なる協力を確保する決議。
- 最後に特別決議として會議は「ジュネヴァに於ける國際労働會議に赴く印度及び日本の代表に對し、總會が一週四十時間及び失業保險を取扱ふ場合該條約を新興工業に適用せしむる爲條約を如何に變更すべきかを研究する爲特別委員を任命すべきことを總會に對して要求すべし」とする決議をなした。

會議の役員

會議の役員は左の如く諸國に依りて爲すべく決定された。

議長 日本(日本労働組合會議に依り指名される等)。後日鈴木文治氏に決定。

副議長 印度、支那及セイロン(關係諸國の労働組合の中心組織體により指名される等)。

副議長 印度、支那及セイロン(關係諸國の労働組合の中心組織體により指名される等)。

書記 一名は日本労働組合會議に依りて指名せらるる者、一名はバックハイレ氏で直ちに其の職務を行ふべく會議に依り任命された。

産業協力運動

産業協力の根本基調が、労働組合法、團體協約法の制定にありとすることに就ては、既に日本労働組合會議派の運動方針の項に於て述べた。

各労働組合の大會は、何れもそれが制定實施の要請を掲げてゐるが、その具體的工作に著々歩を進めてゐるのは、日本労働同盟である。總同盟は、昭和八年以來、各地に勞資懇談會を催し、産業協力を關する組合の運動精神の普及徹底を圖り、引續いて本年に於ても各地に勞資の會合を開き、これが促進に努力してゐる。その結果、昭和九年末現在に於ては、六二協約、關係労働者九、四一八名といふ實績をあげてゐる。

由來、團體協約の觀念は、雇傭契約に於ける雇主の專斷に對し労働者の共同決議權を樹立するといふ立前にその運動が行はれた。従つて團體協約の目的とする所も、主として労働條件の協定にあつたのである。

しかし、左に示す東京バルブ會と總同盟關東電球硝子産業労働組合との團體協約は、單なる労働條件の協定にあらずして、「産業報國」の精神に基き、業界の統制不當競争の防止といふ特殊の意義と職能をもつものである。

中小工業に於て、かゝる團體協約の締結せられることは、まことに注目すべき現象で、労働組合の機能に重大なる轉機を齎らしたものと見るべきであらう。

その他 東京塗裝業組合と、總同盟系塗裝工組合との團體協約(昭和九年八月二十三日成立)、大阪バルブ製造組合と日本労働組合聯合大阪電球労働組合(昭和九年八月二十八日成立)との間に於ける團體協約は何れも同じ性質をもつものである。

團體協約覺書

國產電球は、昭和七年輸出總額一千二百萬圓に上り我輸出品中極めて重要な地位を占めて居ることは周知の如くである。然るに近來、各國に於てこれが輸入を阻止せんとする傾向顯著となつて來たことはまことに深憂に堪えないところである。

惟ふに輸出電球が今日の苦境に立つに至つた原因は主として業界の無統制にある。輸出の好條件に恵れた當時にしても、無謀なる廉價競争を行つた結果、業主は缺損を深め、労働條件は低下する一方の状態で、業界の統制は業主組合の關心事であるのみでなく、労働組合としても痛切にその必要を感じた次第である。加ふるに、労働條件の統制が、業界統制の基本的條件であるに鑑み、茲に電球硝子業者の組合たる東京バルブ會と關東電球硝子産業労働組合とが、産業協力、共存共榮の精神に立脚して別記の如く團體協約の締結を行つたのである。

この種の團體協約は、我國最初の經驗であり、勞資共にその責任の重大なることを痛感する、今後これが健全なる運用を計り、廣く電

球産業一般に採用され、以つて産業の繁榮を所期するものである。日本労働同盟關東電球硝子産業労働組合と東京バルブ會との間に締結せる團體協約覺書は左の如し。

團體協約締結覺書

東京バルブ會と日本労働同盟關東電球硝子産業労働組合とは産業報國の精神に基き左の協定をなす。

- 一 東京バルブ會は日本労働同盟關東電球硝子産業労働組合を公認す。
  - 二 東京バルブ會加盟の工場従業員は原則として日本労働同盟關東電球硝子産業労働組合員たること。
  - 三 組合は電球硝子産業繁榮の爲に努力し東京バルブ會は従業員の待遇改善に努力すること。
  - 四 労働條件の協定に就ては勞資双方とも同一の産業状態を考慮すること。
  - 五 組合は組合員の行動に對して責任を負ふこと。
  - 六 工賃其他労働條件の協定は東京バルブ會より選出したる委員と組合より選出したる委員とに依つて年一回之を行ふこと。
- 但し委員會規則並に委員の數は別に之を定む。
- 昭和九年二月四日

東京バルブ會

代表者 會長 村松 庄太郎

日本労働同盟

會長 松岡 駒吉

追記

- 一 本團體協約締結の精神に基き東京バルブ會と日本労働同盟關東電球硝子産業労働組合とは兩者顧問の交換をなし産業協力に努力すること。
- (一) 東京バルブ會に關東電球硝子産業労働組合より選出したる二名の顧問を置くこと。
- (二) 關東電球硝子産業労働組合は東京バルブ會より選出したる二名の顧問を置くこと。
- 二 勞資協定委員會を設置し規約は別に制定す、其のなすべき事業は左の範圍とす。
- (イ) 産業協力精神の徹底。(ロ) 従業員の人格、識見の向上。(ハ) 技術の練磨。(ニ) 従業員の相互共済及相互金融。(ホ) 購買組合の設立。(ヘ) 職業紹介。(ト) 労働條件の協定。
- 其他産業繁榮並に労働者の福利を増進するに必要な諸事業及運動。

電球硝子産業協力委員會會則

- 第一條 本委員會は東京電球バルブ會内に之を設く
  - 第二條 本委員會は協約締結の精神に基き労働條件の研究と適切な立案をなし以て電球硝子産業の進展と従業員の生活向上に貢献するを目的とす
  - 第三條 本委員會は東京バルブ會より選出したる委員と關東電球硝子産業労働組合より選出したる委員に依て組織す
  - 第四條 本委員會に正副議長を置き正副議長は各々バルブ會並に労働組合より交互に選出し其の任期は各一箇年とす
- 東京バルブ會會長並に書記長、關東電球硝子産業労働組合

組合長、主事は選挙に依らずして委員の資格あるものとす  
選出委員は十四名とし東京ベルブ同業組合並に關東電球硝  
子産業労働組合より各七名宛選出するものとす

第五條 本委員会に書記二名を置く、書記の任命は議長之を行ふ

第六條 本委員会は毎年一回とし三月之を開催す

第七條 本委員会の目的を達成するため準備委員会を置く

準備委員会は不定期とし正副議長必要と認めたるるとき若く  
は委員五名以上の要求ありたるるとき議長之を召集す

第八條 本會議に上程すべき議案は準備委員会の承認を得たるもの  
に限る

第九條 本會議に於て満場一致議決したる事項は東京ベルブ會加盟  
各工場之を實施するの責に任ず

第十條 本會に出席し發言權を有するものは東京ベルブ會顧問並に  
日本労働總同盟會長松岡吉氏とす

第十一條 本則に關し疑義あるときは議長之を決す

第十二條 本則は昭和九年二月四日より之を實施す

又、東京製鋼株式会社と總同盟製鋼労働組合の労働條件協定  
委員会は、十一月七日より三日間行はれたが、左記聲明書によ  
つて明らかなるごとく、極めて圓滑のうちに行はれ、會社側が  
協定事項とせず、發表事項として、「本年度定期昇給額五割増給  
與」を聲明したことは労働組合の産業協力の精神に對する會社  
側の誠意を以ての答であると思ふことができる。

聲明書

又、小にしては、東電従業員組合の如く、一會社の従業員に  
よつて組織せらるゝ團體は、會社の隆盛に向つて全力を注ぐべ  
きであるとしてゐる(註)。

勞資關係を合理化し産業平和の基礎を確立する爲め、昭和三年始め  
て開催せし労働條件の協定委員会は、爾來勞資双方の誠意ある努力  
に依り漸次協定工作の成長を示しつゝ茲に第八回を重ねるに至つた  
今回の協定委員会に於ては委員会が常に労働條件の改善要求處理の  
爲めのみ終始することなく、更に産業協力の精神的強化に依る團  
體協約運用の妙諦を示し得るの時期至れりとの見地より、双方提案  
を厳選すると共に談笑裡に審議を遂げたのである。特に會社に於て  
は組合側の進歩的態度を諒察し、現下經濟界の狀勢に基く組合員の  
作業上の勞を多とし、其の協力に應ふるの意を以て、進んで労働條  
件の改善を表面したのである。斯くして圓滿裡に協定委員会を終了  
したることを欣ぶものである。

註 東電従業員組合は本年三月の大會に於て左の如き運動方針をと  
ることを決定した。  
一 支部の存在せる職場は支部員全體が一致して會社の利益にな  
る種々の意見を集め、職場を中心に營業經營對策協議會を設置

する。

二 全組合員は需要家との惡感情を融和すべくあらゆる機會を通  
じて努力する。殊に從來の官僚的態度は即時改革すべきである  
然し乍らいかなる場合に於ても公共事業の精神と公共産業労働  
者の立場を忘れてはならない。

三 電氣産業が公共事業として直接大衆の生活に大きな關係を  
もつことは言ふまでもないが、如何に公共事業と雖も採算を無  
視して經營は不可能である。従つて無理難題なる電力料値下運動  
或はそれに藉口して不純なる運動をなすものに對しては從來の  
如き傍觀的態度を捨て寧ろ積極的にこれに對して、公共労働者  
の立場から諷りなき裁断を下して善處しなければならぬ。

労働組合の事業

労働組合が、經濟團體として共済施設やその他の建設的事業  
に關心をもつに至つたのは、最近の現象である。

もつとも、消費組合事業について早くから相當の實績はあけ  
てゐるやうであるが、その他の事業については未だ緒についた  
時代で、而も裕ならざる組合財政をもつてするためさして見る  
べきものはなく各組合區々にこれを營んでゐる狀況にある。

共済事業については寧ろ官業労働組合に見るべきものがある  
やうであるが、その他の組合としては日本海員組合、總同盟等  
の財政的基礎の確立した組合に營まれてゐるだけである。

就中、日本海員組合の失業共済制度は最も本格的のもので、  
失業保険の前提たる役割をもつものである。同組合に於ては既

に昭和五年四月以來、失業海員救済のために投産所を經營し、  
爾來昭和九年一月までに延人員八十七萬七千四百三十一人の失  
業海員を救済し、これに要した經費は百五萬五千四百二圓九十  
錢(内政府補助五十五萬二千七百八圓二十五錢)に上つてゐる。

この投産所は、當初より失業保險制度の實施を促進するため  
に、營まれたのであるが、更に一步を進めて、本年四月一日よ  
り船員失業救済部を設けて、失業救済を開始することとなつた  
のである。その制度の概要を示せば次の通りである。

共済給付受有資格

通算一箇年以上乗船し、其の期間中共済部掛金(組合費)を全納し  
たる船員で、下船後一箇月以内に海事協同會船員職業紹介所に求職  
の申込をしたもの  
右の期間計算に就て

- 一 乗船期間は救済金を支給せられたることある者に就ては、其支  
給の終りたる日の翌日より更めて之を起算す。
- 二 失業したる日より救済金の支給を終る日までの間に於ける、二  
箇月以内の臨時乗船期間は之を除く。
- 三 下船後乗船員に編入せられ給料又は食費を受くる者に就ては、  
救済金支給期間は給料又は食費を受けざるに至りたる日より通行  
す。
- 四 船員雇止と同時に引續き同一船舶の乗船者となりたる者は、乗  
船を解雇せられたる日を以て下船したるものと見做す。
- 五 乗船就業中疾病にかゝり又は傷疾を受け入院又は通院し治療受

| 職 業 産 業 別 |       |         | 業 態 別   |       |          |
|-----------|-------|---------|---------|-------|----------|
| 種 別       | 組 合 数 | 組 合 員 数 | 種 別     | 組 合 数 | 組 合 員 数  |
| 職 業 別     | 184   | 22,795  | 機 械 器 具 | 86    | 90,190   |
| 産 業 別     | 454   | 323,469 | 化 學     | 105   | (1,819)  |
| 一 般 勞 働 者 | 327   | 41,700  | 染 織     | 37    | 24,320   |
| 計         | 965   | 387,964 | 飲 食 物   | 34    | (3,639)  |
|           |       |         | 雜 工 業   | 135   | 14,254   |
|           |       |         | 鑛 業     | 20    | (6,453)  |
|           |       |         | 瓦 斯 電 氣 | 20    | 5,937    |
|           |       |         | 運 輸 交 通 | 101   | (860)    |
|           |       |         | 通 信     | 5     | 18,338   |
|           |       |         | 土 木 建 築 | 50    | (2,349)  |
|           |       |         | 其 他     | 372   | 6,460    |
|           |       |         | 計       | 965   | (226)    |
|           |       |         |         |       | 7,266    |
|           |       |         |         |       | (40)     |
|           |       |         |         |       | 158,575  |
|           |       |         |         |       | (2,674)  |
|           |       |         |         |       | 6,172    |
|           |       |         |         |       | (123)    |
|           |       |         |         |       | 7,904    |
|           |       |         |         |       | (3)      |
|           |       |         |         |       | 48,548   |
|           |       |         |         |       | (2,860)  |
|           |       |         |         |       | 387,964  |
|           |       |         |         |       | (21,046) |

単 一 聯 合 別

| 種 別      | 組 合 数 | 組 合 員 数 |
|----------|-------|---------|
| 単 一 組 合  | 544   | 217,337 |
| 聯 合 組 合  | 66    | 170,627 |
| (聯合加盟組合) | 355   |         |
| 計        | 965   | 387,964 |

廳 府 別 (1)

| 廳 府 縣 | 組 合 数 | 組 合 員 数 |
|-------|-------|---------|
| 北 海 道 | 29    | 10,476  |
| 東 京   | 194   | (50)    |
| 京 都   | 35    | 65,528  |
| 大 阪   | 110   | (6,705) |
| 神 奈 川 | 47    | 5,229   |
| 兵 庫   | 65    | (136)   |
| 長 崎   | 20    | 68,470  |
| 新 潟   | 13    | (4,284) |
| 埼 玉   | 8     | 41,220  |
| 群 馬   | 14    | (1,592) |
| 千 葉   | 5     | 95,363  |
| 茨 城   | 13    | (1,378) |
|       |       | 9,621   |
|       |       | (135)   |
|       |       | 2,018   |
|       |       | (505)   |
|       |       | 3,078   |
|       |       | (644)   |
|       |       | 1,263   |
|       |       | (82)    |
|       |       | 1,721   |
|       |       | (196)   |
|       |       | 847     |
|       |       | (一)     |

廳 府 別 (2) 廳 府 別 (3) 廳 府 別 (4)

| 廳 府 縣 | 組 合 数 | 組 合 員 数  | 廳 府 縣 | 組 合 数 | 組 合 員 数 | 廳 府 縣 | 組 合 数 | 組 合 員 数 |
|-------|-------|----------|-------|-------|---------|-------|-------|---------|
| 岡 山   | 4     | 208      | 長 野   | 5     | 423     | 栃 木   | 26    | 6,327   |
| 廣 島   | 26    | (一)      | 宮 城   | 10    | (87)    | 奈 良   | 12    | (121)   |
| 山 口   | 18    | 23,552   | 福 島   | 5     | 860     | 三 重   | 8     | 898     |
| 和 歌 山 | 20    | (240)    | 岩 手   | —     | (一)     | 愛 知   | 69    | (一)     |
| 德 島   | 17    | 4,008    | 青 森   | 5     | 390     | 靜 岡   | 13    | 1,167   |
| 香 川   | 2     | (118)    | 山 形   | —     | (90)    | 山 梨   | 3     | (336)   |
| 愛 媛   | 8     | 2,137    | 秋 田   | 6     | —       | 滋 賀   | 9     | 9,238   |
| 高 知   | 34    | (一)      | 福 井   | 5     | 712     | 岐 阜   | 27    | (833)   |
| 宮 崎   | —     | 2,160    | 石 川   | 11    | (一)     | 福 岡   | 30    | 1,830   |
| 鹿 兒 島 | 9     | (175)    | 富 山   | 8     | 980     | 大 分   | 6     | (527)   |
| 沖 繩   | 7     | 87       | 鳥 取   | 3     | (一)     | 佐 賀   | 6     | 392     |
| 計     | 965   | 1,022    | 島 根   | —     | (一)     | 熊 本   | —     | (一)     |
|       |       | (一)      |       |       |         |       |       |         |
|       |       | 1,022    |       |       |         |       |       |         |
|       |       | (152)    |       |       |         |       |       |         |
|       |       | 2,865    |       |       |         |       |       |         |
|       |       | (969)    |       |       |         |       |       |         |
|       |       | —        |       |       |         |       |       |         |
|       |       | 1,055    |       |       |         |       |       |         |
|       |       | (9)      |       |       |         |       |       |         |
|       |       | 811      |       |       |         |       |       |         |
|       |       | (一)      |       |       |         |       |       |         |
|       |       | 387,964  |       |       |         |       |       |         |
|       |       | (21,046) |       |       |         |       |       |         |

(社會局調査による)

(内 藤 義 弘)

院後海事協同會に求職申込をなしたるものは下船の翌日より起算す。  
 季節的労働に従事する船員の季節的離職は失業と見做さず。  
 給付額(失業給與金及逓信大臣の命令書による勤勞手當金)(救済金と總稱す)。  
 前期(下船後三箇月の待期經過後即下船後四箇月より三箇月間) 毎月金十二圓  
 後期(前記の期間經過後即下船後七箇月目より六箇月間) 毎月金九圓  
 但一箇月未滿は日割計算のこと。  
 右の救済金を受くるものは前期に在りては毎月八日、後期にありては毎月六日船員として必要なる訓練を受くるため勤勞に従ふものとす。  
 出勤日(支給日) 原則として  
 前期 出勤日八日の内四日は十五日以前残りの四日は十六日以後に割當つ  
 後期 出勤日六日の内三日は十五日以前残りの三日は十六日以後に割當つ  
 出勤日の勤勞は収入を伴はざることを原則とす。  
 特別割増金 出勤日の勤勞にして収入ありたる場合は、事業の性質を考慮して特別割増金を支給することを得。  
 授産所收容者特例

労働組合に関する諸統計(社會局調査に依る)

昭和九年三月三十一日現在に於いて授産所に收容せられ、收容期間一箇年を経過せざるものにして、其間掛金を全納せる船員に對しては  
 收容期間 六箇月未滿のものは前期に該當せしめ救済す。  
 收容期間 一箇年未滿のものは後期に該當せしめ救済す。  
 受給失資格者  
 一 脱船其他犯罪行為ありたるに因り解雇せられたる者  
 二 公の救助又は扶助を受くる者  
 三 會館又は出張所を在地を去りたる者  
 四 監獄、留置場又は勞務場に拘禁又は留置せられたる者  
 五 適當なる職業を紹介せられたるも之を拒否したる者  
 六 船員失業救済手帳を紛失したるもの  
 受給申込手續  
 失業救済金を受けんとするものは、左の書類を共済本部又は出張所(日本海員組合本部)に提出すること。  
 一 海事協同會船員職業紹介所の失業證明書  
 二 共済掛金を納付したる海員組合手帳  
 三 本人の半身脱帽の寫眞  
 是に對し共済部は被救済資格、出勤及救済金支給を證する船員失業共済手帳に本人の寫眞を貼付して交付す。

# 勞 働 争 議

## 概 説

嘗て昭和八年の我國勞働争議を概観せし時、一、非常時察團氣の産業界に與へた精神的影響、二、軍需工業の股賑と一般産業界に於けるインフレーションの進行、三、勞働組合自體の經營化による勞資關係の穩健化、四、争議激發を目的とする左翼勞働組合の凋落等の諸原因に依り、發生状態並に規模が非常に縮小緩和され、且つ大部分中小工業に惹起してゐると述べたが、本年度に於ても右の如き社會情勢は依然として勞働争議の諸様相に反映してゐる。即ち一九三五・六年の非常時を目標の間に控へ、一般思想の右翼化及び國防充實の觀念は益々昂揚し、昭和九年度軍事費豫算は九億三千七百萬圓を示し、陸軍豫算のみにも其の内一億一千九百萬圓は、軍需費民間工業に割當てられて民間會社を潤澤にして居り、更に景氣のパロメーターとも云ふべき海外貿易も、亦各國の邦品壓迫の中に前年と略々同じ程度の爲替を以て、而も前年より輸出の増加を來してゐる。如斯緊張せる社會現象の裡に在つて、一時猖獗を極めた左翼運動は全く衰頹し、他の一般勞働組合運動も産業協力を標榜して漸次着實穩健となりたる爲め、往時行はれし勞働運動即勞働争議

の通俗觀念に囚れ、争議も何時しか解消したかの如く思惟されて、世人の關心より遠ざかるに至つた。然り、一般的には嘗て盛行せし如き暴動的事件は殆んど絶滅した。さればとて、最早勞働争議を社會問題の一として考究する程重要性無しと斷定するは早計であらう。何故ならば、是等好傾向の反面には本年度時局匡救費が大削減せられて居り、或は軍需貿易製品に關係無き諸産業は依然として沈衰状態にある。更に勞働賃銀の推移を見るも、實收賃銀は増加してゐるが却つて定額賃銀は減少して居り、又急激なる事業の擴張は所謂ソシアル・ダンピング問題を提起せしめると共に、他面には臨時工を多産して一般勞働條件を牽制する結果を招き、延いては事業主の不況對策に便なる雇傭條件の前提を爲す等、思はざる矛盾と不安を醸成し來つてゐる。斯くて市場の盛衰、經營の適否は絶えず微妙な被傭者心理を刺戟して、一見平穩なりし九年度の争議に、以下略述する如き諸現象を示してゐる。

### 勞働争議の一般的傾向

先づ發生狀況に就いて觀るに、次頁表の如く九年度の總件數は一、九一五件——内務省社會局發表——に達し、前年度より一

八件増加してゐる。其の原因は去る九月二十一日突如襲來した關西の風水害に基くものである。即ち當時被害地に於ける家屋の倒壊は甚しく、之が復舊工事の起るや俄然各種互の需要増大し市價の騰貴を來すに至つた。茲於、京都、奈良、愛知、高知等の瓦製造従業員は、九、十の兩月に互り工賃値上を要求して紛議を起すもの續出し、其數五〇件に及びたる爲にして、此の天災無くんば寧ろ前年より減少せるものと云はねばならぬ。次

に累計参加人員一二〇、三〇七名を數へ昨年同期より三、五七四名多く、一件當り平均参加人員も六三名にして一名増加してゐる。

これは、九月十二日、日本郵船、大阪商船、近海郵船の三社に對し日本海員組合が、賃銀増額を要求するに至り、其の關係者一三、六九五名の多數に及んだ結果に外ならぬ。

| 年次      | 勞働争議總數 |          | 内 同 盟 罷 怠 業 工 場 閉 鎖 |        | 内 罷 怠 業 工 場 閉 鎖 |        | 自然消滅 | 未解決 |
|---------|--------|----------|---------------------|--------|-----------------|--------|------|-----|
|         | 總件數    | 總參加人員    | 件數                  | 參加人員   | 三十一日以下          | 三十一日以上 |      |     |
| (大正十五年) | 一、三〇五  | 一、二七、二六七 | 四九五                 | 六七、三三四 | 一三六             | 一八四    | 一〇〇  | 六   |
| 昭和元年    | 一、〇〇一  | 一〇三、三〇〇  | 三三三                 | 四六、六七三 | 一一三             | 一一八    | 一〇〇  | 六   |
| 二年      | 一、〇〇三  | 一〇一、八九三  | 三九七                 | 四六、三三三 | 一一七             | 一一五    | 一〇〇  | 六   |
| 三年      | 一、〇〇三  | 一〇一、八九三  | 三九七                 | 四六、三三三 | 一一七             | 一一五    | 一〇〇  | 六   |
| 四年      | 一、四〇〇  | 一三、一四三   | 五七六                 | 七、四四四  | 一三四             | 一九七    | 一四六  | 五   |
| 五年      | 二、二八九  | 一九、八〇五   | 九〇七                 | 八一、三三九 | 九〇              | 一〇八    | 二六九  | 二   |
| 六年      | 二、四五六  | 一五、四五六   | 九八八                 | 六四、五三六 | 一八六             | 一三七    | 三〇五  | 七   |
| 七年      | 二、二二七  | 二二、三三三   | 八九三                 | 五九、七三三 | 一六八             | 一四二    | 二六八  | 二   |
| 八年      | 一、八九七  | 一一、六七三   | 六〇〇                 | 四九、四三三 | 八二              | 一〇三    | 一九七  | 二   |
| 九年      | 一、九一五  | 一三〇、三〇七  | 六二六                 | 四九、五三六 | 七九              | 一〇三    | 一六八  | 三   |

其他、東京乗合自動車株式會社の一、二六四名、ダンロップ護謨極東株式會社(兵庫)の一、三二一名、奥貫足袋工場外三十二

工場(埼玉)の一、二〇〇名、東京モスリン紡績株式會社の一、七五六名、東京市電氣局の九、九〇三名等に關する事件の外は



概して小規模のもの多く、殊に参加者三〇名以下の争議に至つては全體の約六三%を占めてゐる。之に依つて觀るも本年度財界の股賑は頗る跛行的にして、中小工業は今尙好況の圏外に在るもの多く、爲に争議が是等小企業に頻發してゐることが推察されるのである。從而最近の争議が、小企業より大企業へ移行せるものと斷ずるのは早計と云はねばならぬ。更に又主要労働組合の争議の最少化方針が漸次實行され、争議を以て唯一の勢力扶植の手段とせざる爲未組織大衆を刺戟すること少く、從而局外者にして之に關與するを欲せぬ傾向が普遍化しつつあることも窺知し得らる。乍然、本年度中の四大争議とも稱すべき

左の事件の如く、雇傭者側が従業員乃至は關係労働組合に對し勞務管理の適正を缺くか、或は又事件勃發の前後に於て誠意無き場合は、容觀情勢の如何に不拘彼等を一致團結せしめて、事態を意想外に擴大紛糾せしむるに至る事は注意すべきである。而して是等の中、一は自治體の下に於て多年經營難に腐心する公益事業であり、一は軍需インフレ及び金輸出禁止に伴ふ金地金の暴騰に躍進する企業であり、他は久しく勞資協力の實績を收め得たる大海運業なるが故に關心を喚ぶこと切實なるものがある。

| 事業場名                             | 所在地 | 争議期間              | 罷息業 | 要求事項                             | 解決事項   | 参加人員   |
|----------------------------------|-----|-------------------|-----|----------------------------------|--|--|
| 土肥金山株式会社<br>土肥鑛業所                | 静岡  | 自一月二三日<br>至二月一二日  | 罷業  | 一 解雇手当の増額<br>一 勤続手当制の一<br>部改正    | 一 勞資各希望を折衷して妥協                                   | 三七六<br>土肥金山従業員聯合                             |
| 株式会社大阪機械<br>工作所                  | 大阪  | 自七月七日<br>至九月七日    | 同   | 一 臨時工三名の復職<br>一 同四名の即時本備採用       | 一 組合は争議閉よ<br>り手を引くこと<br>給<br>一 金一封三萬圓支           | 七五〇<br>日本労働總同盟<br>大阪聯合會                      |
| 東京市電氣局                           | 東京  | 自九月五日<br>至九月一三日   | 同   | 一 一齊解雇再採用<br>即時撤回                | 一 調停委員會の決<br>議事項中第一、<br>第二條項を實行                  | 九、九〇三<br>一 東京交通<br>一 労働組合<br>一 日本交通<br>従業員組合 |
| 日本郵船株式会社<br>大阪商船株式会社<br>近海郵船株式会社 | 兵庫  | 自九月一二日<br>至九月二十七日 | 一   | 一 年二回の定期昇<br>給<br>一 諸手当の即時復<br>活 | 一 定期昇給につ<br>いては經過年數を<br>考慮して實施す<br>諸手当は夫々増<br>額す | 一三、六九五<br>日本海員組合                             |

此の外新傾向の一つと見るべきものに外國資本系統に屬する

諸會社の紛争がある。一例を擧ぐるならば、英國資本のダンロ

保護極東株式會社に於ける株式讓渡問題、米國資本の日本ゼネラルモーターズ株式會社の低劣なる解雇手當制度問題、同くスタンダード、ヴァキウム石油會社の昇給問題等による葛藤である。今その原因を考察するに、先づ客觀すれば、近時我國工業界の驚くべき發展と、國産品愛用等の思潮により、外國資本系統の諸會社にありては漸次壓迫を感じて内地企業から後退せんとし、事業の邦人委任又は労働條件の低下等を爲すに至つた結果であり、翻而内觀すれば、是等諸會社は概して就働期中の労働條件こそ善けれ、工場設備は所謂コンベアシステムを以て行はれる結果、極度に人間が機械に酷使されることになり、加ふるに解退職手當制度等に對する觀念及其處置が、到底我國民の納得し得ざる冷淡さに基くものと觀られるのである。之を要するに本年度争議は、天災による特殊的事件を除けば一般に發生状態が緩和され且小規模のもの多く、更に非常時意識は勞資双方をして比較的無理な手段を避けしめて解決を早からしめてゐる。然し内容に於ては、市場の活況に伴ふ労働階級の攻勢を示すもの漸増する一方、防衛的消極的なものは依然として相當數を占め、複雑な經濟状態を反映してゐる。以下更に項を改めて若干の考察をしよう。

### 要求及解決並に業態別に現れた特徴

既に前項末尾に於て、労働階級の攻勢を示す争議の増加を指

摘したが、それは左の事實に依據するものである。即ち過去の不況期に於て不斷に進行した機械合理化の過程は、技術の驚くべき進歩と相俟つて生産能力の異常なる増加を齎し、賃銀体給手當租税金利等の單位當りコストを著しく低下せしめたが、圖らずも之は輸出品の海外競争の非常なる増大となり、折柄の圓價低落に助長されて益々輸出工業の繁榮を結果し、他方軍需工業の躍進と相關して當該事業家の利潤を甚大ならしめた。從而之が關係従業員は労働條件の改善を相次いで要求し來り、爲に從來の消極的要求は漸減して之に代はるに積極的要求が多數提出されるに至つたのである。その最も顯著な現象は次頁表の如く賃銀減額反對が僅に七八件なるに反し、賃銀増額が昭和六年同期の二倍大に當る六二二件に及び、全要求事項中の三二・五%即ち約四割を占めてゐることである。其他労働時間短縮及び工場設備其他福利施設増進の施設等の要求が夫々増加してゐるのは好い證左と云はねばならぬ。尤も賃銀増額の内、既述せし互製造従業員に關するもの、及び山口、愛媛兩縣下の鹽田労働者が、本年梅雨期に降雨少き爲め製鹽成績良好なると、米價騰貴による生活難を理由に、矢張り賃銀値上を要求するもの續出した特殊事情の存することを考慮に入れねばならぬ。

乍然是等新興工業の圏外に在るものは經營困難の結果、事業の縮廢、賃銀不拂、人員整理等を行ひ、又は責任回避による事業主の逃亡となり、或は土木救済事業の如く、事業の完成によ

| 年次   | 賃銀  | 減賃銀 | 賃銀の支給方法又は是に對する | 賃銀の支拂 | 休業 | 休業手当の支給又はは復職者 | 解雇反 | 解雇反の確立 | 労働時間 | 公休 | 作業法の變更又は反對 | 組合員労働委員會の設置 | 労働委員会の設置 | 監督者の排斥 | 雑  | 計     |
|------|-----|-----|----------------|-------|----|---------------|-----|--------|------|----|------------|-------------|----------|--------|----|-------|
| 昭和六年 | 290 | 49  | 103            | 261   | 25 | 80            | 54  | 27     | 3    | 3  | 33         | 0           | 9        | 40     | 18 | 2,456 |
| 同 七年 | 397 | 289 | 96             | 286   | 81 | 53            | 488 | 37     | 3    | 3  | 17         | 0           | 11       | 26     | 21 | 2,277 |
| 同 八年 | 576 | 210 | 103            | 300   | 49 | 33            | 399 | 25     | 3    | 3  | 34         | 0           | 14       | 45     | 25 | 1,897 |
| 同 九年 | 621 | 76  | 113            | 184   | 77 | 17            | 309 | 28     | 3    | 18 | 9          | 0           | 15       | 45     | 29 | 1,925 |
| 昭和六年 | 218 | 172 | 46             | 214   | 47 | 33            | 330 | 15     | 1    | 1  | 9          | 0           | 4        | 16     | 5  | 1,000 |
| 同 七年 | 179 | 130 | 49             | 139   | 37 | 24            | 330 | 9      | 0    | 8  | 0          | 0           | 5        | 12     | 5  | 1,000 |
| 同 八年 | 304 | 58  | 54             | 105   | 26 | 17            | 168 | 13     | 0    | 7  | 0          | 0           | 7        | 24     | 6  | 1,000 |
| 同 九年 | 355 | 42  | 59             | 96    | 19 | 16            | 150 | 15     | 0    | 3  | 0          | 0           | 8        | 23     | 7  | 1,000 |

る該従業員の解雇等により、賃銀支拂一八四件、九・六%、解雇反對又は解雇者の復職三〇九件一六・一%、解雇退職手当の確立又は増額二八八件一五・〇%等の消極的要求が、今尙少からず提出されてゐることは注意せねばならぬ。同時に閉却してならぬことは、概説の中に既に言及した臨時工問題であつて、昨年來増加した就業労働者の多くは繁忙工場に臨時工として採用されてゐるのである。然し雇傭の結果は、一、何時でも自由に解雇され、二、健康保険の被保険者から除外を受け、三、期末賞與退職手当、勤続手当等の待遇が低い爲に事業が多忙なるにも不

拘、雇傭期間の切替、本傭に採用の有無、賃銀又は解雇に關する要求等に絡んで、争議となり易い性質を多分に包含してゐる。大阪機械工作所の大罷業は、はしなくも臨時工の解雇に端を發して居る。而して之が關係争議は將來増加する傾向にある。此の傾向を防止する爲め、事業家に對し監督官廳は再三注意を促し來つた。参考の爲めその中の一を掲載しよう。

近時工場法の適用を免れんが爲めに職工間接雇傭の方法に依り、或は職工をして、社員若くは組合員たらしむる等工場經營の組織形態を変更して、工業主と職工との間に使用關係なしとするもの有之候

處、工場法に所謂職工とは工業主に對し從屬的關係に於て、有價に工業作業に従事する労働者を謂ふ義に有之、如上の場合に於ても法規適用の對象たる工業主及び職工間の使用關係を否定することを得ず従つて當然工場法を適用すべき次第に有之候條御諒知相成度、追つて右の解釋は從來より當局の執り來りたる所に候處、先般個人經營工場を組合組織に改めたる實際の事例に關し、大審院は右解釋と同様に基く判決を爲し、之が確定を見るに至り候條爲念。

は、却つて彼等を結束せしめて事態の固定化を招く等、幾多の参考材料を示してゐる。因に同法に依り開設せられた調停委員會の事例は、昭和五年五月の湯淺伸銅株式会社(大阪)同六年二月の日本エナメル株式会社(大阪)、同七年十月の東京市電氣局、同八年五月の中桐鐵工所(大阪)、同八年十二月の日本防水布株式会社(大阪)及び今回の市電を合して六件である。

次に要求事項が如何なる結果に終つてゐるかを觀察しよう。九月末迄に同盟罷業及び工場閉鎖を伴ひたる四五四件に就いて見るならば、労働者側の要求貫徹せしもの一二一件二六・七%、妥協解決せしもの一八一件四〇・三%、不貫徹に終りたるもの一五〇件三三%となつてゐる。

次に各種業態に現れた状況は左の通りである。

| 年次   | 機械  | 器具  | 工業  | 化學  | 染織  | 工業  | 造業  | 飲食物業 | 製業  | 雜業  | 鑛業  | 瓦工  | 電氣  | 運輸  | 土木  | 通信  | 其他  | 計   |       |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 昭和六年 | 533 | 333 | 333 | 333 | 333 | 333 | 333 | 333  | 333 | 333 | 333 | 333 | 333 | 333 | 333 | 333 | 333 | 333 | 2,456 |
| 同 七年 | 333 | 333 | 333 | 333 | 333 | 333 | 333 | 333  | 333 | 333 | 333 | 333 | 333 | 333 | 333 | 333 | 333 | 333 | 2,277 |
| 同 八年 | 283 | 283 | 283 | 283 | 283 | 283 | 283 | 283  | 283 | 283 | 283 | 283 | 283 | 283 | 283 | 283 | 283 | 283 | 1,897 |
| 同 九年 | 283 | 283 | 283 | 283 | 283 | 283 | 283 | 283  | 283 | 283 | 283 | 283 | 283 | 283 | 283 | 283 | 283 | 283 | 1,925 |

然し以上は表面に現れたる主要々求に就いて見たる結果にして、仔細に内容を調査する時は相當複雑多様である。猶東京市電氣局の争議に際し、強制調停委員會が開設されしことは周知の事に屬するが、不幸にして不成立に終りたるも、其後の事實調停に當り、委員會の決議事項を踏襲して一應の落着を見た。此の事は争議調停法にも缺陷あることを如實に認めしむることとなりて、同法改正上に好資料を與へて居り、亦一齊解雇再採用と云ふが如き更生案の實施が、實際問題として大企業に可能なりや否や、將又如斯大問題を従業員に無交渉に處理すること

右に就いて見るに化學工業は前年同期よりも五五件多き三三二二件に達し、全體の一七・三%を占め最も増發してゐる。之は

續述せし互争議が包含されてゐると、更に前年来より輸出の制限を受けたる爲め工場の縮廢及び労働條件の低下を來した護謨製品業、硝子工業と、事業の繁閑並に比較的の低賃銀労働者の多い陶器業に頻發した爲めである。機械器具製造工業は二八二二件全體の一四・七%に當り前年より稍々増加してゐるが、軍需工場に於ける労働者の待遇改善に基因する争議の進出を物語つてゐる。其他前年同期より増加してゐるものは、鑛業、瓦斯電氣事業及其他の業の三部門である。染織工業、雜業、運輸業、土木建築業等は何れも一〇%内外を占め前年と同傾向にある。其他の業の中映畫争議は依然として最も多い。

労働組合の争議対策

労働組合が闘争主義を清算して漸次協力主義に轉換して來た結果、争議に對しても極小数の左翼的組合を除いては一般に最少化方針を實行するに至つたことは下の統計によつても明瞭である。

| 年度   | 件数 |    | 原因別 |    | 結果別 |    | 日数   | 参加   |      |
|------|----|----|-----|----|-----|----|------|------|------|
|      | 維持 | 改善 | 有利  | 不利 | 協安  | 中續 |      | 人員   | 平均   |
| 昭和二年 | 三  | 二四 | 一七  | 一  | 六   |    | 七、七二 | 二、四三 | 三、二七 |
| 同三年  | 四  | 一六 | 二五  | 二  | 五   |    | 九、七〇 | 三、〇〇 | 三、三八 |
| 同四年  | 五  | 一八 | 二七  | 三  | 四   |    | 一、三六 | 八、三三 | 三、三〇 |

| 年次 | 組合に關與せるもの |        | 關與せざるもの |        |
|----|-----------|--------|---------|--------|
|    | 昭         | 和      | 昭       | 和      |
| 五年 | 六五・七%     | 三三・三%  | 三四・三%   | 六六・七%  |
| 六年 | 七一・四%     | 二八・六%  | 二八・六%   | 七二・四%  |
| 七年 | 六二・九%     | 三七・一%  | 三七・一%   | 六二・九%  |
| 八年 | 五〇・〇%弱    | 五〇・〇%強 | 五〇・〇%強  | 五〇・〇%弱 |
| 九年 | 三九・六%     | 六〇・四%  | 六〇・四%   | 三九・六%  |

如斯闘争力浪費の防止は、必然に無責任なる煽動の抑制となり、延いては持込争議の減少を來して全争議を著しく牽制してゐる。以下主要労働組合の争議対策並に方針を検討しよう。  
**日本労働組合會議**  
 同組合會議に於ては争議の放任主義を改めて罷業の統制を圖り持込争議に就ても「原則として拒絶すべきが妥當である」と決議してゐる。而して個々の群小争議に精力を消耗するよりも寧ろ平和時に於ける産業協力に意を用ひ、嘗ては米炭相容れざりし全産聯とも懇談會を開催して意志の疏通を圖る機會を捕へてゐる。尙將來争議を誘發せしめ易き臨時工傭制度及軍需インフレ景氣の行詰りに對しては右制度の廢止、軍需工場統制、又は賃銀値上による大衆購買力の増進、最低賃銀制の確立等につき、各加盟組合が共同連絡してそれら調査研究並に主務省への陳情、勞資の談合等による平和的準備工作を爲してゐる。  
**日本労働同盟**  
 總同盟が數年前より罷業の最少化方針をモットーとしてゐる事は周知の事であるが上表により一層認識を深め得るであらう

右の如く罷業が減少した裏面には、本組合が鋭意中小工業に於ける同業組合との間に團體協約を締結して、業界の統制を維持し不當なる競争を防止してゐる努力の存することを見逃してはならぬ。而して、闘争の爲の闘争は嚴に誠むべきであるが、眞に産業協力を實現する爲に頑迷固陋を打つ聖なる戦は、今日の日本に於て最も必要である」と自警し、現に大阪機械工作所の争議に於ては徹底的に闘つてゐる。因に關東同盟會の罷業統制規約を記して参考に資する。

| 昭和五年 | 件数  |    | 原因別 |    | 結果別 |    | 日数   | 参加   |      |
|------|-----|----|-----|----|-----|----|------|------|------|
|      | 維持  | 改善 | 有利  | 不利 | 協安  | 中續 |      | 人員   | 平均   |
| 同五年  | 三   | 二四 | 一七  | 一  | 六   |    | 七、七二 | 二、四三 | 三、二七 |
| 同六年  | 二八  | 九  | 三三  | 八  | 一   |    | 二、三六 | 六、〇五 | 二、三六 |
| 同七年  | 一〇六 | 八三 | 二四  | 二六 | 一〇  |    | 二、四四 | 六、七六 | 二、三九 |
| 同八年  | 九三  | 五六 | 三七  | 五六 | 八   |    | 二、二六 | 七、九二 | 二、三〇 |

第一條 執行委員會は本同盟加盟各組合並に支部の(支部とは全國的組合の支部なり、以下同じ)罷業並に争議の開始、中止を命じて之を統制す。

第二條 加盟組合並に支部に於て紛議發生し、若くは發生せんとする場合、當該組合並に支部は直ちに同盟會々長に報告し、その指示を受く可し。

第三條 同盟會長は第二條の報告に接したる場合直ちに争議部長を派遣してその原因並に一切の條件を調査せしめ、執行委員會を召集して罷業執行の可否其他一切の方針を決定す可し。

第四條 加盟組合並に支部に於て罷業執行の外なしと認料する場合は同盟會々長に對し執行委員會の招集を請求す可し。

第五條 同盟會長は第四條の請求を受けたる場合直ちに執行委員會を招集し二十四時間内にその可否を決定すべし。  
 第六條 加盟組合並に支部は執行委員會の許可なくして罷業をなす事を得ざるものとす、若し之を行ひたる場合は一切の援助並に助力をなさざる事あるべく、事情に依り其の他の處分をなす事あるべし。  
 第七條 執行委員會は罷業開始二週間を経過し、情勢に依り加盟組合に罷業の中止を命ずる事を得。  
 第八條 執行委員會必要と認むるに非ざれば加盟組合並に支部は罷業附金の募集をなす事を得ず。  
 第九條 本規約第五條並に第八條の決定は當該組合或は支部代表者三名に限り執行委員會に於て發言をなす事を得。  
 第十條 本規約第五條の決定は定員の三分の二以上の同意あることを要し第七條の決定は全員一致たる事を要す。

全國労働組合同盟

創立以來争議激發主義を持続せる全國労働は、昨年来労働組合の使命に對する考へ方の誤謬を自覺し來つて、左の如き主張を爲すに至つたことは着目すべき現象である。

労働組合は階級的の機關であるが、それと同時に共済的の機關でもなければならぬ。労働組合のかうした反面の機能を高調して、ミチチアル・システムに改造して行くことが則下の急務であるまいか暴力でなしに、権力でなしに「團體保險」と云ふ利害を以て團結を阻止しようとする傾向の現れて來た今日に於て殊にその感を深くする。殊に非常時の重壓がより加重されて來ると、單なる言葉では組合の勢力を維持伸長出來ぬ。組合をして名實共に組合員の保護機關



國家社會主義の分派

大日本國家社會黨の出現と大日本労働組合協議会の結成

昭和八年の夏、日本主義と國家社會主義とのイデオロギーの對立より、日本國家社會黨及び新日本國民同盟を脱退せる國家社會主義派は、同年十月十五日、日本國家社會主義學盟一派と共に國家社會主義新黨樹立の爲め其の準備機關として日本國家社會主義全國協議会を結成し、關東關西相呼應して初志の貫徹に進みつゝあつた。その後この協議会を日本國家社會黨準備會に改組したが、これと前後して準備會内に次第に内訌が生じ表面化するに至つた。即ち黨總務長に近藤榮藏氏、財務部長に五十嵐隆氏を擁立する一派(労働同盟の一派)と、總務長に石川準十郎氏を推す一派(準備機關「進め」社を纏る一派)とが相對立しその抗争が激化したのである。その結果當初の豫定であつた紀元節の結黨式が、關東側總務長の椅子問題を繞つて全く見透しが附かなくなり、遂に結黨式を延期して一時の急場を凌いだ。

然るに二月十一日の常任委員會に於て、近藤氏一派が「準備機關「進め」の支持取消」を提案しこれが可決されるや、これに憤激した進め社はその紙上に於て「賣黨ブローカー近藤、五十嵐を叩き出せ」の筆誅を以て對抗したため、兩者の對立は更に加重して、新黨の將來は一層多難を加ふるに至つた。この爲め遂に近藤、五十嵐兩氏は準備會を退き、之と同時に委員長石川氏も、これより脱退するに至り、新黨結成運動は全

く暗礁に乗り上げてしまつた。而して準備會は飽く迄新黨結成に邁進せんが爲め齋藤武彌氏を委員長に推しこの危機を打開せんとしたが、黨首に國民同盟の松谷與二郎氏を推さんとする日本労働同盟の一派は、かゝる消極的態度に憚らず、學盟を除外しても松谷氏を黨首とする新黨創立を目指すに至つた爲め、國家社會主義學盟は極力之に反對して茲に準備會は、労働同盟派と學盟派の兩者に完全に分裂するに至つた。

かくの如くして純理派たる國家社會主義學盟派は、労働同盟の新黨結成運動を以て、その動機不純にして純正國家社會主義の冒瀆なりとなし、三月六日正式に準備會を脱退してこれが對策を講じつゝあつたが、遂に學盟を改組して後記の如き宣言、綱領、役員のもとに「大日本國家社會主義協會」を創立した。

更にこれを中心として眞正國家社會主義の黨組織を計畫し、労働同盟一派の黨結成に先んじて、三月十日突然新黨を樹立し之を「大日本國家社會黨」と命名した。その宣言、黨誓、政策、役員は左の通りである。

大日本國家社會主義協會

宣言

永くして尊き歴史を持つ日本國家社會主義は、幾度か反動及び赤色の嵐に見舞はれつゝ、而も毅然としてその旗を持ち續ける事が出来た。殊にこの兩三年來、一部不純轉向分子の離反當無き至曲行動に依つて終始妨げられつゝも、我等は我等の旗を益々高く掲揚しつゝ各社會層

に亘つて益々深く浸透前進することが出来た。國家社會主義は今や唯一の將來ある恐るべき力として國民の奥深く生長しつゝある。

この時に當つて我等は我等の陣容を更に整備して前進するを必要とする。清算すべきものは清算し適材適所に立ち、運動をヨリ效果的に全面的に進めるを必要とする。従來の日本國家社會主義學盟の組織はその當時の成立の環境の故に、各方面に廣く浸透する思想組織として種々の難點を持つてゐた。我々は今や一歩前進してヨリ彈力的効果的なる體形を採るべき時期である。これ即ち従來の日本國家社會主義學盟を發展的解消して、茲に大日本國家社會主義協會を組織する所以である。

希くば全國同志諸君に於てはその職業及び所屬團體の如何を問はずこれと協力せられんことを。  
昭和九年三月六日 地久節の佳日

大日本國家社會主義協會

綱領

- 一 我等は我國固有の天皇制(皇室中心制)を以て我國最適最高の國家體制と信じ、一切の經綸をこれが前提の下に行はんことを期す。
- 二 我等は一體としての國家及び國民の確保を以て最高の道義と信じ何人も共同の利益に反して私利を追ふ能はざることを要求す。
- 三 我等は日本國家は日本國民の精神的及び物質的生存を永劫に亘りて確保發展せしむるの使命を持つものと信じ、これが國家使命の實現に必要な一切の改革を期す。
- 四 我等は社會生産資財の私有を基礎とする現行資本主義の無政府經

濟組織を以て現下の我が國民生活を脅やかす最大なるものと認め、これが窮極的撤廢を期す。

五 我等は國民生活の救済は原則として生産資財(金融機關を含めて)の國有を前提とする集中的計畫經濟の施行に賴るの外無きものと信じ、これが窮極的實現を期す。

六 我等は日本國民は凡ての出發點に於いて平等の權利及び義務を有すべきものと信じ、一切の不當なる特權及び差別の廢止を期す。

七 我等は凡ゆる國民は平等の生存權を有するものと信じ、共存共榮の見地よりして國際的に一切の不當なる差別の撤廢、新たな世界秩序の創建を期す。

八 我等は凡ゆる國民はその自然の生存基礎たる土地及び資源に於て平等の權利を有するものと信じ、その包有人口に照し他國民に比し適當の土地及び資源を占有せる國民はこれは他の過少占有國民に對して讓渡又は開放すべきことを要す。

九 我等は我が國民がその包有人口に顧み世界に於いて最も不當に貧乏なる土地資源の所有者たる事實に基き、我が國民の扶養に必要な應分の土地及び資源を公然世界の適當占有國民に向つて要求す。

十 我等が我が國民を中心とし近縁民族を結合せる東亞にまたがる一國家の建設を以て世界に負ふ我が國民の使命なりと信じ、これが將來的實現を期す。

役員

- 會長 石川準十郎
- 主事(兼會計) 別府 峻介 書記 右近 鶴一
- 常任幹事 三奈島愛一(福岡) 樋口 喜徳(大阪)

菅野準太郎(東京) 春日 正治(東京)  
 香月 幸造(東京) 放生 進一(東京)  
 河原 正雄(東京) 田邊 三郎(東京)  
 森田 卓三(東京) 長谷川 正(東京)  
 顧問 若干名(會長より適宜に交渉囑任す)

### 大日本國家社會黨結黨宣言

永くして尊き歴史を持つ日本國家社會主義は、幾度か反動及び赤色の嵐に見舞はれつゝ、而も尙毅然としてその光輝ある旗幟を死守し來ることが出來た。殊にこの兩三年來一部不純轉向分子の離反なき行動に依つて絶えず儲まされつゝも我等が同志は血の軍旗を一層高く奉持しつゝ、益々同胞大衆の中に浸透前進することが出來た。國家社會主義は今や唯一の恐るべき未來を持つ力として全既成勢力を根底から脅威すると共に、不可解の怪物として赤色反動共を長怖せしめつゝある。

我が國家社會主義の陣營は、同胞大衆の終局的解放主體として、尙ほ未完成の中に置かれてゐた。これが主體としての黨——國民の黨——の結成こそは我等の最大緊急の任務である。我等は今こそ從來の陣容を一個の公然の黨にまで再整備して前進するの必要に迫られてゐる眞正國家社會主義の黨である。

茲に我等同志相寄り「大日本國家社會黨」を創設す。その數や少くその力や尙ほ小なりと雖も、その愛國愛民の精神は宇大を壓す。眞摯なる全國同志の手に成る我が大日本國家社會黨こそは唯一眞正の國家社會主義運動の主體であると共に、やがて我が光輝ある祖國の唯一の救済者たるであらう。

茲に歴史的結黨の血盃を捧げるに當り、廣く天下に所信を披瀝し一死以つて今後の闘争を誓ふものである。  
 昭和九年三月十日

### 大日本國家社會黨

#### 黨 誓

光輝ある建國の本義に基き、君民一如神取なき新日本の建設を期す。

#### 綱 領

- 一 我等は我國古來の天皇制を以て我國最進至上の國家體制と信じ、これが絶対運率の下に我が國家及び國民の一大歴史的更生を期す。
- 二 我等は現行資本主義の無政府經濟組織を以て現下の我が國家及び國民生活を危うする最大なるものと認め、公然の國民運動に依りこれが改廢を期す。
- 三 我等は現下の我が國民生活の救済は國家に依る集中的計畫經濟の施行に依るの外なきものと信じ、合法的方法に依りこれが達成を期す。
- 四 我等は凡ゆる國民はその生存の自然的基礎たる土地及び資源に於いて平等の權利を有するものと信じ、我が國民の生存に必要な土地及び資源を公然世界の過當占有國民に向つて要求す。
- 五 我等はアジア民族及び有色民族の解放を以て世界人類に負ふ我が國民の與へられたる使命なりと信じ、一大民族運動に依りこれが實現を期す。

#### 政 策

##### 政 治

一 天皇政治を發揚せしむべき政治組織の改革。二 資本家本位の諸法令の改廢。三 選挙法の徹底的改造。

##### 財 政

四 勤勞國民負擔の輕減。五 財産税、相続税、所得税、資本利子税等々の高率累進課税。六 生活必需品に於ける消費税の撤廢。

##### 金 融

七 大金融機關の國營又は公營。八 取引所の廢止。九 信用組合の助長と小口金融機關の普及。十 支拂不能借金に對する法律的強制の停止。十一 利子の限定と高利貸の嚴罰。

##### 産 業

十二 重要産業機關の國有並國營。十三 海外貿易の國營又は國家統制。十四 保險業の國營又は公營。

##### 勞 働

十五 生活賃銀並に俸給の保證。十六 勞働時間制の確立。十七 國家に依る失業者並に貧困者の生活保證。

##### 農 村、都 市

十八 土地の國有。十九 耕作權の確立。二十 主要農産物の價格統制と米穀の國家管理。二十一 肥料の國營。二十二 協同組合制度の助長。二十三 公營住宅の普及と貧民窟の撤去。

##### 教 育

二十四 教育に於ける機會均等と公費教育の徹底。二十五 教員の嚴選と優遇。二十六 國家精神の涵養。二十七 邪教の撲滅。

##### 社 會

二十八 恩給制の廢止と養老年金制度の實施。二十九 醫療の國營

三十 癩兵公傷者及び國防犠牲者家族に對する國家の保護。三十一 社會的差別觀念及び差別待遇の徹底的打破。

##### 軍 事

三十二 國民皆兵制の徹底と國防の充實。三十三 軍備均等權の確立。

##### 國 際

三十四 自主的外交の確立。三十五 亞細亞弱小民族自治の確認とその保護。三十六 國民經濟の確立に必要な海外資源利用權の確保。三十七 東洋平和を確保すべき亞細亞聯盟の結成。

#### 本部役員

|           |              |
|-----------|--------------|
| 總 理       | 石川 準 十 郎     |
| 中央黨務局長    | 海軍少佐 齋 藤 直 幹 |
| 組 織 部 長   | 齋 藤 直 幹      |
| 宣 傳 部 長   | 勝 谷 爲 友      |
| 資 金 部 長   | 宮 川 千 之 助    |
| 機 關 紙 部 長 | 別 府 峻 介      |
| 調 査 部 長   | 鷲 野 準 太 郎    |
| 書 記 長     | 相 良 政 行      |
| 常 任 書 記   | 關 俊 二        |
| 顧 問       | 海軍少佐 金 子 忠 吉 |

此の大日本國家社會黨は、結黨當初に於ては全く從來の國家社會主義學盟一派のブロックにして、政黨としての大衆的組織も見るべきものなく、又人的要素に於ても政黨運動の實踐的經驗

者なく、その前途は可成り消極的に見られてゐた。然るにその後少数者の眞摯にして熱心なる努力が酬ひられ十一月三十日、十二月一日の兩日に亘つて、第一回全國代表者會議を開催したが、結黨以來十箇月兎にも角にも一個の政黨として内部陣容を整備したのであつた。又この大衆的組織としても從來黨労働委員會に依つて統率されて來た労働團體を十二月二日大日本労働組合協議會なる聯合體に結成するに至つた。

大日本労働組合協議會綱領

- 一 我が協議會は光輝ある建國の本義に基き労働階級の絶對的生活を保證する搾取なき新日本の建設を期す。
- 二 我が協議會は資本主義打倒の全面的闘争に於ける經濟的闘争部面を擔任し、以てそれが完全なる使命の遂行を期す。
- 三 我が協議會は強固なる團結と勇敢なる戦術を以つて資本家階級の意識的彈壓に抗争せん事を期す。

加盟團體

富士スレート従業員組合、關東新聞労働組合、小石川登録者共助會、日本通信同盟、大日本映畫大同盟(東京)、北日本労働聯盟(高岡)、中央労働聯盟(名古屋)、旭川總合同労働組合(旭川)、奈良桐工組合、奈良瓦工組合(奈良)、大阪一般労働組合、西大阪借家人組合、城東支部労働委員會(大阪)、自動車従業員組合、女給同盟(廣島)。

労働日本黨の創立と日本労働同盟の分解作用

上述の如く國家社會主義新黨準備會は資金問題、役員問題を導火線として、「進め」を繞る内紛抗争を惹起した結果「進め」を

黨機關内に無批判的に持ち來つた事は大なる誤謬であり、三者にその責任大いにあり」との理由で、石川、近藤、五十嵐三氏の辭任を見ると共に、學盟派又脫退して準備會は完全に労働同盟派のみとなつた。茲に於て労働同盟の松谷擁立派の運動は、一路新黨結成に邁進する事となり、三月二日準備會の名を以て次の如き達示を發し急速にその運動を展開する事になつた。

達示

(主文)日本國家社會主義全國協議會が國民的大衆の自熱的支持と要望に迎へられて日本國家社會主義準備會に發展の解消を宣明し着々之が偉力ある眞正國家社會主義新黨結成への成功的工作を構築しつゝあるや社會運動の寄生蟲の徒輩乃至は支配階級の間諜の一連は必死以て凡ゆる中傷罵言を弄し結黨妨害に専念狂奔しつゝあるも全國の準備會員諸員はかゝる敵階級の手先共の言辭策動に乗せらるゝ事なく一蹴以て國民的欲求に盡答すべく一路結黨運動に邁進すべし。

(附文)過般來日刊「進め」紙上には屢々日本國家社會主義準備會の役員に關する中傷的記事が掲載せられ爲めに全國の同志諸員は種々なる意味に於て迷惑を感じられると信ずる。然し乍ら準備會本部としてはかゝる記事は全然或る種の爲にせんとする記事として之を問題視する程の神経質ではなく一路豫定の如く結黨の強力的工作を進行し來つた。

然るに日刊「進め」掲載の記事内容の事實有無に關する問ひ糺し又は掲載記事反駁は之を別箇とするも日刊「進め」が卒如としてかゝる記事を取扱ひ全く無軌道的に結黨妨害延いては全國の同志諸員に

多大の迷惑を波浴せしめたることは日刊「進め」發刊當時之を新黨準備會の「準備機關紙」として採用献策をなせる委員長石川準十郎、常任委員五十嵐隆、近藤榮蔵の三氏は責任辭職を申出でられた。依つて常任委員會は深重に之を討議し、その結論として三氏の辭任は之を受理承認に決し、直に別紙報告書の如く後任役員を補充し、以て一切の中傷、罵言、妨害を一蹴し一路「結黨」を目指して「邁進」の態度方針を確定した。

従つて全國の同志諸君は此の常任委員會の決議を體得し一致協力以て「國民の黨」の強力なる結黨工作に盡力せられよ。

然るに前記の如く石川氏等學盟派は三月十日突然明治神宮社前に於て大日本國家社會黨の結黨式を擧げたため、出し抜かれた形の準備會は、直ちに結黨を急ぎ労働同盟を中心として再三協議を重ね松谷氏を黨首に据ゑる事を正式に決定したが、一方松谷氏も亦自己の所屬する國民同盟の諒解を得てその就任を快諾した結果四月二十九日天長節を卜して、次の宣言綱領政策を掲げて結黨式を擧行するに至つた。

宣言

金權政治の妖雲や日に密にして天地暗し。失業の嵐は街頭を吹き捲り、窮乏の洪水は農村を押し流す。綱紀の紊亂、制度の廢壞、教育の墮落、道義の腐敗、思想の混亂、社會の不安——かくの如き亡國の形相果して普天の下皇土に非ざるなく率土の濱皇臣に非ざるなき我が日本の常態か。否々、斷じて然らず。老朽資本主義こそはその

全責任を負ふべし。富豪制覇の横暴は打破さるべし。國賊分子は降伏さるべし。而して三千年の光輝ある國家は尙ほ天壤と共に無窮たれ。

昭和維新の叫ばるゝ事既に久し。而も既成政黨はたゞ金權の赤狗たるに甘んじ自己一日の苟安を貪るに止る。無産黨は依然として痴人の夢。國家主義諸團體の多くも亦、觀念的誤謬に低迷するの狀態たるを如何にせん。

茲に及んで我等國家社會主義を信奉する同志相寄り、斷然起つて愛國の一黨を成す。念願するところは、眞に國民的な革新勢力の結集を通じて、昭和維新に參與し、以て内國民生活の防衛に當り、外國威の發揚に盡さんとするに在る。而して亞細亞に於ける民族友愛の徹底も亦我等が深く期するところである。

黨結成大會

役員

|          |       |       |       |
|----------|-------|-------|-------|
| 總理       | 松谷與二郎 | 黨務長   | 近藤榮蔵  |
| 中央常任執行委員 | 白鳥廣近  | 齋藤武彌  |       |
| 熊本與市     | 五十嵐隆  | 深田銀治郎 |       |
| 國際部長     | 瀧川末一  | 調査部長  | 萩原貞一  |
| 宣傳部長     | 中野清一  | 教育部長  | 矢尾喜三郎 |

|       |       |      |       |
|-------|-------|------|-------|
| 法律部長  | 大脇松太郎 | 青年部長 | 安藤九州夫 |
| 機關紙部長 | 山本富嘉  |      |       |
| 財務委員會 |       |      |       |
| 委員    | 萩原貞一  | 同    | 中島六郎  |
| 同     | 海考根 剛 | 同    | 深田吟治郎 |
| 同     | 五十嵐 隆 | 相談役  | 大矢省三  |
| 顧問    | 馬島 側  | 同    | 賀川豊彦  |
|       | 宇佐美藤次 |      | 川出雄二郎 |
| 組織部長  | 本田滋二  | 財務部長 | 保 晋   |
| 事業部長  | 中島太郎  | 委員長  | 三好利正  |
| 委員    | 白鳥廣近  | 同    | 近藤榮藏  |
| 同     | 熊本與市  | 同    | 本多滋二  |
| 同     | 古野周三  | 同    | 島中雄三  |
| 同     | 山崎今朝彌 |      |       |

綱領

一 我が黨は國體の本義に基き金權政治の介在を排除し君民一如理想國の實現を期す。二 我が黨は行詰まれる資本主義機構を合理的に改訂し國民生活の改善を期す。三 我が黨は愛國精神に基く國民道徳を振興し以て社會惡の克服を期す。四 我が黨は世界平和の基礎に立ち人類平等を期す。五 我が黨は社會改造の根本原理として國家社會主義を信奉す。

政 策

國政 一 天皇政治を徹底せしむ可き立法、司法、行政機關の改造。二 華族の政治的並に經濟的特權の廢止。三 選挙法の根本的改革。

(職業代表制の確立)。四 資本家本位の諸法令の改訂。

財政 一 國營事業を基礎とする國家財政の確立。二 私有財産の制限と超過額の國家による收納。三 勤勞國民負擔の輕減と徵稅制度の單純化。四 生活必需品に對する消費稅の改訂。五 財産稅、相続稅、所得稅、資本利子稅等に於ける高率累進賦課。

金融 一 金融機關の國營又は公營。二 小口金融機關の普及と信用組合の助長。三 支拂不能借金に對する合理的解決手段の適用。四 利子の限定と高利貸の嚴罰。

産業 一 基本産業の國營。二 公營企業の國營又は公營。三 私營企業の規模限定と其の國家統制。四 海外貿易の國家統制。五 保險業の國營又は公營。六 取引所の廢止と國營中央市場の設立。

勞働 一 生活賃銀並に俸給の絕對保證。二 勞働時間制の確立。三 被僱者組合の企業管理參加。四 團結權罷業權の確立。五 國家による失業者生活の保證。

農村 一 土地の漸定的國營。二 耕作權の確立。三 合理的小作法の制定。四 主要農産物の價格統制と米穀の國家管理。五 肥料の國營。六 協同生産消費組合制度の助成。七 農村の文化施設の普及。

都市 一 公營住宅の普及又は住宅の國家管理。二 衛生設備の完備と青少年體育の徹底。三 文化設備の充實と都市美の保存。四 娯樂機關の公營と普及。

教育 一 教育に於ける機會均等主義の徹底。二 公費教育制度の徹底。三 教育者の嚴選と優遇。四 國家的精神の涵養。五 邪教の撲滅。

社會 一 養老年金制度の實施(恩給制の廢止)。二 窮民救護の徹底。三 診療の公營。四 癩兵公傷及び國防犧牲者並に家族に對する國家の保護。五 社會的差別待遇の徹底的打破。六 托兒所の即時設置普及。

軍事 一 國防の充實。二 國民的軍事教練の普及。國際 一 自主的外交方針の確立。二 東洋平和を確保す可き亞細亞聯盟の促結。三 人種平等權の確立。四 國民經濟の確立に必要な海外資源利用權の確保。五 軍備均等權の確立。

の地方別合同説。(三)全的完成迄の合同延期説等戰線統一に關する具體的意見が分れるに至つた。茲に於て十一月二日中央委員會を開催の結果愈々大阪方面は總同盟と、東京方面は全國勞働とそれ、別個に合同する事を決定し、更に將來總同盟と全國勞働との合同にも努力する事の申し合せをなした。かく十一月二日には總同盟と勞働同盟との合同及び十一月十一日には全國勞働組合同盟と勞働同盟東京聯合會との合同を完成するに至つた。

創立された新黨は勿論勞働同盟を中心勢力とせるものであつて、當初消極的態度を以て居た大阪側も案外積極的に支持して居るかの觀を與へた。然るに其の後勞働同盟内部に於て、勞働戰線に於ける過去の苦き經驗、及び最近の内外社會情勢の變化と我が國勞働組合運動の實狀とに鑑み、漸次微細なるイデオロギーの相違に拘泥する事なく、大局の上から勞働組合の戰線統一を實現すべしとの聲が有力となるに至つた。かくて六月大阪に開かれた第二回全國大會の席上、採擇された勞働組合戰線統一の件に就て、

(一)國家無視の共產主義を排する事。(二)資本主義の根本的改革を目的とする事。(三)天皇と民族の絕對性を承認する事等を條件として勞働組合の戰線統一を行ふ事になつた。而してこの決議は漸く現實化するに至つたが、後同盟内部に於て(一)總同盟との合同説。(二)關西側は總同盟へ、關東側は全國勞働へ

然るにこの地方別合同に對して、東北、北陸、滋賀、京都、和歌山などの地方聯合會及び大阪聯合會の一部は、合同方針とその手段に懐らず「分列合同絕對反對」の旗色を鮮明にし、一方その主體勢力を奪はれんとした勤勞日本黨に於ても急據松谷總理、近藤黨務長が自ら下阪して、合同反對派の勢力結成が畫される事となつた。

こゝに於て十一月十四日、大津市の滋賀合同勞働組合の事務所に分列合同反對の代表者及勤勞日本黨の松谷、近藤兩氏が參集して地方代表者會議を開催次の如き聲明書を發表すると共に「日本勞働同盟中央連絡委員會」を設置し、國家社會主義の殘壘を守つて勤勞日本黨を支持する事になつた。

以上の如く勤勞日本黨の中心支持團體たる勞働同盟は、今や三派三様に分解作用を起してその大半を失ひ、勞働同盟は僅に滋賀縣を中心とする地方組合の少數を餘すのみになつた。從つ



て勤勞日本黨の勢力は全く無力化し、その將來も頗る悲觀的に觀らるゝに至つた。

聲明書

國家社會主義の大旗を高く掲げて立つ我國に於ける唯一の全國勞働組合聯合會、日本勞働同盟は大阪に於ける一部と東京に於ける一部とが最近他團體と合同せる故を以て解消せられたるかの如くに傳へらるゝも、右は全く事實に反する誤傳にして勞働同盟それ自體の健全に何等變るところなく、その各地方組織は依然として日常闘争と組織の擴大強化に寧日なく、一路所期の目的に向つて邁進しつゝあることを茲に改めて聲明す。

昭和九年十一月十四日 日本勞働同盟中央連絡委員會

國家主義陣營の變動

青年日本同盟の分裂と維新會の設立

青年日本同盟は昭和八年九月、舊國家社會黨を離黨せる赤松克麿氏と生産黨を脱黨せる津久井龍雄氏とが中心になり、當時國社黨を脱退せる一部の青年及び大日本青年同盟との合同工作により、國民文化運動の機關たる國民協會の行動隊として結成された。爾來松岡洋右氏の政黨解消運動の一翼となつて、その一國一體の運動を支持すると共に、會長津久井氏の統制下に小團體乍ら獨自の目覺しい活動を展開して來た。然るにその内部に於て、結成以來舊國社系と大日本青年同盟系との間に兎角人

的結合の融和を缺き、常に内紛を繰返してゐた。それが終に昨年五月舊國社系に屬する菊地一雄、岩井清、小里將永氏等の脱退に迄進展し彼等は別に正氣俱樂部を設立するに至つたが、同盟主事伊地知義一氏がその内紛の責を負ふて引退し問題は一段落を告げた形になつてゐた。

然るにその後伊地知支持派たる横濱支部より伊地知氏の復歸を求むる運動が起され、津久井會長も之に同意を與へた事から内紛再燃し、反伊地知派の中堅たる常任中央委員竹本信一氏等は之に憤激し七月二十七日遂に脱退聲明書を發表して同盟を脱退するに至つた。

青年日本同盟脱退に關する聲明書

我々は茲に無限の痛哭を以て永年苦闘を共にした津久井會長及び血盟の同志諸君と訣別するの止むなきに至つた。滿天下の同志の賢明なる諒解を求め次第である。(中略)

外部の惡に對して無慈悲なる闘争を敢行すると同時に陣營内部の不純に對しても容赦なき清掃を行ふの勇斷なくして、我々の運動は眞に強く正しき發展成長を望むことが出来ない。それ故に我々は涙をふるつて同盟内の腐敗分子伊地知義一を撃つた。元來彼は其の重なる非行の代償として一切の社會的生命を奪はれて然るべき極惡漢であるが、我々は曲りなりにも同志として同じ團體にあつた者への情誼を以て、僅かに同盟より「勇退せしめ」るに止めて置いたのである。

然るに最近に至つて地方支部同志中にもその復歸を要するものあり

として、津久井會長より我々の妥協を希望する旨申越され、我々はこの口を緘し熱涙を吞んで引返するの止むを得ざる立場に立つに至つた。

一度放逐した伊地知を月餘にして再び復歸せしめざるべからずとする會長の眞意が何れにあるか、それは我々の解し得ぬ謎でありこれをあくまで追及することは、多年の指導者として恩義ある津久井會長を苦しめるものに他ならず、我々は黙して去るの他に道なきを遺憾とする。(中略)

我々は地方同志を誤らしめぬ爲め同志の親切を以て別項の如く伊地知の非行の概略を記した小冊を數支部にあてゝ發送して置いたのであるが、名古屋特支の如き、直ちに事情を了解し復歸運動等は一切中止する旨申越し來り、森本某等が如何に逆宣傳を用ひて地方同志を欺きつゝあつたかは明白となつた。

然し乍らもは津久井氏の眞意は明らかに伊地知を復歸せしめて純眞にして非妥協的なる同志を追はむとするにあり、我々は茲に新しき進路を求めて同盟を去ることとなつた。

我々は天下の同志に對し正しき理解を要求する。眞に國を憂へ革新運動を支持する程の者は、我々が個人的な感情利害の故に行動するものではないことを必ずや理解するであらうと信じて疑はない。我々は茲に離脱を聲明した。然し乍らなほ同盟内の正しき同志と共に皇道維新の實現のため戦ふの氣宇は失はない。否反つて烈々としてそれに燃えてゐる。いつの日か再び諸君との固き結合の下に旗を進めるの日のあるべきを確信しその健在を祈るものである。

常任中央委員 竹本 信一

常任中央委員 田中 近藏 常任中央委員 市原 壽  
前 衛 隊長 足立支部書記長 東京特別支部書記長

中 央 委 員 西成 友治 同 曳地 三郎

足立支部書記長 高橋幾之助 中 央 委 員 鈴木 正

同 新妻 力丸 同 茂野 庄八

同 本間 信司 足立支部堤北班長 關根喜美雄

外足立支部荒川支部員一同

さて、元來青年日本同盟は、事實上津久井氏の私的勢力の如きもので、伊地知氏は永年津久井氏の片腕として行動を共にして來た關係より、津久井氏としても彼を失ふ事は相當の打撃であり、多少の犠牲を覺悟の上で伊地知氏の復歸を認めたのであるが、前記脱退派の聲明に對して伊地知擁護派は、八月六日青年日本同盟東京特別支部の名を以て左の如き聲明書を發表した

聲明書

今回本同盟足立支部及び荒川支部の一部諸君が、伊地知元主事の復歸問題に藉口し、實に新團體創立の目的を以て本同盟を脱退したることは我々一同の大いに遺憾とする所である。今や切迫せる内外狀勢を前にして、日本主義運動戰線統一の要望白熱化する時に際し一幹部に對する個人的不滿を理由として突如脱退するが如きは、到底常識を以て解す可からざる所爲なりと謂はざるを得ない。況んや伊地知氏の私行を誇大に扇動中傷し、反對團體は勿論警務署にまで發送し、伊地知氏はもろん、青年日本同盟全體の名譽を故意に毀損する行爲に出でたるが如き、その惡辣非日本主義的なる〇〇〇と

雖も爲すを憚るところである。我々は之等諸君がやがて其非を覺り、再び我々と同一戦線に起つ日の一日も速かならんことを祈るとともに、此機において愈々同盟結成以來の無私協力の大精神を明かにし、全國各支部の同志とともに、赤松顧問、津久井會長を中心として青年日本同盟全體の發展のために、鐵の如き結束を以て邁進せんことを期するものである。

昭和九年八月六日

青年日本同盟東京特別支部、向島支部、本所支部、深川支部、赤坂支部、葛飾支部、田無支部、浅草支部、澁谷支部、王子支部、荏原支部、芝支部、足立支部有志

一方竹本氏等の脱退派は直に新團體結成の準備に着手し、足立區千住元町に事務所を置き、維新會準備會を設けたのであるが、愈々八月七日準備會本部に於て結成大會を舉行し、左の宣言、綱領、役員の下に昭和維新の斷行を目指して維新會の旗揚げをした。

宣言

いまや皇國日本は國際的危機の重壓下にあり、日本國民たるもの上下心を一にして國祖以來の理想を體し正義を世界に布くの氣宇を以て事に當るべきの秋、悲しむべき國內の諸相一として皇國の面目たるべきものなく、「君民一體」の實を離るゝこと甚だ遠し。之を政治に見る。國家諸惡の根元として、自覺せる國民大衆の指彈を蒙りし政黨政治は五・一五の異變以來殆ど終熄せるに似たりと雖も未だ全く滅び去りしにはあらずなほ虎視耽々として機をうかがひつゝあ

り。齊藤内閣に代つて出現せる岡田内閣の如きも何等舉國一致の實を有せざる弱力内閣たり、もとより確固たる理想も綱領もなく急迫せる時運に對し一時的彌縫のほかに何の爲す處もあらざるべきこと既に豫斷し得る所である。之を經濟に見る。既に幾多の破綻を露呈せる資本主義經濟機構がいまや更生しつゝありとの説を持するものあるも、斯くの如きは、皮相的觀察も甚だしく、所謂軍需工業の興起による局部的好況の竟に老廢せる經濟機構の全般的趨勢を如何とすべからず、殊に最近農村地方に於ける慘狀の如き飢民野に滿つる國內狀勢を以て空前の對外危機を迎へむとするは無謀ならずば狂妄たり、今にして適正なる對策の樹立せらるゝなくんば皇國の安危はかるべからず。更に之を國民思想の混迷に見よ。社會情勢の顛廢に見よ。何れも大革新の急速なる實現を要請してやまず。即ち第二維新の必然にして必須たるや疑を入れず、我等の志の發する處亦此にあり。國史始つて三千年、國家悠久の生命の幾度か多大の危險に遭遇せるあり、而して總ての危機は必ず先覺的志士の犠牲的奮發により、君民一體「舉國一致」の實現を通じて克服せらるゝに至ること大化革新以來一貫して論じることなかりし國史の必然である。いまや昭和の國難に至るに及び身を挺して之に赴かむとするの志の、苟くも邦家の前途に心を寄する者の胸奥深く燃ゆるを見る。即ち爰に無名にして微力乍ら思を同じうする我等同志盟約して以て「維新會」と稱す。稱呼の由來する處、我等の志の存する處一に現下の非常難局を克服して皇國日本の世界的使命を達成すべく先づ國內改造のために微力を竭さむとするにあり。

最近「國家改造」の旗幟を掲げて團體を成すもの多しとするも名實伴はざるもの少なからず、或は外國流儀の革命に倣はむとするもの或は腐敗階級の御用を努めて革新的氣魄に缺くるもの或は數名の幹部の賣名利己の手段に供せらるゝもの等々、不幸にして我等の安んじて共同し得べき「眞の日本主義團體」は幾何もない。即ち更めて「維新會」を結成し、正義を踐んで一步も假借せざるの氣概を以て日本主義運動の本流を行かむと期する所以である。ねがはくは滿天下同憂の士の理解と協力を賜はらむことを。右宣言す。

昭和九年八月七日

維新會結成大會

維新會綱領

我等は日本精神の宣揚を通じて第二維新の實現を期す。

維新會役員

中央委員長 竹本 信一 常任中央委員 田中 近藏  
書記長 市原 壽 中央委員 茂野 庄八  
外二十七名

此の分裂によつて同盟は若干の勢力を喪失し、一時沈滞の空氣を見せて居たが、九月十六日赤坂三會堂に於て第二回全國大會を開催し更新の意氣を示した。即ち大會では集中的活動目標として、「亡國華府條約の即時廢棄」、「農村危機打開」、「反動的自由主義封壓」等が決議され、組織的工作として前衛隊の強化を

決定したが、青年層の活動を自由ならしむると云ふ理由の下に會長制を變更し、津久井氏は顧問になり黨務長に鶴島三郎氏、前衛隊長に伊地知義一氏が就任して陣容の變更を見た。

昭和神聖會の結成

一九三五、三六年の所謂國際的危機を目前に控へ内外の諸情勢大いに熟せるにも拘はらず、國家主義陣營の狀態は、却つて衰退の一路を辿り各勢力の分散作用は益々甚だしくなるかの觀があつた。この爲めに日本主義團體の統一合同を一日も速に實現して主體勢力の結成に邁進すべしとの氣運漸く擡頭するや、かねてより國家主義の動向に注目し、これと裏面的連絡を圖りつゝあつた皇道大本教の出口王仁三郎氏は愛國團體の全的統一を期して、政治的方面に進出すべくその基本組織として、昭和神聖會の結成を努力する事になつた。

かくて七月二十二日東京九段軍人會館に於て大本教の出口王仁三郎氏を統管に、大日本生産黨の内田良平氏を副統管に推薦して昭和神聖會が創立された。これは勿論大本教を主體とし生産黨を主要支持團體とするもので、國家主義陣營の有力團體たる明倫會、皇道會、青年日本同盟、神武會なども連絡を保ち軍人會館の發會式には之等國家主義運動の巨頭が擧つて参加せるのみならず、知名の政治家軍人が多く祝辭を述べた。

その後神聖會は、その青年層たる昭和青年會を基礎として、大阪、京都其他全國各地に支部組織運動をなすと共に、右翼團

體の有志を網羅せる海軍問題有志懇話會の結成に努力し、或は長野縣、富山縣、石川縣を中心とする國家改造斷行に關する上奏請願運動を展開するなど相當の活動を行つた。さり乍ら此の昭和精神會に對する他團體の期待は、只大本教の財力といふ一點のみが唯一の魅力となつて居り、その爲め各團體の主腦者は財政的援助は兎に角、表面的提携はすこぶる難澁の色を見するもの多く、従つて昭和精神會に依つて現在の愛國團體を糾合する事は非常に至難視されて居る。但し昭和精神會が大本教なる宗教團體を背景となし且つその豊富なる財力を以てして、如何程政治的進出を計り得るか、蓋し今後の興味ある問題と云へよう。而して昨年度の國家主義運動を叙する上にも昭和精神會の結成は、從來國家主義陣營に稀有なりし宗教と政治の統一運動といふ點に於て極めて注目すべき事柄といはねばならぬ。

昭和精神會

聲明

方今國際狀勢愈々紛糾し、皇國日本の前途に重大なる危機を孕み、國內の不安益々深刻にして國民其歸趨に迷ひ、徒に非常時の叫びを聞くこと久しくして未だこれが克服さるゝ時あるを見ず。惟ふに是れ神靈なる天地の大道、皇道の精神を忘失して外來文物制度に侵毒せられたるに依る。然るに未だ眞に覺醒する者尠なく滔々として闇黒不安の流れに狼狽するのみ。吾人は久しく靜觀して覺悟するあり、今や天の時は漫然傍觀するを

許さず、憂國の至情は此處に敢然身命を挺して聖慮を安んじ奉らむとする決意を爲さしむ。依つて肇國皇道の大精神を體して政治に經濟に外交に教育に一切を究明し、皇祖の大神勅を奉戴し、皇業を翼賛し奉り神州日本の美し國を將來せむと誠心奉公を誓ひ、茲に昭和精神會を創り以て其目的達成に邁進せむとす。

昭和九年七月

昭和精神會代表 出口王仁三郎

宣言

大日本皇國の天業未だ途にありて内外稀有の不安に會す。寔に憂慮に堪へざるなり。惟ふに是れ天地の大道、皇道の大精神を忘却せるに依る。茲に於て天祖の神勅、列聖の詔聖を奉戴し、大義名分を明かに百般の事象を究明して、世道人心を正し、至誠奉公神州臣民たる天賦の使命を遂行し以て聖慮に應へ奉らむことを誓ふ。右宣言す。

昭和九年七月二十三日

昭和精神會

主義

本會は神聖なる神國日本の大道、皇道に則り、萬世一系の聖天子の天業を翼賛し奉り、肇國の精神を遵奉し、皇國の大使命と皇國民天賦の使命達成を期す。

綱領

- 一 皇道の本義に基き祭政一致の確立を期す。
一 天祖の神勅並に聖詔を奉戴し、神國日本の大使命遂行を期す。

維新懇話會の成立

從來國家主義戰線の統一は屢々各團體によつて企圖された處であるが、その都度諸派の人的物的の不如意から自然消滅の形となり失敗してゐた。然るに昨年度に於て最もこの統一の動きを見せたものに維新懇話會があつた。

- 一 萬邦無比の國體を闡明し、皇道經濟、皇道外交の確立を期す。
一 皇道を國教と信奉し、國民教育、指導精神の確立を期す。
一 國防の充實と農村の隆昌を圖り、國本の基礎確立を期す。
一 神聖皇道を宣布發揚し、人類愛善の實踐を期す。

維新懇話會は大亞細亞協會を中心とするものであるが、昨年五月大亞細亞協會の幹部たる下中彌三郎氏が「維新を語る」なる著述を出版したるが動機となり、六月十五日芝浦雅緻園に下中氏を主賓として愛國團體主腦者の懇親會を開催した。當日出席した人々は下中彌三郎、中谷武世(大亞細亞協會)、小栗慶太郎(國民思想研究所)、滿川龜太郎(新日本國民同盟)、島中雄三(皇道會)赤松克廣(國民協會)、小池四郎、陶山篤太郎(愛國政治同盟)、狩野敏、松延繁次、金内良輔(神武會)、津久井龍雄(青年日本同盟)、高山久藏(總聯合)、工藤義吉(明倫會)、氏等で、席上この會合を恒常的な機關として、情報の交換及び實際運動の提携を促進したいといふので、名稱を維新懇話會とし適宜會合する事の申し合せが出来た。爾來頻繁に會合を持つて政局に對する種々の懇談申合せをなし、又國民協會機關紙「國民運動」を發展的解消して

十一月より懇話會の準機關紙「維新」を創刊する事になつた。

此の維新懇話會は、飽く迄懇親機關の形態を持つて各團體代表者の名を連ねてゐる關係上、内部的には何等の統制力もない。従つて愛國團體戰線統一の主體となり得るや甚だ疑問ではあるが、結成以來常に重要な時局問題に對しては同一態度を以つて共同闘争を爲して居た。例へば曩に綱紀問題に依つて齋藤内閣の挂冠するや直ちに政局の動向に就て數次懇談をなし、七月二日協議會を開き右の申合せをなして、即日元老重臣其他の方面にそれ／＼申達する處があつた。

申合せ

- 一 大命再降下の奏請を許さず。
一 政黨財閥の傀儡たる内閣の出現を許さず。
一 後繼内閣の奏請は内窮迫せる國民生活を匡救し、外眼前に迫れる國際危機を突破し得べき少壯有爲の人財内閣たる事を要す。
次で岡田内閣の出現を見るや七月四日緊急會議を開き「岡田大將が××××派の一人たる事は天下公知の事實」なりとし、「岡田内閣の成立は國家の前途に容易ならざる不安を投じたるものと認む」旨の申合せをなし、岡田内閣絶對反對の態度を決定した。
さて、懇話會が最も力を注いで運動をなした問題は、軍縮條約問題と農村問題であつて、之に就ては、七月二十七日次の申し合せをなすと共に、小委員を擧げて具體的成案と其の實行に

當らしむる事とした。

小委員

軍縮問題 赤松克麿、島中雄三、金内良輔、中谷武世、小池四郎、  
農村問題 小栗憲太郎、松延繁次、許野整、津久井龍雄、陶山篤太  
郎。

申合せ

一 不公平なる既存軍縮條約の脱却は、獨り帝國々防の安全を確保  
する爲めに必要なるのみならず、又實に國際聯盟脱退の意義を充  
足して世界維新の行程に進歩を劃する所以なり。

吾人は曩に海軍省首脳部會議が決定したる國防自主權の確立と、  
既存條約廢棄の方針を不拔の國家意思としてこれを中外に宣明せ  
んことを要望す。

一 國債の續落と天候不順に依る米作不安とは、さらでだに疲弊の  
一路を辿りつゝありし農村の困窮をして底止するところを知らざ  
るもの、農村救済の具體的方針確立は、内外國策上の焦眉の急務  
なりと認め、吾人は政府が徒らに第二義的考慮を煩はすことなく  
速かに臨時議會の召集を奏請して農村救済の緊急對策を決定する  
上に緩急ならんことを望む。

國家主義團體の軍民一致運動

國家主義團體と軍部

既述せる如く、國家主義團體が近代的な社會運動の形態をと  
つて國民の前に現はれたのは滿洲事變以後の事であり、それは

恰も軍部の政治部面への進出と大體その時を同うしてゐた。東  
亞の一角に新國家創成の偉業を成就せる軍部が、一轉して廣義  
國防の見地より國內社會に眼を振り向けた時、そこに國內改革  
の必要を痛感したのは洵に必然の道程であつた。この軍部の發  
散する國內革新の燭光が當然各團體に感電し、茲に新興國家主  
義團體を速かに醸成した。かくして事變以後の國家主義運動が  
その生成展開の過程に於て、或は陽に或は陰に、軍部的色調を  
強く滲透せしめ、宛かも軍部と何等かの關聯あるかの感を與へ  
るに至つた。

今、之等國家主義團體が具體的に軍部と連繫ありや否やは暫  
らく之を措くも、國家主義團體の歴史的傳統と、思想的志向よ  
り見て、國家主義運動に於ける軍部の存在は、恰も太陽に對す  
る地球の、その自轉公轉の關係の如く、絶對的意義を有すると  
云ふも過言ではない。殊に昭和九年に於ては、三五、三六年の  
危機の導火線と目せらるゝ軍縮條約廢棄問題あり又在滿機構改  
革問題或は陸軍パンフレット問題があつて、各國家主義團體は期  
せずして軍部を支持鞭撻する態度を執り、個々の政治問題を通  
じて軍民一致促進の運動が殆んど共通的に行はれて行つた。

「軍民離間」に関する反響運動

昨年度に於て軍民一致の促進運動が最初に表はれたのは、曩  
に陸海軍當局が發表したる「軍民離間の聲明」に對して、第六  
十五議會の最中、政、民兩黨がその糾明をなし、軍部當局に對

し頗る攻勢的態度に出でた時であつた。従前政黨政治排撃を叫  
んで來た國家主義團體は、政黨のこの傾向に對して一齊に反擊  
し、年來の主張の強化に拍車を加へた。「既成政黨代論士が帝國  
議會を通じてなした軍部並に在郷軍人に對する質問は、反軍思  
想を増長するものにして皇軍の威信及び立憲法治國民たる在郷  
軍人の政治的大任を蹂躪するのみならず、帝國の國防を根本的  
に危地に陥し入るゝものなり」とは「軍民離間」の質疑に對す  
る皇道會の決議であるが、明倫會、生産黨、青年日本同盟、愛  
國政治同盟其他の愛國團體も一樣に同趣旨の決議或は聲明をな  
し、政黨排撃乃至は政黨解消を強く主張した。

在滿機構改革問題に對する運動

在滿機構改革問題は、昨秋政局に大動搖を惹起したが、「拓務  
案は不完全なる現状を維持し、自家の立場を有利にせんとする  
もの、外務案は日滿兩國不即不離の關係を無視せる形式的概念  
論に過ぎず、陸軍案に於て初めて日滿關係及び現狀に照應した  
る當然の主張を見る」として、國家主義團體は何れも陸軍案絶  
對支持の態度を表明した。而して首相、陸相其他關係方面に陸  
軍案斷行を要請すると共に對滿國策の徹底的遂行を要望し、聲  
明書に演説會に其主張の徹底を圖る所があつた。

軍縮條約の廢棄運動

海軍々縮條約の廢棄は、吾國上下を通ずる輿論として、既に  
不動の國是となつてゐたが、舊曆二十九日其廢棄通告を完了し

た。國家主義諸團體は既に早くより華府、倫敦兩條約の即時廢  
棄を通告する事を要望し、昨夏頃より前述せる維新懇話會、  
青年日本同盟或は生産黨などに於ては關係當局に決議文の提出  
或は聲明書の發表等を行ひ條約廢棄運動の火蓋を切つてゐた。  
然し軍縮條約問題に關しては政府自身廢棄方針を以て進む事に  
決定してゐた爲め、國家主義團體の運動は、只政府を支持鞭撻  
し對外的に國內輿論の喚起に勉めたと云ふに過ぎないが、此の  
問題は今年度に於ても引續き國防自主權の獲得となつて一層國  
家主義運動の重要目標となるであらう。

陸軍パンフレットの支持運動

軍部と關係を有する國家主義運動の中で、最も社會的關心と  
重要さを有つたものは、所謂陸軍パンフレット問題に對する國家  
主義諸團體の見解と其の動向であらう。昨年十月上旬陸軍省新  
聞班より發行された「國防の本義と其の強化の提唱」と題する  
小冊子は、廣義國防の名の下に、その内容が内政及び經濟機構  
問題に迄言及せる爲め、俄然各方面に大反響を及ぼし異常なる  
關心を以て向へられた。

日本主義或は國家社會主義などの諸團體は何れもそれらの  
思想的立場より之を自家流に解釋し、自己の主張と同一意見  
なりとして、全般的に之を支持してその實行を促すものもあつ  
た。今、日本主義團體の聯合體たる愛國運動一致協議會、國家  
社會主義團體たる大日本國家社會黨及び在郷軍人團體たる明倫

會の該パンフレットに對する聲明書を次に掲げるが、之を見ても各國家主義團體が、軍部のイデオロギーと其國策方針に對して如何に賛意と熱意とを有するかを窺ひ知る事が出来るであらう

愛國一致運動協議會の聲明

陸軍は曩に小冊子「躍進日本と列強の重壓」を發行して次の如く主張した。「現在の經濟組織を以て眞に必要な國防を建設せんとするは、木に倚つて魚を求むる如きもので、遂に國家財政を破綻せしめ國民生活を脅威し果ては國民精神を弛緩せしめ、國防を完からしめんとして却つて國防を破るの結果となるであらう。故に國防に必要な經費をば國民生活に脅威を與ふることなくして捻出し得る如き經濟組織を設定せねばならぬ。日本精神の高調擴充國防本位の國策を遂行するに必要な新機構の創生經營は昭和維新の目標であり、理想である」。

斯の如き主張を陸軍の名に於て行つたことはこれが嚆矢であり相當に世間の注意を喚起するところがあつた。この度は更にその姉妹黨として「國防の本義と其強化の提唱」と云ふ小冊子を發行し、より一層明確に自由主義經濟機構の弊害と其の改造方針を指示した。従つて現在の資本主義制度の下にそのヘゲモニーを握る財閥勢力、政友、民政黨の既成政黨及び舊官僚等は擧げて愕然たるものがあり、この小冊子を中心として軍部攻撃を開始せんとしてゐる。恐らくは今度豫算編成閣内交渉に於て、臨時議會、本會議等に於て相當この小冊子を繞つて問題を紛糾せしむるであらう。故に我々愛國陣營はこれに關して次の如き心組が必要であると思ふ。一「國防の本義と其強

ろに就て見るにそれは尙抽象的大方針に止まると雖も我が國家社會主義の方針以外の何物でもない。愛國的見地より行詰れる現國家社會の更生を計らんとすれば純眞なる思想に健全なる認識を以てする限り、必ず國家社會主義に到達せざるべからずとは吾人が滿洲事變以來、爾後の筈の如く篤生しその何れも軍部を我物類に笠に被れる全凡俗流愛國團體の反抗に抗し孤立無援四面楚歌の中に強固に主張し來れるところである。

今軍部の最良の頭腦に依つて成されるその國策方策を見、その遂に健全なりしを見國家國民の爲めに快心とするところである。陸軍が特に今回之を發表するに至つた主たる動機は何處にあつたかは吾人の周知するところではないが、その主たる動機が何れにあつたにせよその正しきことに變りはない。それは普く國民間に意識されんとして未だ意識されず深く潜在するところの國民意思の現れである。而してこれを實現するものは單なる軍部でも官僚でもプロレタリアでもなく、實に國民であり國家社會主義の黨である。軍部の今後の擔背如何に拘らず全生命を以てこれを實現することこそ我等の使命でなければならぬ。

明倫會の決議

陸軍省新聞班の定期刊行物たる「國防の本義と其強化の提唱」なるパンフレットは元來政界の問題たるべきものにあらず。其内容は能く國防の本義を道破し、非常時國難突破の國策及び國民の覺悟に關し頗る有益なる示唆に富むのみならず、國防を基礎とする國策の提唱は軍部當然の職域なりと認む。然るに政界財界等に於て之を以て軍人政治關與なりと非難し、來るべき臨時議會に於ても之を軍民離

化の提唱」の主張するところは、大體我々年來の主張に一致してゐる。故にこの小冊子を發行した限りに於て陸軍に對し敬意を表すると共に、これを我々の主張と同一に支持せねばならぬ。二 然し乍ら我々はこれを單に口舌の徒が行ふ一種の空宣傳として終らせてはならぬ。我々は陸軍がこの小冊子の有する精神に基く具體的な國策の實現即ち昭和維新の達成に向つて、直ちに萬難を排して邁進するやう激勵し、我々も亦その實現に向つて協力せねばならぬ。三 若しこの小冊子の主張する處に反對しその實現を阻止せんとするものがあるならば、その立場の如何を問はず昭和維新運動の反對者乃至は阻止者として擊滅粉砕せねばならぬ。我々は此の意味に於て即時愛國陣營を整備し今後に於ける事態の發展を監視せねばならぬ。

大日本國家社會黨の聲明書

滿洲事變以來軍部は隠れもなき國政最大の支配者の地位に立ち所謂「國家非常時」を強調し種々と國民的奮起乃至犧牲を要求し乍らそもそも全體としての國家及び國民を何處に如何に導かんとするのであるか。その期する乃至は欲するところの方途は何等明かでないかつた。一國の國防と諸他の社會的構成殊に經濟とは不可分たるものたるに拘らず、之等との關係に於て何等の考慮何等の意思をも示さなかつた。或は現行資本主義に反對する如く贊成する如く徒らに爲めにする俗流愛國團體……「皇道主義」「日本主義」等々を標榜するところの……策謀を助長せしめ、國民大衆をしてその歸趨に迷はしめたのみである。然るに最近陸軍は茲に鑑みるところありしが國內政治、經濟、教育、思想等の廣汎に亘るその欲するところの方策大綱を國防との關係に於て發表した。今その内容として新聞に報せられたるとこ

間の資に悪用せんとするの微なきにあらず、政府は毫も斯る策動に乗ぜられざるやう十分の戒心を要するは勿論、進んで非常時國策の確立に努力せんことを要望す。

斯の如き陸軍のパンフレットは、甚だしく國家主義陣營を刺戟し、各團體は全面的に該冊子の精神と内容を支持激揚した。爲めに恰も軍部が國家主義運動に對して、一個の思想的方向と運動の指針を與へ、從來沈滞の淵に喘げる愛國團體に新たな生命と活氣を鼓吹して之が積極化を喚起せるかの觀を呈した。去り乍ら國家主義戰線の内面に於ても、全部が全部強ち之に無條件的贊成をなしてゐるのではない。例へば「祖國」十一月號掲載の北吟吉氏の「問題の陸軍パンフレットを讀む」或は十月五日の愛國新聞社説「敢て軍部に寄語す」又十月七日の日本新聞掲載若宮卯之助氏の「新聞班の思想」の如く無條件に之が支持乃至は共鳴をなさず、寧ろ「國家の一部を形成するに過ぎざる陸軍の未熟なる抽象策を強制的に實現せんとする企圖に對しては大いに警戒を要す」となし、軍部の優越感に對して可なりの反撥的態度を示して居るものもある事は寔に注目すべき現象と云はねばならぬ。最後に此の種の代表的意見として北吟吉氏の前掲「祖國」所説の一節を紹介する事にする。

若し夫れ多年愛國戰線に立つて對外硬を主張し政黨政治、財閥政治排撃を力説し來つた血の多い諸君は、自ら大衆を組織し統制して合法的に日本を刷新する能力と財力を缺き、さればと云つて非合

| 支 部 名    | 所 在 地                    |
|----------|--------------------------|
| 社會大衆黨本部  | 東京市芝區南佐久間町一ノ五五<br>電芝二二〇三 |
| 北海道支部聯合會 | 函館市末廣町二四                 |
| 函館支部     | 同                        |
| 札幌支部     | 札幌市南一條東四丁目               |
| 釧路支部     | 釧路市幸町七ノ二                 |
| 小樽支部     | 小樽市稻穂町東六丁目               |
| 夕張地方支部   | 夕張町西栗山街地喜多方              |
| 野付牛支部    | 野付牛町四條通リ三丁目赤井方           |
| 青森縣支部聯合會 | 青森市浦町橋本一五一中浦方            |
| 青森支部     | 同                        |
| 西青森支部    | 西津輕郡木造町岩瀨方               |
| 八戸支部     | 八戸市古常泉下一五                |
| 四和支部     | 上北郡四和村瀨ノ澤大久保方            |
| 藤坂支部     | 上北郡藤坂村字喜多                |
| 倉石支部     | 三戸郡倉石村中市手倉方              |
| 大館支部     | 大館村新井田西山方                |

附 錄

社會大衆黨支部一覽

|          |               |
|----------|---------------|
| 五戸支部     | 五戸郡五戸町上大町     |
| 館 支 部    | 三戸郡館村八幡土橋方    |
| 法典澤支部    | 上北郡法典澤村字澤田田端方 |
| 沼崎支部準備會  | 上北郡沼崎驛前米内山方   |
| 南部支部     | 南津輕郡藤崎町二〇一竹島方 |
| 岩手縣支部聯合會 | 盛岡市八日町        |
| 盛岡支部     | 同             |
| 東盤支部     | 東磐井郡蒲衣村堀出     |
| 九戸支部     | 九戸郡久慈町林留吉方    |
| 秋田縣支部聯合會 | 秋田縣平鹿郡横手町上飛瀨  |
| 平鹿支部     | 同             |
| 仙北支部     | 仙北郡高梨村橋本      |
| 小坂支部     | 鹿角郡小坂町細越六四    |
| 北秋前田支部   | 北秋田郡前田村五味堀    |
| 雄勝支部     | 雄勝郡辨天村二井田大山方  |
| 北秋大館支部   | 大館町三ノ丸下川村方    |
| 由利郡支部準備會 | 由利郡本莊町石脇      |
| 秋田縣支部聯合會 | 秋田縣山本郡能代港町萬町  |



法運動も血闘團五・一五神兵隊等々何れも失敗し、國民多數の支持を得る見込がないから頼むところは軍部の組織的動向にありとしてパンフレットの内容、形式何れに對しても滿腔の共鳴を寄すが如くである。然し乍ら軍部諸公の深甚なる留意を要することは自ら軍部の便衣隊を以て任ずる新參愛國者とその撰を異にする古顔の愛國の志士は陸軍パンフレット問題に對して相當自重的態度を以て對しつゝあることである。此等の志士の巨頭は日本の全局に通ずる識者の立案と自覺せる國民の優良分子の支持を條件として、聖上陛下の大權命令に依つて日本の全面的改造の斷行されんことを熱望してゐる。従つて國家の一部を形成するに過ぎざる陸軍の未熟なる抽象策を強制的に實現せんとする企圖に對しては大いに警戒を要すと思惟しつゝある。政權武門に歸せる國家は霸道國家なりとは彼等に共通せる不動の信念である。

むすび

以上は、昨年の國家主義戰線に起伏せる主要なる陣營の變遷とその運動の概観であるが、屢々述べし如く、昭和九年の國家主義運動は、改造運動としての迫力と組織に於て著しく缺くる所あり、又それ自身の内部に於ても未だ清算し更新すべき幾多の問題を残して居た。従つて本年度の國家主義運動は、前年よりの墮力によつて推進し、依然として不振混頓の情勢を持續するであらう。而して恐らく陣營内の動搖と整理に終始し、社會的に國家改造運動として、その飛躍的な進展は期待し得られな

いであらう。唯それ一般社會情勢は、その表面的な小康にも似ず、社會的の矛盾は其本質に於て益々深刻化すると共に、社會的勢力は政黨と云はず軍部と云はず相互に將亦それ自體に於て、愈々分散的傾向を増大して、複雑微妙の様相を呈しつゝある。故に斯の如き社會的推移と共に、今後は國家主義陣營内部に於ても、一種のレバイバル運動が捲き起され、未だ社會的に潜在して微力ではあるが、清新なる青年分子の勢力が内燃して次第に結集されゆくであらう。而してその成否こそが今後の國家主義運動の上に齎される最大の關心であり、同時にその運動の再生發展を約束する重要なモメントである。

(坂井隆治)

男鹿支部  
秋田支部  
秋田第一支部  
山形縣支部聯合會  
酒田支部  
置賜支部  
山形支部  
宮城縣支部聯合會  
仙臺支部  
大崎支部  
中坪支部  
北浦支部  
大谷地支部  
桃生支部  
伊具支部  
北鹿支部  
福島縣支部聯合會  
郡山支部  
飯野支部  
若松支部準備會  
磐城支部準備會  
會津支部準備會  
伊達支部準備會

南秋田郡脇本村脇木關山方  
秋田市公園前聯隊通り古澤方  
山本郡能代港町萬町九二  
山形縣酒田市堀切一一一  
同  
東置賜郡宮内町石黒久七方  
北村山郡宮澤村加藤友治方  
仙臺市東七番町一二二  
仙臺市新寺小路榮町四八伊藤方  
志田郡古川町横町五  
遠田郡中坪村萩坪  
遠田郡北浦村北浦中根浦田上三澤方  
桃生郡大谷地村  
桃生郡桃生村  
伊具郡角田町大友方  
北鹿郡石巻町本町三宅方  
福島縣郡山市麓山町一九五  
同  
伊達郡飯野村八百板方  
若松市針屋名古屋町  
石城郡内郷村綴  
河沼郡野澤町小島方  
伊達郡半田村南半田字六角

小島支部準備會  
榊本縣支部聯合會  
宇都宮支部  
那須郡支部  
上都賀郡支部  
下都賀郡支部  
足利支部  
安蘇郡支部準備會  
群馬縣支部聯合會  
前橋支部  
多野郡支部  
勢多郡支部  
邑樂郡支部  
新田郡支部  
大間々支部  
高崎支部準備會  
沼田支部準備會  
埼玉縣支部聯合會  
川口支部  
川越支部  
入間郡支部  
大里郡支部  
南埼玉郡支部

伊達郡小島村字古内高木方  
榊本縣上都賀郡鹿沼町  
宇都宮市西原川向町矢口方  
那須郡川西町  
上都賀郡鹿沼町  
下都賀郡榊木町入舟町  
足利市旭町七七五篠原方  
安蘇郡葛生町萬町小松原方  
群馬縣前橋市岩神町九七三  
前橋市戈川町古屋覺治方  
多野郡藤岡町乙八三六  
勢多郡富士見村原ノ郷  
邑樂郡中野村  
新田郡強戸村成塚  
山田郡大間々町  
高崎市臺町四八武笠方  
沼田町材木町本田方  
埼玉縣川口市金山町三二六九  
同  
川越市瀨尾福島方  
入間郡毛呂村大字岩井小川方  
熊谷市錦町裁判所裏小岩井方  
南埼玉郡粕壁町粕壁金子方

北埼玉郡支部  
兒玉郡支部  
北葛飾郡支部準備會  
茨城縣支部聯合會  
古川支部  
水海道支部  
菅生第一支部  
多賀支部  
大同支部  
長戸村支部  
出津支部  
長竿支部  
莖崎支部  
葛城支部  
笠間支部準備會  
結佐支部準備會  
常北支部  
東京府支部聯合會  
牛込支部  
麴町赤坂支部  
小石川支部  
京橋支部  
淺草支部

北埼玉郡加須町八八一  
兒玉郡共和村吉田林岩上方  
北葛飾郡吉田村惣新田上原方  
茨城縣猿島郡古河町三丁目館野茂吉方  
同  
結城郡水海道町寶町幸町通  
北相馬郡菅生村菅生  
多賀郡南中郷村和久  
鹿島郡大同村志崎  
稻敷郡長戸村繪土  
稻敷郡生板村出津  
稻敷郡長竿村  
稻敷郡莖崎村九萬坪  
筑波郡葛城村蒔間  
西茨城郡笠間町日向寺方  
稻敷郡十餘島村石田源吉方  
久慈郡世喜村字小貫  
東京市芝區南佐久間町一ノ五五  
牛込區早稻田鶴巻町二五一荒堀方  
麴町區麴町五ノ五ノ三  
小石川區戸崎町三五三上方  
京橋區巖岸島町一ノ四阿部方  
淺草區三間町三二

杉並支部  
目黒支部  
向島支部  
葛飾支部  
瀧野川支部  
荒川支部  
本郷支部  
豊島支部  
中野支部  
浦田支部  
本所支部  
深川支部  
足立支部  
荏原支部  
王子支部  
品川支部  
世田谷支部  
淀橋支部  
芝支部  
板橋支部  
大森支部準備會  
神田支部準備會  
城東支部

杉並區馬橋町四ノ五五磯崎方  
目黒區上目黒四ノ二六一三竹村方  
向島區吾嬬町西二ノ八九山下方  
葛飾區本立石町五四五出口方  
瀧野川區田端五三四四田方  
荒川區南千住町三ノ一一九  
本郷區森川町八一伊藤方  
豊島區池袋三ノ一五五八河野方  
中野區鷺ノ宮一ノ二六六橋浦方  
浦田區町屋町二六一藤卷方  
本所區綠町一ノ九阿部方  
深川區東扇橋町三二  
足立區千住三丁目五六高橋方  
荏原區小山町三七飯田方  
王子區神谷町一ノ二四九田村方  
品川區南品川二ノ一八一大塚方  
世田谷區羽根木町一八六四  
淀橋區柏木町  
芝區芝公園十四號地小山方  
板橋區下板橋町二〇四九澁谷方  
大森區新井宿五ノ一二七渡部方  
神田區神保町三ノ三内田方  
城東區大島二ノ八〇九熊本方

船橋支部  
 松崎支部  
 大森支部  
 栗源支部  
 本大須賀支部  
 久賀支部  
 布佐支部  
 本楚支部  
 八街支部  
 和方支部  
 船穂支部  
 遠山支部  
 大富支部準備會  
 東大部支部準備會  
 久住支部準備會  
 東葛支部  
 千葉縣第二支部  
 千葉地方支部  
 長野縣支部聯合會  
 諏訪支部  
 松本支部  
 長野支部  
 上伊那支部

船橋町五丁目一三四齋藤方  
 印旛郡船穂村松崎鈴木方  
 印旛郡大森町中ノ口  
 香取郡栗源町澤高橋方  
 香取郡東大須賀村吉田新田  
 香取郡久賀村  
 東葛飾郡布佐町布佐三須明方  
 印旛郡本楚村松木鈴木方  
 印旛郡八街町夕日丘山本方  
 印旛郡和田村直彌齋藤方  
 印旛郡船穂村船尾橋尾方  
 印旛郡遠山村十宗三小林方  
 山武郡大富村早舟實川方  
 香取郡東大部村山邊香取方  
 印旛郡久住村大室伊達方  
 市川市五丁目一七三一  
 香取郡佐原町佐原一三四  
 千葉市横町七二八三本方  
 長野縣上諏訪町大手町  
 諏訪郡永明村竹村方  
 松本市縣町二一〇九山本方  
 長野市田町鬼頭方  
 伊那町野澤方

下伊那支部  
 高水支部  
 北安南部支部  
 佐久支部  
 上水内支部  
 南安支部  
 北安北部支部準備會  
 南安支部準備會  
 東信支部準備會  
 本部直屬支部  
 諏訪支部  
 上高井支部  
 南佐久支部  
 東筑摩支部  
 長水支部  
 上伊那支部  
 下伊那支部  
 川中島支部準備會  
 上水内支部準備會  
 高水支部準備會  
 山梨縣支部聯合會  
 東八代支部  
 中巨摩支部

下伊那郡飯田町中ノ町今村方  
 上高井郡須坂町藪北村方  
 北安曇郡七貴村萩原小出方  
 北佐久郡小諸町加増朝倉方  
 上水内郡鬼無里村松本方  
 南安曇郡高町望月方  
 北安曇郡大町大原村  
 南安曇郡有明村堀内方  
 小縣郡神川村土屋方  
 長野縣下諏訪町三一五九春原方  
 高井郡總内村本藤方  
 南佐久郡穂積村井出俊一方  
 東筑摩郡宗賀村藤村方  
 上水内郡朝陽村橋結方  
 上伊那郡赤穂町春原方  
 下伊那郡上飯田町五四二六  
 更級郡川中島村堀田一二方  
 上水内郡安茂里村小市  
 下高井郡住郷村川芳庄八方  
 山梨縣東八代郡石和町  
 東八代郡錦村二ノ宮與内  
 中巨摩郡常永村白井治郎方

八王子豐多摩支部  
 神奈川縣支部聯合會  
 横濱支部  
 川崎支部  
 高座郡支部  
 横須賀支部  
 中平支部  
 鎌倉支部  
 津久井支部  
 橋本支部  
 新瀉縣支部聯合會  
 出雲崎支部  
 新井郷支部  
 佐茂支部  
 見附支部  
 片桐支部  
 和田支部  
 三條支部  
 王寺川支部  
 池ノ島支部  
 上小國支部  
 新津川支部  
 柏崎支部

八王子市大横町三浦方  
 横濱市中區宮元町四ノ九九平山方  
 横濱市中區海岸通り四ノ二四海員組合  
 川崎市新川通り五九  
 高座郡上溝町藤澤方  
 横須賀市中黒町一八五笹口方  
 平塚市平塚新宿一四四三宗像方  
 鎌倉町村木座馬場方  
 津久井郡中野町中野五七四甘利方  
 橋本郡間丘村長尾一三五一村尾方  
 新瀉縣長岡市袋町一一〇〇  
 出雲崎町榎本方  
 北蒲原郡長浦村新井郷  
 佐茂郡新穂村  
 南蒲原郡見附村  
 南蒲原郡新瀉村片桐  
 中頸城郡和田村島田  
 三條市北四日町  
 三島郡王寺川村王番田  
 古志郡上北谷村池ノ島  
 刈羽郡上小國村若ノ島  
 新津町下興野太田富次方  
 柏崎町本町七丁目松原方

石山支部  
 南部支部  
 白根支部  
 西蒲原支部  
 灰方支部  
 北蒲原支部  
 木崎支部  
 高森支部  
 保内支部  
 寺泊支部  
 栃尾支部  
 高柳支部  
 新潟支部  
 西蒲原支部  
 高田支部  
 沼津支部  
 島田金谷支部  
 富士支部  
 熱海支部  
 静岡第二支部  
 千葉縣支部聯合會  
 白井支部

中蒲原郡石山村上木戸  
 中蒲原郡五泉町吉澤山崎方  
 中蒲原郡庄瀬村庄瀬山田方  
 西蒲原郡新瀉村大關藤本方  
 西蒲原郡小中川村灰方  
 新發田町  
 北蒲原郡木崎村笠柳  
 北蒲原郡岡方村高森新田  
 岩船郡保内村下鍛冶屋  
 三島郡寺泊町年友  
 古志郡栃尾町仲子町鈴木方  
 刈羽郡高柳村  
 新潟市白山  
 西蒲原郡燕町遠藤方  
 高田市大町西白町四丁目有野方  
 沼津市吉田町八三九  
 沼津市吉田町八三九  
 静岡縣島田町横井五條方  
 富士郡須津村増川福島方  
 熱海町咲見町  
 駿東郡清水村岳南労働館  
 千葉縣印旛郡白井村神々廻  
 千葉縣印旛郡白井村神々廻



富山縣支部聯合會

- 新川支部
- 南礪波支部準備會
- 高岡支部準備會
- 石川縣支部
- 大野支部準備會
- 愛知縣支部聯合會(準備)
- 瀨戶支部
- 名古屋第一支部(準備)
- 津島支部準備會
- 岐阜縣支部聯合會
- 岩村支部
- 土岐支部
- 岐阜支部
- 岐阜支部
- 稻津支部
- 土岐津支部
- 妻木支部
- 多治見支部
- 泉町支部
- 駄知支部
- 下石支部
- 陶支部

- 富山縣中新川郡滑川町飯野方
- 南礪波郡北野村
- 高岡市高岡郵便局私書函第四番

- 石川縣河北郡大野町藤岡岡田方
- 名古屋市東區撞木町二ノ八
- 瀨戶市石神町二〇五一
- 名古屋市南區熱田東町字横田名古屋向上會内
- 海部郡津島町向島伊藤方
- 岐阜縣多治見町常盤町
- 惠那郡岩村町一色字野方
- 土岐郡土岐町成瀬方
- 岐阜市羽根町一本村方
- 岐阜市長住町三ノ五鷺見方
- 土岐郡稻津村土田方
- 土岐郡土岐津町宇高山木服方
- 土岐郡妻木町字須後
- 土岐郡多治見町常盤町波多野方
- 土岐郡泉町佐賀方
- 土岐郡駄知町小木會方
- 土岐郡下石町清水早川方
- 惠那郡陶町

福井縣支部聯合會

- 教賀支部
- 若狹支部
- 河和田支部準備會
- 三重縣支部
- 牟婁郡支部
- 奈良縣支部聯合會
- 磐城支部
- 滋賀縣支部聯合會
- 湖北支部
- 湖東支部
- 和歌山縣支部聯合會
- 和歌山支部
- 海草郡支部
- 那賀郡支部
- 東郡支部聯合會
- 上京支部
- 伏見支部
- 東山支部
- 左京支部
- 大阪府支部聯合會
- 南區支部
- 浪速區支部

- 福井縣教賀町神樂一三三山口方
- 福井縣教賀町神樂一三三山口方
- 遠敷郡遠敷重田方
- 今立郡河和田村片山

- 三重縣北牟婁郡長崎町
- 奈良縣磯城郡大福村
- 奈良縣北葛城郡盤城村竹内
- 滋賀縣阪田郡長濱町藤前眞川方
- 滋賀縣阪田郡長濱町藤前眞川方
- 神崎郡八日市町城文吉方
- 和歌山市南汀町一
- 和歌山市南汀町一
- 海草郡川水村穗永吉増方
- 那賀郡中貴志村前田
- 京都市上京區大宮鞍馬口西人下ル辻井民之助方
- 京都市伏見區鷹匠町林宏吉方
- 東山區本町五條南三ノ一〇四谷口方
- 左京區高麗原町一九
- 大阪府北區梅ヶ枝町梅ヶ枝ビル三階
- 南區南町高津町五番丁三五
- 浪速區惠美須賀町四ノ九八

西淀川支部

- 堺支部
- 泉南郡支部
- 天王寺支部
- 北區支部
- 東成支部
- 西成區支部
- 港區支部
- 北河内支部
- 中河内支部
- 西區支部
- 東淀川支部
- 豐能郡支部
- 住吉支部
- 東區支部
- 此花區支部
- 旭區支部
- 兵庫縣支部聯合會
- 神戸支部
- 明石支部
- 川西支部
- 西宮支部
- 尼崎支部

- 西淀川區海老江町二二小笹方
- 堺市高須神社南池田鐵工所廣田方
- 大阪府貝塚町津田元坂順次方
- 天王寺區東平野町六ノ五甲斐方
- 北區澤上江町一ノ五四村尾方
- 東成區鶴橋北ノ町二ノ一七七久保田方
- 西成區梅通五ノ五居川方
- 港區市岡元町二ノ二五
- 大阪府守口町土居初田方
- 大阪府八尾町東郷岸田方
- 西區新町通四ノ四伊藤方
- 東淀川區豐崎西通二ノ一四稻葉方
- 大阪府豐能郡庄内村荻江赤松方
- 住吉區相生町三ノ一一瀧田方
- 東區玉堀町大阪市從業員組合内
- 此花區春日出町一丁目七村主方
- 旭區新喜多町二二一全勞城東支部内
- 神戸市布引町三丁目
- 神戸市布引町三丁目
- 明石市山下町二丁目九五三松下方
- 兵庫縣川邊郡川西町二二竹角農方
- 西宮市用海町
- 尼崎市南城内五五

淡路支部

- 川邊支部
- 武庫支部
- 水上支部
- 神戸支部
- 淡路支部
- 武庫支部
- 鳥取縣支部聯合會
- 米子支部
- 東伯支部
- 因幡支部
- 西伯支部
- 岡山縣支部聯合會
- 小田郡支部
- 淺口郡支部
- 淺口郡支部
- 岡山支部
- 廣島縣支部聯合會
- 廣島支部
- 尾道支部
- 福山支部
- 佐伯支部
- 藝北支部

- 兵庫縣淡路洲本町下清水町
- 兵庫縣伊丹町學校前水畑方
- 兵庫縣武庫郡御影町大東
- 兵庫縣水上郡大路村
- 神戸市海邊通三、日本海員組合内
- 兵庫縣三原郡福良町古池高一
- 武庫郡御影町濱中日本勞働總同盟聯合會内
- 米子市灘町二足鹿方
- 米子市灘町二足鹿方
- 鳥取縣東伯郡下郷村光吉
- 鳥取市元魚町三ノ四
- 鳥取縣西伯郡尙徳村板原江原方
- 小田郡笠岡町大磯一三〇ノ二三好藤八方
- 小田郡笠岡町大磯一三〇ノ二三好藤八方
- 淺口郡寄島町早崎清水輝夫方
- 淺口郡連島町戸川次郎方
- 岡山市古京一五五吉田クレーニング店
- 廣島市鷹匠町一〇五ノ八
- 廣島市鷹匠町一〇五ノ八
- 尾道市新橋通一八六ノ一山口方
- 福山市神島町中市四〇三三
- 佐伯郡廿日市四〇三三谷文太郎方
- 廣島縣山縣郡殿賀村朝田義朝方

能美支部準備會  
 廣島縣支部聯合會  
 廣島支部  
 福山支部  
 吳地方支部  
 因島支部  
 山口縣支部聯合會  
 下關支部  
 宇部支部  
 美彌支部準備會  
 柳井支部  
 下關支部  
 德島縣支部聯合會  
 德島支部  
 麻植支部  
 香川縣支部聯合會  
 香川支部  
 香川支部  
 愛媛縣支部聯合會  
 松山支部  
 南豫支部  
 宇和支部  
 南豫支部

廣島縣佐伯郡三高村榎家方  
 吳市宮原通り一ノ三一  
 廣島市竹尾町六七〇朝山田秀之方  
 福山市新馬場町四四二岩部石男方  
 吳市宮原通り一ノ三一  
 廣島縣御調郡因島土手町  
 山口縣宇部市東區本町五丁目田村方  
 下關市丸山町一七七八田本方  
 宇部市東區本町五丁目田村方  
 山口縣美彌郡眞長田村德坂  
 美彌郡柳井町愛宕町川本町  
 下關市岬之町一五五  
 德島市佐古大浦町五  
 德島市佐古大浦町五  
 德島縣麻植郡西尾村西麻植多田方  
 高松市花園町一ノ一四五一西山次郎方  
 香川縣高松市花園町一ノ一四五一川西小次郎方  
 高松市新湊町四ノ一七三木方  
 松山市弓之町七七原方  
 松山市弓之町七七原方  
 北宇和郡三間村川之内佐竹庄平方  
 東宇和郡中川村加茂河野方  
 宇和島市和靈町三丁目井倉方

拜志支部  
 高知縣支部聯合會  
 高知支部  
 土佐郡支部  
 香北支部  
 香南支部  
 安藝郡支部  
 吾川郡支部  
 幡多郡支部  
 高岡天一支部  
 大分縣支部聯合會  
 別府支部  
 大野郡支部  
 大分支部  
 竹田支部  
 福岡縣支部聯合會  
 八幡支部  
 大牟田支部  
 福岡支部  
 鞍手支部  
 嘉穗支部  
 京都支部  
 筑後支部

溫泉郡拜志村字上林  
 高知市升形町佐竹方  
 高知市升形町佐竹方  
 土佐郡鏡川村川口  
 香美郡橫山村小松方  
 香美郡香宗村  
 香美郡安藝町東濱三二五  
 吾川郡秋山村  
 幡多郡中村町  
 高岡郡窪川町  
 別府市八幡區朝見通二  
 別府市八幡區朝見通二  
 大分縣大野郡上緒方村大字下德  
 大分市王寺町三丁目三島三榮方  
 大分縣直入郡竹田町字新町  
 八幡市通り三丁目  
 八幡市通り三丁目堂本方  
 大牟田市東新町三丁目三二  
 福岡市馬出寺中、深町菓子店內  
 直方市門前町病院通り仲町  
 飯塚市芳雄通り二丁目  
 京都郡行橋町字新地出口陽造方  
 三井郡大城村吉塚方

企救郡支部  
 八女郡支部準備會  
 三浦郡支部準備會  
 福岡縣支部聯合會  
 八幡支部  
 小倉支部  
 京都支部  
 戶畑支部  
 若松支部  
 粕屋支部  
 鞍手支部  
 嘉穗郡支部  
 田川郡支部  
 門司支部  
 遠賀支部  
 久留米支部  
 佐賀縣支部聯合會  
 唐津支部  
 佐賀縣第二支部  
 長崎縣支部聯合會  
 西九州聯合會  
 佐世保地方支部  
 長崎支部

企救郡企救町西北方堀口專正方  
 八女郡水田村上北二七九松内方  
 三浦郡三浦村草場古賀寅雄方  
 八幡市春之町五丁目九六三  
 八幡市春之町五丁目九六三  
 小倉市北山越町五九五  
 京都郡豐津町牧野渡方  
 戶畑市古池町一丁目友清病院  
 若松市本町一丁目三四海員協會若松出張所  
 粕屋郡志免村大字志免五七八  
 直方市明治町一丁目岡本方  
 飯塚市芳雄町宮崎方  
 田川郡絲田村許斐方  
 門司二夕松町一丁目  
 遠賀郡折尾町折尾原方  
 久留米市追手町野田方  
 佐賀縣唐津市西唐津町一丁目木村方  
 佐賀縣唐津市西唐津町一丁目木村方  
 唐津市宇濱ノ町谷口武一郎方  
 佐世保市光月町六九小笠原方  
 佐世保市光月町六九小笠原方  
 佐世保市光月町六九小笠原方  
 長崎市旭町三ノ四日本港灣從業員組合長  
 崎海友同志會内

宮崎縣支部聯合會  
 宮崎支部  
 延岡支部準備會  
 兒湯支部準備會  
 熊本縣支部聯合會  
 熊本支部  
 玉名郡支部  
 八代支部準備會  
 鹿兒島縣支部聯合會  
 哈良支部  
 鹿兒島支部  
 本城支部準備會  
 鹿城支部準備會  
 大連民衆俱樂部

宮崎市川原町九一荒武萬平方  
 宮崎市川原町九一荒武萬平方  
 延岡市新市街甲斐方  
 兒湯郡妻町松浦義雄方  
 熊本市本莊町上白川端二六八  
 熊本市本莊町上白川端二六八  
 玉名郡高瀬町森山市一方  
 八代郡高田村球摩川橋通り  
 鹿兒島縣哈良郡清水村  
 鹿兒島縣哈良郡清水村  
 鹿兒島市武町五七〇新名方  
 伊佐郡本城村荒田一〇一前田榮方  
 鹿兒島市市原町一九三四秋元方  
 大連市桃源臺柴田博陽方

# 大日本國家社會黨支部一覽

| 支部名        | 所在地              |
|------------|------------------|
| 大日本國家社會黨本部 | 東京市芝區今入町一五和合俱樂部内 |
| 九戸支部       | 岩手縣九戸郡久慈町        |
| 盛岡支部       | 盛岡市青町            |
| 高岡支部       | 高岡市博勞町           |
| 石城支部準備會    | 福島縣石城郡内郷村白水      |
| 東葛支部       | 千葉縣松戸町根本         |
| 東八代支部      | 山梨縣東八代郡英村        |
| 田方支部準備會    | 靜岡縣田方郡三島町小中島     |
| 豐橋支部準備會    | 豐橋市花田町東小田原三〇ノ二   |
| 愛知縣黨務局     | 名古屋市南區新尾頭村一五四    |
| 高山支部       | 岐阜縣高山町八軒町        |
| 植科支部準備會    | 長野縣植科郡南條村六ノ三     |
| 東礪波支部      | 富山縣東礪波郡南野尻村      |
| 金澤支部準備會    | 金澤市機島六番町         |
| 野淵支部       | 滋賀縣野淵郡守山町大字吉身    |
| 京都支部       | 京都市伏見區深川技川町      |
| 奈良縣黨務局     | 奈良縣南葛城郡被上村柏原     |
| 大阪府黨務局     | 大阪府中河内郡長瀬大軌驛前    |
| 中河内支部      | 同                |

|         |                |
|---------|----------------|
| 此花支部    | 大阪市此花區朝日橋通二ノ一  |
| 城東支部    | 大阪市旭區放出驛前      |
| 城北支部    | 大阪市旭區森小路       |
| 那賀支部    | 和歌山縣那賀郡田中村打田驛前 |
| 岡山支部    | 岡山縣上道郡幡多村大字澤田  |
| 廣島支部    | 廣島市西新町一五一      |
| 豐浦支部準備會 | 山口縣豐浦郡岡枝村      |
| 松山支部    | 松山市御寶町一二九      |
| 八幡支部準備會 | 八幡市前田長者町三丁目    |
| 福岡支部準備會 | 福岡市住吉町         |

# 日本勞働組合現勢一覽

一、本調査は昭和十年上半期の現勢を示す。従つて本文中の組合情勢とは多少の變化あり。

一、組合員数は原則とし、各組合の正式機關の發表を基準とし同時に諸般の情勢を考慮して推算したるものなるが之れが發表なきものに對しては如上の見地より適宜斟酌して推定せり。

一、單獨組合は大體百名以上の組合員を有し且つ社會的に活動せるもののみを計上せり。

## 日本勞働組合會議

本部所在地 神戸市神戸區海岸通三ノ二六

創立 昭和七年九月二十五日

役員

顧問 鈴木文治

議長 長 濱田國太郎(昭和十年五月二十九日辭任)

副議長 長 松岡駒吉

書記長兼會計 米窪滿亮

常任書記 上條愛一

執行委員 坂本孝三郎(昭和十年三月四日死亡)

小泉秀吉 菊川忠雄 八木信一

川村保太郎 森 榮 一(坂本委員の後任)

政治委員 松岡駒吉 山川宗彬 堀内長榮

## 詮衡委員

|           |         |         |
|-----------|---------|---------|
| 河野 密      | 渡邊年之助   | 森 榮 一   |
| 岩永榮一      | 元 廣 昇   |         |
| 坂本孝三郎(死亡) | 西 卷 敏 雄 | 八 木 信 一 |
| 鈴木倉吉      | 鈴木悅次郎   | 小田島 權太郎 |
| 川村保太郎     | 米窪滿亮    | 加藤良左衛門  |
| 西尾末廣      |         |         |

## 加盟團體及勢力

|       |         |
|-------|---------|
| 加盟團體數 | 一〇      |
| 團體員總數 | 二九六、六八二 |

## 團體名

|           |         |
|-----------|---------|
| 日本海員組合    | 一〇〇、四六〇 |
| 官業勞働總同盟   | 一八、七八三  |
| 海員協會      | 一四、〇〇〇  |
| 日本勞働組合總聯合 | 二七、一二六  |
| 日本港灣從業員組合 | 一四、〇五〇  |
| 日本勞働總聯盟   | 八、一九一   |
| 日本製鐵從業員組合 | 一二、五〇〇  |
| 東電從業員組合   | 二、〇〇〇   |
| 日本勞働總同盟   | 五三、〇六〇  |
| 全國勞働組合同盟  | 四六、五二二  |
| 地方協議會     |         |

|          |         |    |         |   |
|----------|---------|----|---------|---|
| 八王子労働組合  | 八王子市外西長 | 大元 | 森       | 元 |
| 逓友同志會    | 東京市芝區三田 | 大元 | 松岡      | 三 |
| 神奈川聯合會   | 川崎市新川通り | 大元 | 三木      | 三 |
| 神奈川鑛工組合  | 右       | 大元 | 近藤      | 一 |
| 神奈川製材    | 右       | 大元 | 木村      | 一 |
| 神奈川電氣    | 右       | 大元 | 土井      | 一 |
| 石油労働組合   | 横濱市鶴見區潮 | 大元 | 近藤      | 一 |
| 神奈川合同    | 川崎市新川通り | 大元 | 土井      | 一 |
| 染色労働組合   | 横濱市中區宮本 | 大元 | 右       | 一 |
| 製網労働組合   | 川崎市河原町七 | 大元 | 鈴木      | 一 |
| 川崎労働組合   | 川崎市大島二五 | 大元 | 土井      | 一 |
| セメント労働組合 | 三河支店    | 大元 | 愛知縣田原町  | 一 |
| 關東醸造労働組合 | カスケー    | 大元 | 横濱市鶴見區市 | 一 |
| 平塚支店     | 平塚市須賀三八 | 大元 | 昭六      | 一 |
| 川崎支店     | 川崎市旭町二ノ | 大元 | 昭六      | 一 |
| 保土ヶ谷支店   | 横濱市保土ヶ谷 | 大元 | 昭七      | 一 |

|        |         |    |     |        |
|--------|---------|----|-----|--------|
| 地方部    | 東京市芝區三田 | 大元 | 小岩井 | 二、七三   |
| 關東聯合會  | 東京市芝區三田 | 大元 | 小岩井 | 一、七五五  |
| 東京労働組合 | 東京市品川區西 | 大元 | 小岩井 | 九三     |
| 東京労働組合 | 東京市品川區西 | 大元 | 中野  | 二七〇    |
| 東京労働組合 | 東京市品川區西 | 大元 | 小岩井 | 二七〇    |
| 東京労働組合 | 東京市品川區西 | 大元 | 佐藤  | 二八三    |
| 東京労働組合 | 東京市品川區西 | 大元 | 古澤  | 三三三    |
| 東京労働組合 | 東京市品川區西 | 大元 | 西尾  | 二七、四五〇 |
| 東京労働組合 | 東京市品川區西 | 大元 | 西尾  | 一八、一五三 |
| 東京労働組合 | 東京市品川區西 | 大元 | 西尾  | 六、〇〇〇  |
| 東京労働組合 | 東京市品川區西 | 大元 | 前田  | 二、九〇〇  |
| 東京労働組合 | 東京市品川區西 | 大元 | 小林  | 二、九〇〇  |
| 東京労働組合 | 東京市品川區西 | 大元 | 西尾  | 三、九二〇  |
| 東京労働組合 | 東京市品川區西 | 大元 | 鈴木  | 四〇〇    |
| 東京労働組合 | 東京市品川區西 | 大元 | 前田  | 八八〇    |
| 東京労働組合 | 東京市品川區西 | 大元 | 元阪  | 二、三〇〇  |
| 東京労働組合 | 東京市品川區西 | 大元 | 右   | 四六七    |
| 東京労働組合 | 東京市品川區西 | 大元 | 金正  | 四六〇    |

北海道地方協議會  
中部地方協議會  
九州地方協議會  
神戸地方協議會  
大阪地方協議會（昭和十年七月三日結成）

日本労働總同盟

所在地 東京市芝區三田四國町二ノ六  
創立 大正元年八月一日  
組織及勢力 同盟會二、聯合會九、加盟組合九七、組合員總數五三〇六〇

政黨關係 社會大衆黨支持  
組合會議との關係 日本労働組合會議加盟  
國際労働會議との關係 支持  
機關紙（準機關紙） 労働、労働經濟、労働者新聞 大阪聯合會

役員  
顧問 鈴木文治  
會長 松岡駒吉  
總主事 西尾末廣  
會計 福岡金次郎  
中央委員 金正米吉 八谷幸太郎 三木治朗  
土井直作 齋藤健一 大矢省三  
前田種男 原虎一 熊本與市  
金光平 伊藤卯四郎 德永正報

池善二 近藤武男（昭和十年四月辭任）  
加盟組合一覽

|         |               |     |       |        |
|---------|---------------|-----|-------|--------|
| 組合名     | 所在地           | 創立年 | 代表役員  | 組合員數   |
| 日本労働總同盟 | 東京市芝區三田四國町二ノ六 | 大元  | 松岡駒吉  | 五三、〇六〇 |
| 關東同盟    | 同             | 大元  | 西尾末廣  | 二五、六二〇 |
| 東京聯合會   | 同             | 昭二  | 三木治朗  | 一七、二一八 |
| 東京鐵工組合  | 同             | 大元  | 原虎一   | 三、九〇九  |
| 中央聯合會   | 同             | 大元  | 內田藤七  | 二、七九九  |
| 出版印刷組合  | 同             | 大元  | 齋藤健一  | 四七五    |
| 關東電球組合  | 同             | 大元  | 德永正報  | 二、三四四  |
| 產業労働組合  | 同             | 大元  | 德永正報  | 三、七五六  |
| 紡織労働組合  | 同             | 大元  | 松岡駒吉  | 五、四三三  |
| 運輸労働組合  | 同             | 大元  | 富田伊之助 | 八三〇    |
| 東京自動車會  | 同             | 昭三  | 松岡駒吉  | 一、五七五  |
| 東京塗裝工組合 | 同             | 昭五  | 原虎一   | 二一五    |
| 生保從業員組合 | 同             | 昭七  | 松岡駒吉  | 四〇七    |
| 日本縫工組合  | 東京市品川區西       | 大元  | 小原源一  | 四〇七    |
| 東京革工組合  | 東京市足立區千住町二丁目  | 大元  | 熊本虎藏  | 四六     |



Table with 5 columns: 組合名 (Organization Name), 所在地 (Location), 創立年 (Year of Establishment), 代表役員 (Representative Officer), 組合員數 (Number of Members). Lists various labor unions such as 大阪市港區八幡, 大阪市港區九條, etc.

所在地 東京市芝區三田四國町一五
組織及勢力 地方聯合會二、府縣聯合會五、加盟組合四一、組合員總數二七、二二六
政黨關係 新日本國民同盟支持
組合會議との關係 日本勞働組合會議加盟
國際勞働會議との關係 支持

Table with 5 columns: 組合名, 所在地, 創立年, 代表役員, 組合員數. Lists labor unions like 函館地方勞働組合, 青森縣勞働組合, etc.

全國勞働組合同盟

所在地 東京市神田區東區東區三
創立 昭和五年六月一日
組織及勢力 地方聯合會六、加盟組合三六、組合員總數四六、五二二
政黨關係 社會大眾黨支持
組合會議との關係 日本勞働組合會議加盟
國際勞働會議との關係 支持
機關紙 全國勞働新聞(月刊)
役員
中央委員長 河野 密
關西事務局長 鈴木悅次郎
中央委員 高橋 涉
白鳥 廣近
鈴木悅次郎
井上良二
大森 種市
永江 一夫 (印は常任執行委員)
高野岩三郎
棚橋 小虎
河上丈太郎
賀川 豊彦
主事兼會計 菊川 忠雄

加盟組合一覽

Table with 5 columns: 組合名, 所在地, 創立年, 代表役員, 組合員數. Lists member unions like 全日本勞働組合, 大阪市港區八幡, etc.

Table with 5 columns: 組合名, 所在地, 創立年, 代表役員, 組合員數. Lists member unions like 日本鐵夫組合, 全國映畫劇場, etc.

Table listing labor unions with columns for organization name, location, founding year, representative, and membership count.

機 關 紙 勞働運動(月刊)
役員
中央執行委員長 坂本孝三郎(昭和十年三月四日死亡。同年五月二日高山久藏會長、今井武吉副會長、森榮一主事に就任)

Table listing labor unions with columns for organization name, location, founding year, representative, and membership count.

官業労働同盟
所在地 大阪市東區越中町八六〇
創立 大正十三年二月九日
組織及勢力 協議會二、加盟組合八、組合員總數一八、七八三

Table listing labor unions with columns for organization name, location, founding year, representative, and membership count.

Table listing labor unions with columns for organization name, location, founding year, representative, and membership count.

支創所 部在 地立 數一五 大正十年五月七日

日本海員組合

Table with 4 columns: 組合名 (Organization Name), 所在地 (Location), 創立年月 (Establishment Date), 代表役員 (Representative Officer), 組合員數 (Membership Count).

加盟組合一覽

Table with 4 columns: 組合名 (Organization Name), 所在地 (Location), 創立年月 (Establishment Date), 代表役員 (Representative Officer), 組合員數 (Membership Count).

中央委員 尾崎喜太郎

豊島兼吉 加藤甚内 宮本静一

辻井榮三郎 望月金平 市道與吉

植田義一 菊地正己 菱田佐太郎

大平嘉三郎 渡邊年之助 中村佐定

日本労働總聯盟

所在地 大阪市北區相生町七三 大正十一年十一月二十八日(昭和六年四月二十四日純)

組織及勢力 加盟組合一四、組合員總數八、一九一

政治關係 關西民衆黨支持

組合會議との關係 日本労働組合會議加盟

國際労働會議との關係 支持

機關紙 日本労働新聞(月刊)

役員 會長 八木信一

副會長 丹羽市太郎

主事 内田文市

會計監査 中村鑑之助

會計監査 松下兼市 安達 泰

加盟組合一覽

Table with 4 columns: 組合名 (Organization Name), 所在地 (Location), 創立年月 (Establishment Date), 代表役員 (Representative Officer), 組合員數 (Membership Count).

組合員總數 一〇、〇四六〇 政黨關係 社會大衆黨支持 組合會議との關係 日本労働組合會議加盟 國際労働會議との關係 支持 機關紙 海員(月刊)

組合長 堀内長榮(昭和十年三月三十一日就任) 副組合長 米窪滿亮(昭和十年三月三十一日就任) 常任顧問 濱田國太郎(昭和十年三月三十一日就任) 顧問 岡崎憲 都竹要次郎 組織部長 堀内長榮 國際部長 米窪滿亮 政治部長 山川宗彬 調查部長 宮本官治 教育出版部長 西卷敏雄 會計部長 德田五郎 (昭和十年三月三十一日就任) 楠崎猪敏

本支部一覽

Table with 4 columns: 本支部名 (Branch Name), 所在地 (Location), 創立年月 (Establishment Date), 代表者 (Representative), 組合員數 (Membership Count).





|             |                     |        |
|-------------|---------------------|--------|
| 伏木取扱所       | 富山縣伏木町漢町四五          | 三原金太郎  |
| 釜山取扱所       | 釜山府大倉町一ノ四           | 山本 倬   |
| 雄基取扱所       | 朝鮮咸鏡北道雄基港           | 川村 豊三  |
| 基隆取扱所       | 基隆市田寮港八             | 岡本 諄一郎 |
| 新嘉坡取扱所      | シンガポール、ロビンソンロード、三三  | 南部兄弟商會 |
| 古倫母取扱所      | コロムボ、レクド、二          | 南部兄弟商會 |
| ポルトサイド取扱所   | ポルトサイド、メンフエス街       | 南部兄弟商會 |
| 倫敦取扱地       | ロンドン、ピクトリアドック       | 岡 兵 衛  |
| グレースハーバー取扱所 | グレースハーバー、イーストリート三〇七 | 齋藤 商會  |
| 紐育取扱所       | ニューヨーク、グリフニチ街四六     | 遠藤小刀商會 |
| ハンブルグ取扱所    | ハンブルグ、アランゲル工内       | 石渡 七三  |

所在地 八幡市通町十一丁目  
 創 立 昭和八年八月二十六日

日本製鐵従業員組合

東電従業員組合

組織及勢力 支部数三〇、組合員總数二二、五〇〇  
 政黨關係 なし  
 組合會議との關係 日本労働組合會議加盟  
 國際労働會議との關係 支持  
 機関紙 鐵火(月刊)

役員  
 組合長 加藤良左衛門  
 副組合長 土佐野愛藏  
 主 事 嶺 慶二  
 會計主任 日下部半藏  
 會計主任 高崎 政市  
 會計審査委員長 越智千代一

所在地 東京市下谷區入谷町二一  
 創 立 昭和二年十一月十一日  
 組合員總数 二、〇〇〇  
 政黨關係 社會大衆黨支持  
 組合會議との關係 日本労働組合會議加盟  
 國際労働會議との關係 支持  
 機関紙 東電労働新聞(月刊)

役員  
 執行委員長 岩 永 榮 一

常任執行委員 藤原義廣(組織部長) 池上榮吉(教育出版部長) 小田島權太郎(爭議部長) 松山周次(調査部長) 鈴木友三郎(財政部長)

常任書記 松 尾 茂

日本産業労働俱樂部

所在地 東京市京橋區新佃西町二ノ七  
 創 立 昭和八年六月八日  
 組織及勢力 加盟組合一八、組合員總数二〇、二八二  
 政黨關係 なし  
 組合會議との關係 なし  
 國際労働會議との關係 支持  
 機関紙 日本産業労働

常任書記 永野友章  
 加盟組合一覽

理事 石井 熊藏  
 副理事長 東條 喜七  
 常任理事 西山仁三郎  
 森 昌 示  
 林 十 造  
 横地福三郎  
 小川三吉  
 石本末吉  
 政賀偉介

大久保秀治  
 城戸房男  
 森本晃生  
 佐藤修治  
 横尾吉太郎  
 佐 保 實

清塚小三郎  
 小出 道 生  
 長谷川忠二  
 田代政平  
 江口政盛  
 外岡松五郎

| 組合名      | 所在地              | 創立年月日  | 代表役員   | 組合員数   |
|----------|------------------|--------|--------|--------|
| 日本労働俱樂部  | 東京市京橋區新佃西町二ノ七    | 昭八・六・八 | 石井 熊藏  | 二〇、二八二 |
| 労働組合     | 右 同              | 大・一・一〇 | 東條 喜七  | 四、天    |
| 工 愛 會    | 神奈川縣浦賀町          | 大・一・一〇 | 石井 熊藏  | 二、五五八  |
| 工 信 會    | 横濱市中區永住          | 大・一・一〇 | 横尾 吉太郎 | 二、一四六  |
| 大日本印刷會   | 東京市牛込區市谷加賀町二ノ二五  | 大・一・一七 | 森 昌 示  | 一、一五九  |
| 東京乗合自動車會 | 東京市下谷區北稻荷町四五西川ビル | 昭・一・一〇 | 清塚 小三郎 | 一、一三七  |
| 中 正 會    | 東京市向島區隅田町一ノ二四六   | 昭・一・一〇 | 城戸 房 男 | 五七六    |
| 興進労働組合   | 東京市荒川區三河島七ノ七八〇   | 昭・一・一五 | 小出 道 生 | 四四五    |
| 日本労働組合   | 東京市城東區龜戸町七ノ四六    | 昭・一・一五 | 豐ノ目 勳  | 三三七    |
| 自 揚 組 合  | 足立區與野町二六〇        | 昭・一・一五 | 森本 晃 生 | 三三九    |
| 日本靴工組合   | 六〇               | 昭・一・一五 | 林 十 造  | 三六二    |
| シチズン時工會  | 東京市淀橋區戸塚町四ノ八五六   | 昭・一・一五 | 横地 福三郎 | 五五     |
| 山中従業員組合  | 東京市城東區龜戸町三ノ一九三   | 昭・一・一五 | 横地 福三郎 | 五五     |
| 自立組合     | 東京市豊島區土手三番町二九    | 昭・一・一五 | 田代 政 平 | 五三     |



| 組合名     | 所在地           | 創立年月 | 代表役員  | 組合員數  | 支部數 |
|---------|---------------|------|-------|-------|-----|
| 日本勞働同盟  | 東京市深川區常盤町二ノ一〇 | 大二三  | 近藤榮藏  | 一、三〇〇 |     |
| 東京聯合會   | 右同            | 同    | 岩谷信造  | 一〇〇   |     |
| 大阪木組    | 大阪市大正區鶴町二ノ五七  | 大二三  | 小田孝   | 二〇〇   |     |
| 北陸組合    | 高岡市定塚町五丁目     | 昭四七  | 藤原貞一  | 二五〇   |     |
| 滋賀勞働同盟  | 大津市高見町二       | 昭六七  | 矢尾喜三郎 | 九〇    |     |
| 近江製帽組合  | 右同            | 昭三八  | 右同    | 一〇〇   |     |
| 從業員組合   | 右同            | 昭三八  | 右同    | 一〇〇   |     |
| 滋賀人組    | 右同            | 昭三八  | 右同    | 一〇〇   |     |
| 工場從業員組合 | 右同            | 昭三八  | 右同    | 一〇〇   |     |
| 京都勞働同盟  | 右同            | 昭三八  | 松本喜伴  | 二〇〇   |     |
| 和歌山     | 在里美佐夫         |      |       |       |     |
| 仙臺自治會   | 中野清一          |      |       |       |     |

大石完治 ○加藤鐵太郎 ○在里美作夫  
 小田孝 岡五郎 馬場行康  
 ○大石彦三 佐野義男

加盟組合一覽

| 組合名       | 所在地            | 創立年月 | 代表役員  | 組合員數  | 支部數 |
|-----------|----------------|------|-------|-------|-----|
| 屋井乾電池     | 川崎市堀川町三        | 昭八一  | 山口廉   | 一三〇   |     |
| 神奈川自由     | 同              | 昭七〇  | 陶山篤太郎 | 七〇    |     |
| 東京荒川聯合會   | 東京市荒川區尾久四ノ一六一五 | 昭一〇  | 森口作間  | 一、四〇〇 |     |
| 神奈川聯合會    | 川崎市堀川町三        | 昭一〇  | 陶山篤太郎 | 一、四〇〇 |     |
| 日本建築業勞働組合 | 大阪市西區本通一ノ六一    | 昭二四  | 山本龍助  | 九六〇   |     |
| 大工組合      | 同              | 昭二四  | 同     | 九六〇   |     |
| 鐵筋工組合     | 同              | 昭二四  | 同     | 九六〇   |     |
| 左官工組合     | 同              | 昭二四  | 同     | 九六〇   |     |
| 大阪帽子工組合   | 同              | 昭二四  | 同     | 九六〇   |     |
| 播磨州組合     | 姫路市小利木町        | 昭二六  | 寺田愛一郎 | 八〇    |     |
| 日本文藝家組合   | 福岡縣田川郡川崎村池尻    | 昭二六  | 光吉悦心  | 四〇    |     |
| 福岡交組      | 福岡市春吉新屋一〇九〇    | 昭二六  | 福島繁   | 四〇    |     |
| 八幡市中央區新   | 八幡市中央區新        | 昭二六  | 米村長太郎 | 四〇    |     |
| 土佐勞働組合    | 高知市廣尾町二丁目      | 昭二六  | 松尾國一  | 四〇    |     |
| 長崎勞働組合    | 長崎市西久保町        | 昭二六  | 今村等   | 四〇    |     |
| 長崎交組      | 同              | 昭二六  | 同     | 四〇    |     |
| 長崎通合      | 同              | 昭二六  | 同     | 四〇    |     |

| 組合名     | 所在地        | 創立年月 | 代表役員 | 組合員數 | 支部數 |
|---------|------------|------|------|------|-----|
| 九州海員向上會 | 長崎市西久保町二丁目 |      | 今村等  | 四〇   |     |
| 九州坑夫組合  | 同          |      | 今村等  | 四〇   |     |
| 諫早組合    | 長崎市西久保町二丁目 |      | 今村等  | 四〇   |     |
| 九州勞働組合  | 同          |      | 今村等  | 四〇   |     |
| 映畫從業員組合 | 長崎市西久保町二丁目 |      | 今村等  | 四〇   |     |

日本勞働同盟

所在地 東京市深川區常盤町二ノ一〇  
 創立 昭和十年三月三日再建(昭和七年十一月二十日創立)  
 組織及組合員 同盟一、組合一〇、組合員總數一、二二〇  
 政黨關係 勤勞日本黨支持  
 組合關係 日本勞働組合會議排擊  
 國際勞働會議との關係 排擊  
 國際勞働會議との關係 排擊  
 機關紙 勤勞日本(休刊)  
 役員 近藤榮藏  
 主事兼會計 近藤榮藏  
 ○印中央常任委員  
 中央委員 高松寛治 ○中野清一 折笠鐵太郎  
 菊地高位 ○川出雄二郎 岩谷信造  
 高橋清一 ○山本金太郎 ○萩原貞一  
 ○神山勝太郎 ○矢尾喜三郎 宇野亮

大日本勞働組合協議會

所在地 東京市芝區今入町一五和合俱樂部  
 創立 昭和九年十二月二日  
 組織及勢力 組合數一九、組合員總數二、八三五  
 政黨關係 大日本國家社會黨支持  
 組合關係との關係 なし  
 國際勞働會議との關係 排擊  
 國際勞働會議との關係 排擊  
 機關紙 勞働新聞(月刊)  
 役員 中澤若太  
 會長 (保留)  
 主事 勝谷爲友  
 會計 勝谷爲友  
 中央常任委員 勝谷爲友 中澤若太 相良政行  
 協議委員 大橋龜太郎 近藤靜調 關俊二  
 古川綠水

加盟組合一覽

| 組合名     | 所在地             | 創立年月 | 代表役員 | 組合員數  | 支部數 |
|---------|-----------------|------|------|-------|-----|
| 大日本勞働組合 | 東京市芝區今入町一五和合俱樂部 | 昭九   | 中澤若太 | 二、八三五 |     |
| 協士スレイト  | 右同              | 昭九   | 中澤若太 | 六     |     |





|       |               |        |
|-------|---------------|--------|
| 大阪支部  | 大阪市港區三條通三ノ二九  | 仲地 熊造  |
| 名古屋支部 | 名古屋市南區眞砂町二九   | 太田 政夫  |
| 函館支部  | 函館市會所町六       | 青山 良雄  |
| 門司支部  | 門司市東本町四丁目     | 杉山 善太郎 |
| 若松支部  | 若松市新地一ノ八六〇    | 木内 政規  |
| 大連支部  | 大連市須磨町三       | 田村 芳三郎 |
| 横濱支部  | 横濱市中區元濱町二ノ一三  | 地主 俊夫  |
| 東京支部  | 東京市芝區芝浦町二ノ一   | 新妻 德壽  |
| 三池支部  | 大牟田市三河町三ノ一〇ノ八 | 未 定    |
| 小樽支部  | 小樽市稻穂町七ノ二     | 狭間 信一  |

東京瓦斯労働組合統一協議會

所在地 東京市芝區濱崎町三東京瓦斯株式會社供給課内  
 創立 昭和九年五月二十七日  
 組織及勢力 加盟組合七  
 組合員總數 三、五三四  
 政黨關係 なし  
 組合會議との關係 なし  
 國際労働會議との關係 支持

| 組合名      | 所在地           | 創立年 | 代表役員  | 組合員數  |
|----------|---------------|-----|-------|-------|
| 東京瓦斯労働組合 | 東京市芝區濱崎町三     | 昭九  | 佐久間忠義 | 三、五三四 |
| 東京瓦斯労働組合 | 東京市大森區大森六ノ五一  | 昭七  | 長 吉藏  | 一八七   |
| 東京瓦斯労働組合 | 東京市豊島區池袋一ノ五九〇 | 昭七  | 中村 定衛 | 七六〇   |
| 東京瓦斯労働組合 | 東京市深川區猿樂六ノ六   | 昭七  | 草間 正次 | 二四九   |
| 東京瓦斯労働組合 | 東京市六本木區六本木三ノ一 | 昭八  | 平野 安藏 | 五八八   |
| 東京瓦斯労働組合 | 東京市浅草區北浅草三ノ一  | 昭八  | 坂本 利廣 | 二四六   |
| 東京瓦斯労働組合 | 東京市下谷區下谷郵便局内  | 昭九  | 坂本 利廣 | 二四六   |

機關紙 東京瓦斯労働(月刊)  
 役員  
 顧問 桂 孝  
 常任委員長 佐久間忠義  
 副委員長 平野安藏  
 書記長 松田勤助  
 會計 下山田定吉  
 常任委員 佐久間忠義 平野安藏 松田勤助  
 矢島十七八 大門 義雄 小林 嘉藏  
 野呂新吉 下山田定吉 松金 仙吉  
 木村虎之助

|          |               |    |        |      |
|----------|---------------|----|--------|------|
| 東京瓦斯労働組合 | 東京市芝區濱崎町三     | 昭八 | 小林 健一郎 | 一、三三 |
| 東京瓦斯労働組合 | 東京市芝區濱崎町四ノ七ノ六 | 昭八 | 佐々木 久賢 | 二、三三 |
| 東京瓦斯労働組合 | 東京市芝區濱崎町三     | 昭八 | 佐々木 久賢 | 二、三三 |

東京市従業員組合

所在地 東京市神田區美土代町三丁目五  
 創立 大正十三年五月二十日  
 組合員總數 一、三〇〇  
 政黨關係 なし  
 組合會議との關係 なし  
 國際労働會議との關係 なし  
 機關紙 備員の友(月刊)  
 役員  
 中央執行委員長 橋本富貴良  
 中央執行委員 小野正造、佐々木力一、谷口伊次郎、山田信政、石川清、細野重  
 常任書記 谷口伊次郎、豊島治雄  
 專門部長 情報部長 橋本富貴良、組織宣傳部長 山田信政、政治部長 石川清、財政共済部長 小野正造、教育出版部長 谷口伊次郎

通信従業員聯盟

通信従業員會同盟

所在地 東京市下谷區下谷郵便局内  
 創立 昭和十年五月五日  
 組織及勢力 加盟支部數八、組合員總數一、七一五  
 政黨關係 なし  
 組合會議との關係 なし  
 國際労働會議との關係 なし  
 機關紙 なし

所在地 東京市神田區御徒町一丁目  
 創立 昭和九年十一月  
 組織及勢力 加盟支部四二、組合員總數四、二〇〇  
 政黨關係 なし  
 組合會議との關係 なし  
 國際労働會議との關係 なし  
 機關紙 通信聯盟時報(月刊)  
 役員  
 會長 島田 德長  
 副會長 磯崎 勇 尾崎悦三郎  
 書記長 伊藤直茂  
 事務長 綿貫由三郎  
 會計 米澤竹松  
 會計監査 木村孝作 平野彌五郎







Table with columns for organization name, date, location, and representative name. Includes groups like '幸福會', '光風社', '更始一新會', etc.

Table with columns for organization name, date, location, and representative name. Includes groups like '國防聯盟', '國民外交研究會', '國民解放社', etc.

Table with columns for organization name, date, location, and representative name. Includes groups like '關東國粹會本部', '學生與國聯盟', '海軍有終會', etc.

Table with columns for organization name, date, location, and representative name. Includes groups like '九大滿蒙問題研究會', '九大皇道會', '建國會', etc.



Table listing various organizations (e.g., 大日本神政社, 大日本愛國社) with their headquarters and members.

Table listing organizations (e.g., 大日本國防婦人會, 大日本進興勤勞者愛國同盟) with their headquarters and members.

Table listing organizations (e.g., 早大和會, 早大國防研究會) with their headquarters and members.

Table listing organizations (e.g., 大亞義團, 大日本護國會) with their headquarters and members.

Table listing organizations and members on page 121. Columns include organization names (e.g., 日本國民軍, 日本急進同盟), dates (e.g., 昭九), addresses (e.g., 中野區大和町二七), and member names (e.g., 四宮六郎, 金内良輔).

Table listing organizations and members on page 121 (continued). Columns include organization names (e.g., 北斗俱樂部, 日本青年同盟), dates (e.g., 昭二), addresses (e.g., 麩町區內幸町大坂), and member names (e.g., 篠本正義, 肥田寛夫).

Table listing organizations and members on page 120. Columns include organization names (e.g., 天行會, 天勝地明經濟會), dates (e.g., 昭四), addresses (e.g., 澁谷區常盤松一), and member names (e.g., 頭山秀三, 柳花啓正).

Table listing organizations and members on page 120 (continued). Columns include organization names (e.g., 直日むすび會, 日本建國會總本部), dates (e.g., 昭七), addresses (e.g., 昭六), and member names (e.g., 津村榮二郎, 神保三郎).

はしがき

本年中に於ける我國經濟界の情勢は好轉に次ぐに好轉を續け最近稀に見る好景氣時代を現出してゐるのであるが、然し景氣の進行は全く部分的である。何となれば嘗て我國經濟界は歐洲大戰に際し千歳一遇の好景氣に恵まれた。而してその好景氣は殆ど總ての産業部門に亘つてゐた。反之今次の好景氣は全くその事がなく實に跛行的な状態に於て現れてゐるのである。農村の困窮はその一例であるが、又労働者に恵むところも實に僅少である。全く最近の労働階級の状態は生計費の昂騰、賃銀引上げの困難といふ要因に押しはさまれて労働條件は不良状態を持續してゐるのである。従つてそれらの事實は消費組合運動の上にも現れ、遂に此の年も消費組合の經營悪化といふ結果を招致するに至つてゐる。而も本年秋の關西地方に於ける風水害は此の地方に於ける労働者消費組合に對し甚大な打撃を與へ、其の經營をして一時停止するの餘儀なからしめ、或は又再起することの困難なる状態に陥らしめたものさへも見るに至つた。負債の増大、固定未收金の回収不能、諸經費の膨脹等々、殆ど總て

# 消費組合運動

の消費組合に於ける共通的な悩みであつた。而してその打開策として負債の整理、未收金の回収、諸經費の節減、現金制の斷行等の諸方策が講じられたが、經營の悪化は遂に繰越の餘裕なくして終つてゐる。以下概況を觀察して見ようと思ふ。

## 労働者消費組合の現勢

| 府縣別 | 労働者組合 |        | 地域組合 |       | 計   |        |
|-----|-------|--------|------|-------|-----|--------|
|     | 組合数   | 組合員数   | 組合数  | 組合員数  | 組合数 | 組合員数   |
| 東京  | 15    | 5,137  | 13   | 3,857 | 28  | 8,994  |
| 神奈川 | 7     | 3,071  | 5    | 750   | 12  | 3,821  |
| 大阪  | 6     | 2,338  | 5    | 594   | 11  | 2,932  |
| 兵庫  | 3     | 856    | 6    | 1,083 | 9   | 1,939  |
| 愛知  | 1     | 35     | 1    | 220   | 2   | 255    |
| 廣島  | 2     | 949    | 1    | 2,300 | 3   | 3,249  |
| 福岡  | 2     | 729    | —    | —     | 2   | 729    |
| 京都  | —     | —      | 1    | 605   | 1   | 605    |
| 岡山  | —     | —      | 1    | 40    | 1   | 40     |
| 静岡  | 1     | 420    | —    | —     | 1   | 420    |
| 千葉  | 1     | 133    | —    | —     | 1   | 133    |
| 合計  | 38    | 13,668 | 33   | 9,449 | 71  | 23,117 |

本年末現在に於ける労働者を中心とする組織される消費組合の数は前年と同様七一であつて内労働組合と直接

|          |        |            |       |
|----------|--------|------------|-------|
| 立憲、安國黨   | 昭三     | 瀧野川區中里一六   | 勝渠 藤助 |
| 立憲大同聯盟   | 大・四・二〇 | 五 麴町區内幸町一ノ | 下澤 秀夫 |
| 立憲愛國雄進同盟 | 昭六・八   | 八 幡市本町二丁目  | 佐藤 滿  |
| 盟 愛國社    | 大九・五   | 代木區代々幡町代   | 奥 壽   |
| 浪 人 會    | 明四・    | 一 麴町區永田町二ノ | 山本 關作 |
|          |        | 嵐山 滿       |       |







總同盟關係消費組合

| 組合名         | 設立    | 所在地 | 組合員数  | 出資金    | 賣上総額    | 均一組合員利用高 | 配給利率   | 経費率    | 人件費の割合 | 剰餘金或は損失金 | 關係労働組合     |
|-------------|-------|-----|-------|--------|---------|----------|--------|--------|--------|----------|------------|
| △相愛社        | 昭三・三  | 廣島  | 六九二   | 一三、三〇〇 | 四九、三六〇  | 六、五〇〇    | 一一・二六% | 七・六〇%  | 五六・四〇  | 一、八三六    | 因島労働組合     |
| 栗本共榮社       | 昭三・四  | 大阪  | 四六五   | 三、八〇〇  | 三七、四三三  | 六・七一     | 七・八二%  | 四・六九%  | 七〇・〇〇  | 七九六      | 大阪金蘭労働組合   |
| 岳南消費組合      | 昭三・二  | 静岡  | 四二〇   | 四、九〇〇  | 三三、八三四  | 六・五二     | 七・六六%  | 二・一七%  | 五七・三三  | 一、九二八    | 紡織労働組合沼津支部 |
| 製鋼兵庫消費組合    | 昭三・シ  | 兵庫  | 一、一八六 | 一、四九〇  | 二五、五九七  | 一五・四四    | 五・九一%  | 四・〇七%  | 七四・四三  | 五・四      | 製鋼労働兵庫支部   |
| △共愛消費購買組合   | 大四・七  | 東京  | 二六九   | 五、五三〇  | 三八、〇六四  | 一一・八三    | 一〇・五五% | 一一・四四% | 五〇・五七  | 九・九      | 東京鐵工組合大崎支部 |
| △共榮社        | 大四・〇  | 兵庫  | 三二八   | 二、七二五  | 六〇、一七八  | 一五・七五    | 六・三三%  | 三・六九%  | 五五・〇九  | 一、六八〇    | 尼崎金屬労働組合   |
| 白木崎購買組合     | 昭四・二  | 福岡  | 一八九   | 二、九〇〇  | 一九、〇一一  | 一七・一九    | 七・三三%  | 四・六〇%  | 五八・三六  | 一、二七七    | セメント労働三河支部 |
| △三河セメント購買組合 | 大五・三  | 愛知  | 三三五   | 二、一六〇  | 一九、五〇〇  | 三三・六〇    | 一三・六七% | 二・八九%  | 四四・四四  | 二・八九     | セメント労働川崎支部 |
| △製鋼購買組合     | 昭二・二  | 神奈川 | 八六六   | 一七、三〇〇 | 二二八、二二七 | 一八・四四    | 八・四〇%  | 四・五四%  | 五八・七七  | 二・五五     | 製鋼労働川崎支部   |
| △製鋼小倉購買組合   | 昭四・八  | 福岡  | 五四〇   | 九、八〇〇  | 一六九、四七五 | 二六・五五    | 五・五六%  | 二・八九%  | 六七・九四  | 四、九一     | 製鋼労働小倉支部   |
| 櫻田従業員購買組合   | 昭六・三  | 東京  | 一六七   | 一、〇〇〇  | 四四、六三八  | 三三・二七    | 六・〇〇%  | 三・一七%  | 二・六八   | 五・〇      | 東京鐵工組合砂町二  |
| △中央消費購買組合   | 昭九・七  | 神奈川 | 九九九   | 七、五三〇  | 五六、三五一  | 二・七七     | 九・二二%  | 八・八七%  | 五九・四六  | 一九       | 神奈川聯合會     |
| 平塚消費組合      | 昭八・〇  | 神奈川 | 二二四   | 一九二    | 一、八六七   | 四・六〇     | 七・〇七%  | 三・五九%  | 二〇・三   | 〇        | 紡織平塚支部     |
| 千代田消費組合     | 昭七・二  | 東京  | 二六〇   | 一、〇〇〇  | 八、〇〇〇   | 三・四一     | 三・七八%  | 七・〇九%  | 〇      | 〇        | 東京革工吾嬭支部   |
| 江北消費組合      | 昭七・二  | 東京  | 四三    | 七三     | 六、九一六   | 一三・九六    | 七・〇九%  | 六・九六%  | 〇      | 〇        | 東京革工千住支部   |
| 淺野造船購買組合    | 大五・二〇 | 神奈川 | 四〇    | 〇      | 〇       | 〇        | 〇      | 〇      | 〇      | 〇        | 神奈川鐵工組合    |
| 日石消費組合      | 昭八・二  | 神奈川 | 五     | 〇      | 〇       | 〇        | 〇      | 〇      | 〇      | 〇        | 石油労働組合     |
| 賣購買會        | 昭三・六  | 千葉  | 〇〇三   | 二、六三〇  | 一八、八五六  | 一一・八一    | 三・四六%  | 一・〇七%  | 一〇     | 一〇〇      | 石川労働組合     |
| 一組合平均計      |       |     | 二七九   | 四、七三三  | 五三、二六三  | 一三・四二    | 七・五〇%  | 五・一三%  | 四五・八九  | 一、一四五    | 關東釀造市川支部   |

△印は産業組合法による認可組合

し、労働組合との合體主義を強化し、労働組合の幹部を消費組合の理事、監事とすることに改變されたものがある。是等の組合に於ては、従つて消費組合より生じた利益金の一部は自ら労働組合の基金として振當てられることになつてゐる。

**日本労働總同盟** 日本労働總同盟關係の消費組合は大部分工場單位の組合である。本年末現在に於ける關係組合の事業成績を示せば前頁表の如くである。

總同盟關係の消費組合に就ての現勢は以上の通りであるが、所屬労働組合の中には事業部の仕事として日用品の廉價販賣を行つてゐるものが頗る多い。例へば關西紡織産業労働組合錦支部（總同盟員を母體とし會計金より三百圓を支出し之を運用して維持する本年中の収入五、四二〇圓。支出四、七七〇圓）、北榮社（大阪労働機製造會社従業員のみを會員とする。本年中収入九、九九九圓。支出九、四六七圓）、旭消費組合（旭製紙會社従業員を以て組織。高知縣聯合會）等である。

**全國労働組合同盟** 全國労働組合同盟は消費組合の「争議闘争の兵站部たるの任務」を重視し、同盟關係の職場を中心に設けられた購買組合を轉じ消費組合組織に迄發展せしめること、同盟關係の消費組合に對しては同盟自ら之を統制して行くこと、及び同盟の方針に牴觸せず組合の擴大強化に役立つものに對しては同盟は積極的に協力すること等を以てその原則的な指導方針としてゐるのであるが、全勞大阪金屬労働組合本年度大會に

於ても「協同組合運動に關する件」を議案として審議し、その實行方法として次の如き決議をしてゐる。即ち「團結の力はストライキの場合のみに使ふことに限らず、日常生活にまで及ぼさなければならぬ。消費組合、醫療組合、信用組合、家族のいろいろな講習會、人事相談などに手を付けなければ、労働者を組合に引付け、資本家のゴマカシ共濟運動を叩きつぶし、眞に大衆的な規模を持つ階級闘争にまで發展させることは至難である。依つて労働組合は消費組合を組織せんとする階梯としては先づ各支部、各支部聯合共同購入を始め漸次地域的消費組合にまで發達せしめるに在る。而も是等の仕事の「設立準備等に就いては組合幹部の直接的指導を必要とするが、同時に労働組合との相互關係を確立して組織上及び統制上の交錯混亂を絕對に避けることに留意し、また一面に於て兩者の常設的連絡機關の設置によつて参加協力の實をあげなければならない」としてゐる。本年末現在に於ける關係消費組合の数は前年と大差なく、事業成績は次頁表の如くである。

尙全國労働組合同盟關係のものとしては東京乘合現業員會品川經濟部（昭八、八、設立。一一七名。賣上總額一、九七三圓）錦友會支部消費組合（昭八、四設立。一一〇名。収入一、九四七圓。支出一、八六二圓、利益金八五圓）高砂購買組合（昭八、九設立。七〇名。収入三、九一三圓。支出六、九八八圓。缺損金三、〇七四圓）等があるが、未だ消費組合としての形態を備へてゐない。

| 組合名        | 設立   | 所在地 | 組合員数 | 總賣額    | 均一配給率  | 諸経費    | 剰餘金   | 關係労働組合          |
|------------|------|-----|------|--------|--------|--------|-------|-----------------|
| 大阪運輸交通消費組合 | 昭七・二 | 大阪  | 五六   | 一〇、〇九六 | 九四六    | 一、〇四四  | 三〇    | 大阪運輸交通労働組合安治川支部 |
| △高砂三菱消費組合  | 昭三・三 | 兵庫  | 四〇〇  | 不明     | 三、九二四  | 六、九八八  | 三、〇七四 | 播州化学産業労働組合      |
| 港南消費組合     | 昭八・八 | 大阪  | 三〇〇  | 同      | 一五、〇〇〇 | 一五、〇〇〇 | 五〇〇   | 大阪金屬労働組合港南支部聯   |
| 南恩加島支部購買組合 | 昭四・六 | 大阪  | 三五五  | 同      | 二、〇〇〇  | 二八、六〇〇 | 四〇〇   | 大阪金屬労働組合南恩加島支部  |
| ミナト消費組合    | 昭九・五 | 大阪  | 三五五  | 同      | 二、九八〇  | 二、六六四  | 三二六   | 全國労働組合同盟員       |

△印は認可組合。  
高砂三菱消費組合は三菱製紙高砂工場従業員により組織。  
ミナト消費組合は大部分社大黨員。

日本労働組合總聯合會 總聯合大阪聯合會は其の本年度大會に於て労働組合の立場より消費組合に對し適正なる對策を決定する必要を認め消費組合對策委員會設置を決議したが、本年末現在に於ける組合は消費者組合協會があるのみにて、定款に「日常生活に必要な物質を購入し之に加工し又は加工せずして之を卸賣並に會員大衆に分配する」とある如く、卸賣機關として労働組合各支部の購買部に對し物資の配給を行ひ、一方小賣機關として個人加入の會員に對し物資の配給を行つてゐる。消費者組合協會の本年末現在の事業成績は次の如くである。

一、組合員数 五〇〇(十支部)

- 一、出資金額 三、二八六圓
- 一、本年中賣上總額 一六、三三八圓
- 一、諸経費 三五四圓
- 一、剩餘金 三九〇圓
- 一、配給未收代金 一、九〇六圓

尙東京聯合會加盟の労働組合には購買部の設けのある組合があるが、消費組合ではない。  
日本産業労働俱樂部 日本産業労働俱樂部加組の労働組合には石川島自強購買組合を始めとして優良な消費組合があり、今後の發達が期待されてゐる。事業成績は次の如くである。

| 組合名        | 設立   | 組合員数   | 出資金     | 總賣額      | 均一配給率  | 諸経費率  | 人件費の概算  | 剰餘金   | 關係労働組合   | 關係職場   |
|------------|------|--------|---------|----------|--------|-------|---------|-------|----------|--------|
| △石川島自強購買組合 | 昭二・八 | 二、〇二〇人 | 一、七、〇五〇 | 二、七〇、七〇〇 | 一〇、三四  | 一、二四五 | 五六〇・一九七 | 二、七三五 | 自強組合     | 石川島造船所 |
| △芝浦河港購買組合  | 昭三・九 | 四九九    | 九、六四〇   | 九七、九六六   | 一八・八   | 六・二   | 六九・三七   | 一、五〇九 | 興進労働組合   | 隅田川製鐵所 |
| △日本勇信購買組合  | 昭五・〇 | 三九六    | 三、一五〇   | 四三、二七〇   | 一一・八   | 三・五   | 六一・九三   | 二五・二  | 芝浦工愛組合   | 東京市河港課 |
| 日本勇信購買組合   | 昭七・三 | 二九六    | 四、七六〇   | 二五、一六三   | 七・七三   | 六・天   | 七五・〇三   | 六四・六  | 日本勇信労働組合 | 日本建鐵會社 |
| 自揚組合購買部    | 昭七・〇 | 一五五    | 一、〇八六   | 一九、八八九   | 一〇・六五  | 四・〇   | 四五・三五   | 三八六   | 自揚組合     | 日本建鐵會社 |
| 工信購買信用組合   | 大正一一 | 一、五三三  | 四、八三〇   | 一六〇、六〇   | 八・五〇   | 一一・六九 | 四八・三六   | 三三    | 工信會      | 日本建鐵會社 |
| 計          |      | 四、九七三  | 九〇、五〇六  | 六二六、五五六  | 一〇、三二七 | 六・〇九  | 五九・八〇   | 三、七五六 |          | 横濱船渠會社 |
| 一、組合平均     |      | 八二九    | 一五、〇八四  | 一〇三、七六   | 一一・二八  |       |         |       |          |        |

備考 △印は認可組合  
其他 以上が主要な消費組合に就ての現勢であるが、此の外

労働組合關係の消費組合としては上段表の如きものがある。

曩に述べた如く労働組合の消費組合運動に對する關心は多少に拘らず各組合共有する次第であるが、唯設立の困難なることによつて具現せずしてゐるものが多いやうである。故に或る所に於ては此の經營が職場内にある共済組合の購買部と目標が背馳するところに、労働組合の共済組合制度改革の要求が叫ばれてゐるものがあり、東京交通労働組合の本年度大會に於ても「共済組合購買組合制度を純然たる消費組合制度に変更」の決議がなされてゐるし、日本労働組合全國評議會もその行動綱領の經濟闘争目標の中に「天降りの共済組合、購買組合、工場委員會反對、それらの組織の自主化、特に自主的工場委員會の確立」の一項を置き、「階級的消費組合運動の強化」を活動目標として

| 組合名     | 設立   | 所在地 | 組合員数 | 總賣額    | 關係労働組合 | 備考 |
|---------|------|-----|------|--------|--------|----|
| 瑞穂購買組合  | 昭四・七 | 東京  | 一五七  | 一八、五三  | 通信従業員聯 |    |
| 勞友社     | 昭四・五 | 右同  | 一八四  | 三、四一八  | 東京交通労働 |    |
| 屋井乾電池從  | 昭七・九 | 神奈川 | 一〇一  | 不明     | 日本労働同盟 |    |
| 第二北部消費  | 昭七・三 | 右同  | 五五   | 八八九    | 日本労働同盟 |    |
| R S從業員消 | 昭五・〇 | 右同  | 一八八  | 一、三〇〇  | 關東化学産業 |    |
| R S從業員消 | 昭六・〇 | 右同  | 一三〇  | 三、七六三  | 東京市従業員 |    |
| 枝川消費組合  | 昭六・〇 | 右同  | 一三〇  | 四、〇〇〇  | 東京市従業員 |    |
| 廣工倭信用購  | 昭二・〇 | 廣島  | 三三〇  | 四、〇〇〇  | 廣工倭會   |    |
| 買組合     | 昭四・二 | 東京  | 二八八  | 四七、三五六 | 東京労働組  |    |
| 東京労働組   |      |     |      |        |        |    |
| 買組合     |      |     |      |        |        |    |
| 買組合     |      |     |      |        |        |    |
| 買組合     |      |     |      |        |        |    |
| 買組合     |      |     |      |        |        |    |

ある。又東京瓦斯産業労働組合九年度大会に於ては消費組合の設け研究に關する議案が審議され、消費組合設置の重要性が強調されてゐる。

Table with columns: 組合名, 所在地, 設立, 組合員数, 売上総額, 備考. Lists various consumer groups like 北豊島協同, 江東消費, 岡山消費, etc.

Table with columns: 組合名, 所在地, 設立, 組合員数, 売上総額, 備考. Lists groups like 京都家庭消費, 大阪消費, 神戸合同消費, etc.

無産者消費組合の聯合機關としては前年と同様、關東消費組合聯盟、消費組合聯合會、日本消費組合聯盟の三團體とがある。是等の諸聯合體は一般無産者消費組合の卸賣乃至は指導機關として存在するものであるが、是等の聯合機關は加盟組合の間に於ける單獨仕入の盛行と配給代金の回收難、金融機關の融資手控へ等に悩まされ、前年にも増して困窮状態を續けてゐるやうな次第である。

聯合機關の現勢

Table with columns: 組合名, 所在地, 設立, 組合員数, 売上総額, 備考. Lists groups like 明石消費, 在神戸朝鮮人, 尼崎購買, etc.

關東消費組合聯盟 本年度大会(昭和十年五月十九日)報告書の冒頭に「わが關東消費組合聯盟が結成されて以來、昨年度ほど困難な情勢に當面したことは未だかつてなかつた。組織内に於ける混亂、經營の赤字、金融の逼迫、陣容の缺如、機關の不活潑等々」とある。而して同報告書には更に一年を四期間に分ち經營状態を説明してゐるが、第一期(三月—五月)に於ては加盟組合の中三、四(金杉、城南、多摩川、向島)を除く殆ど大部分の組合が依然として赤字經營を續け、現金制、出資限度制の問題も一應は問題とされ論議されたが、此の徹底的具體化の道へは容易に踏み出されず、未收増大の禍が此の中に置かれ、麻布消費組合の如きは五月上旬城南へ解消した。斯かる加盟組合の状態は本部との新取引制(單一限度)の強行と俟つて、組合

Table with columns: 加盟組合名, 消費出資金, 消費未拂出資金. Lists groups like 江東消費, 北豊島協同購買, 共愛消費購買, etc.

の經營難を加速度的に悪化せしめたのみならず、これが本部經營の凡ゆる部面への必然的不可避的反映となり再轉嫁となつて行つた。聯盟は自己の斯かる財政的經營的破綻の前夜に於て、當面の不足資金の調達とこれが流出並固定化防止とを骨子とした改革案を建てたのであるが、それ等は何等聯盟の財政的困難を緩和する所なく、遂に斯かる改革案の不成功は中央金庫借入金運動へと轉化集中されて行つた。時に六月第二期(六月—八月)の始めである。而して聯盟は借入金獲得の方法として大許可組合の結成並に聯盟の單一化を企圖しこれが實現に努力した。然し是等の對策も種々なる事情によつて挫折した。一方此の間全販聯、全購聯等に對する仕入未拂による取引の中絶、對加盟組合貸付金の未收等の返還状態等に現れた組合の窮状の一層の深化、此の時期に於て城北、城北合同の二組合は店舗維持の困難、財政の逼迫等から合同し、城西、第一合同、東交城北、第二北消、西南等の組合に於ても赤字未收による深刻な經營危機に當面し、その必死的打開策が講じられてゐた。又他面此の頃より加盟組合の間に於て單獨仕入が激増し始めた。斯くて聯盟本部もその影響を受けて缺損を累増し、實に聯盟を破局状態に導いたのである。第三期(九月—十一月)に入つて状態は更に悪化し、遂に聯盟存廢の問題さへも論議されることとなり、其の結論的成案として「聯盟自力更生案」——「老大な負債、未收金及び資金の涸竭状態の徹底的除去——」が建てられ、十一月一

齊に舊債整理、拂下米資金券の發行、人事陣容刷新のための諸活動が始められた。斯くて第四期(十二月—二月)に入り、其等の對策が具體化され、茲に聯盟は漸く一新された規模と條件の上に再生の道を踏み出す事を得た。今此の一箇年間(昭和九年二月二十一日—十年二月二十日)に於ける聯盟の活動の結果を數字的に示せば次の如くである。

|                  |                      |
|------------------|----------------------|
| 加盟組出資金           | 一七、一〇〇円              |
| 賣上總額             | 一五一、〇九二              |
| 加工配給利益           | 七、三一七                |
| 諸経費              | 一三、八三七               |
| 今期缺損金            | 三、八三八                |
| 借入金              | 一一、九八五               |
| 賣上未收金            | 一四、六五五(出資拂込高一二、二六〇圓) |
| 貸付金              | 一一、三〇五               |
| 限度假渡金            | 三、七七二                |
| 加盟組合は次の如くである。    | 一五、〇七七               |
| 城西消費購買組合(九割迄現金制) |                      |
| 共働社              |                      |
| 向島共働社            |                      |
| 第一合同消費組合         |                      |
| 第二北消消費組合(目下不振状態) |                      |
| 金杉消費組合(現金制)      |                      |
| 南千佳消費組合(不振状態)    |                      |

城北消費組合(城北合同消費組合と城北消費組合の合同したもの)  
城南消費組合(麻布消費組合、一般消費組合の合同したもの)  
西南消費組合(不振状態)  
魚市場消費組合  
大森共働社(不振状態)  
多摩川消費組合  
備考 東京中央消費組合(中部消費組合準備會と松山消費組合準備會の合同により成立)、鶴見消費組合準備會、東交城北消費組合は解散、南郊共働者は脱退。  
本年度大會に於ける主要議案は次の如くである。  
一 貸付金配給未收金に關する件  
一 米を中心としての關消聯強化の件  
一 市電従業員生活改善の運動と提携の件  
一 關消聯單一化促進に關する件外十議案  
日本消費組合聯盟 關東消費組合聯盟を主體とする本聯盟は、勞農消費組合の全國的な卸賣機關であり、將又無産者消費組合運動に對する唯一の指導機關であるが、其の機關中にある左翼的分子に禍されて常に當局の看視下にあり、爲めに前年度の大會(昭和九年六月九日)も解散の厄に遭ひ、一方地方加盟組合の仕入未拂に悩まされて、此の一年間特に記すべき活動の跡を残さず、本年度大會を開催するの運びに至らずしてゐる現状である。本年末現在に於ける主要加盟勞働者消費組合は次の如きもので

- ある。
- 關東消費組合聯盟(東京)
  - 名古屋消費組合(愛知)
  - 京都家庭消費組合(京都)
  - 大阪消費組合(東部出張所(大阪))
  - 大同消費組合(大同)
  - 大阪消費組合(大同)
  - 權愛消費組合(大同)
  - 東大阪消費組合(大同)
  - 阪神消費組合(兵庫)
  - 神戸合同消費組合(大同)
  - 湘南消費組合(神奈川)
  - 札幌消費組合(北海道)
  - 熊本消費組合(熊本)
  - 黒石消費組合(青森)
  - 廣島消費組合(廣島)
  - 陶友消費組合(愛知)
- (村山重忠)

## 農 民 運 動

## 總 論

顧るに昭和九年度程、我國農業界にとつて災厄の多い年は尠なかつたであらう。今春に於ける融雪の遅延は東北、北陸、山陰各地に於ける雪害となつて現はれ、農山村に甚大なる被害を與へ、六月には長野縣南地方の豪雨が、七月には例の北陸の大洪水騒ぎを演じ、更に東北地方の大豪雨といつた具合に、各地連続的に水害があつた。この水害の眞最中に四國、九州地方に於ては、皮肉にも大旱魃騒ぎが起り、しかもこの旱魃は同地方に於ては六十數年振に見舞はれたものといはれ、水稻の移植期と、移植後の早魃が最も甚だしかつたので、農民の氣持に少なからざる暗影を投じたのであつた。近來農村の經濟狀況は農村救済策と、インフレーションの効果の餘波を受けて、表面的には多少の好轉の兆さへありと云はれてゐた折柄、かくの如く春以來の災害続きで農村の經濟は、又々後退せるが如き感があつた。

一方災害をまぬかれた關西地方や、關東東海の諸地方は、作柄は平年に比べて大差なかつたのであるが、九月下旬に至り突如として例の高知、徳島及び關東地方を中心として殆んど全國

を荒し廻つた大暴風の襲來により、農村はいよゝゝ決定的に打ちのめされてしまつたのである。

東北地方は春の雪害以來天候不順により、一般に氣温低く、農産物の生育が甚だしく不良にして、水稻は實らず、畑作も亦半作以下といふ悲惨な状態で、今や東北地方に於ける農民は、冬の食糧にさへ窮乏せんとする所謂凶作異變を呈するに至つたのである。

顧るに昭和八年度に於ては籾價は多少好況を呈し、米價亦米穀統制法の制定によつて、七千萬石といふ未曾有の豊作であつたにも拘らず、よく二十圓臺の價格を維持し得た爲めに、農村不況恢復の曙光に觸れたかの感を抱かした。爾來籾價の落調が甚だ急であつて、これがため養蠶農家の収入を激減せしめた。加之、前述の如き各種の災害頻々として襲ひ來り、實に昭和九年度の農業界は未曾有の難局に遭遇せし事を痛感するものである。

然し、農村は我が國、國民生活の潛勢力とも言ふべく、此の不況の眞只中に敢然として起ち、幾多目覺しい災害對策を樹立して、鋭意復興工作に邁進しつゝあるものも見受けられるのである。而してかうした熱意は、農村の危機を救済せよとの輿論

を一層醸成して、遂に臨時議會を開會せしめたのであつた。

かくの如く昭和九年は農村社會に幾多の慘害を齎したのであつたが、こゝに當然考ふべきことは、農村内部に於ける地主對小作人間の分配問題である。云ふまでもなく我國に於ける地主對小作人の關係は、こゝ數年來頗る圓滿をかくの實情にして、殊に兩三年はその甚だしきを見る。即ち打續く農業恐慌により、兩者の經濟は極度に困難に陥りたる結果、土地の賣却競賣、小地主の自作開始、並に小作料滞納等に基因する土地引上事件の激増等により、小作紛議は益々増加しつゝあるの現狀にして、前年の如きは、勿論、その數四千件の盛況を見るに至り、争議史上最高記録を現出した。然るに昭和九年は十年一月現在の統計によると、既に四千四百五十八件に達して居り、前年度件數に比し更に四百餘件の増加を見て居る有様である。殊に昭和九年は凶作恐慌により、小作取引の關係は益々複雑を極め、兩者の關係はいよゝゝ深刻化しつゝあるは注目すべきであらう。

一方小作紛議と最も深き關係を有する小作組合關係について見るに、小作争議の増加せるに反し小作組合は漸次減少の傾向を辿りつゝあるが、元來なれば小作争議の増加と正比例して小作組合も増加の傾向を示すが當然であるが、こゝ二三年間かうした現象を呈してゐる。小作組合の勢力が減退することにより地主の勢力が強力になることは云ふまでもないが、最近各地方に於て見受けられることは、地主の勢力が非常に強力となり

つゝあることである。従つて小作取引に際し小作人が小作料の減額を要求し、更に小作米の不納等の事があつた場合は、直ちに土地返還の請求をなすのが常である。年々小作權關係の争議が激増せる原因もこゝに存する。殊に昭和九年の如きは小作權關係の争議が、争議原因中過半数を占めて居ることより見て明らかである。かうした事件の多くなることは、益々兩者の關係を複雑化せしめ、延いては農村を紛亂状態に陥らしむるものと、もなる。然らば何故に小作組合が斯く衰頹して行くのであるかを考察するに、其原因は一、二にして止まらないのであるが、主なる原因としては最近に於ける所謂一般的社會情勢の影響を挙げ得るであらう。換言すれば、非常時なる呼稱の下に反動的に勃興したフランク的的反動思想の影響が、その大きな原因であることは云ふまでもない。近年總ての農民運動が退嬰的となつた重大なる原因の一つは、農村に於ける一般社會情勢の影響である。これを一言にして言へば、農村窮乏化に對する政府の農村救済策實施の影響である。即ち昭和九年頃より、農産物價格は暴落に暴落を重ねて來た結果、農村は極度に疲弊し、農村救済の聲は一般に高揚せらるゝ様になり、政府に於ては第六十三議會より、第六十四、五、六の三議會を通じて農村救済に關する諸法令を改正し、或は、農村匡救事業の實施に努むる等、農村の經濟更生に殆んど全力を傾注せるものゝ如くであつた。これが爲めに農民運動はその先手を奪はれたる形となり、必然的に

浪嬰保守的とならざるを得なくなつたのである。更に、今一つの重大なる原因は組合組織勢力の分散であると考へる。斯くの如く小作組合が、近年次第に萎縮しつつあつたのであるが、昭和九年は例年にならぬ活躍をなした。就中、主たるものは凶作各地の窮乏打破に關する運動にして、各小作組合はあけて救済運動、或は對策を講究して夫々運動を展開した事であつた。

昭和九年度に於ける小作組合運動の特長とも見るべきもの、一つは、なんといつても凶作地方に對する各組合の救済運動並に對策樹立である。第二は各組合の共同運動として、農民の食糧一箇年分差押禁止法の獲得運動であつた。第三は全國農民組合の全國大會に於て従來分離して居つた全農全國會議派の一部を加盟せしめ、更に隨時加盟せしめつゝある事である。第四は三月に東京市赤坂三會堂に於て開かれたる社會大衆黨農村委員會、全國農民組合、日本農民組合總同盟の三派合同の全日本農民大會であつたが、この共同大會の目的は、當時開會中であつた帝國議會に對し、農村の窮乏を訴ふると共に、その打開の爲め應急措置を要請することに中心を置いて居つた様であつた。以上の外局部的な運動迄も數へ上ぐれば可成りの數に達するであらうが、大體大きな運動としては以上の如くである。以下昭和九年度に於ける小作組合の動向を見る事としよう。

### 小作組合の發展過程

地主對小作人間の個別的且哀願的なる所謂封建的農村紛争の殻を破つて組織的階級農民運動の擡頭を見るに至つたのは、其の日未だ遠くはない。

一時經濟的に衰頹せる我農村が、歐洲大戰亂の影響を受けて未曾有の繁榮を來たし、農産物價格の飛躍的上昇土地賣買價格の投機的な高騰等により何時しか農村荒廢の聲も消えたるが農村黃金時代の夢儚く、大戰直後よりの反動的財界の不況は必然的に農村の恐慌を來たし、農村の根本的行詰りを招來するに至つた。その一面社會主義思想の浸潤と、労働運動の發展とに刺戟せられて、素朴純情にして眠れるが如き平和なる農民民の自覺を招き、惠まれざる農民階級の階級意識が波立つに至つた。

| 年       | 小作組数  | 小作員数    |
|---------|-------|---------|
| 大正 10年  | 679   | 不詳      |
| 同 11年   | 1,144 | 132,322 |
| 同 12年   | 1,530 | 163,931 |
| 同 13年   | 2,337 | 232,125 |
| 同 14年   | 3,313 | 307,104 |
| 同 15年   | 3,915 | 338,704 |
| (昭和) 2年 | 4,275 | 347,429 |
| 同 3年    | 4,115 | 325,983 |
| 同 4年    | 3,866 | 301,326 |
| 同 5年    | 3,979 | 386,852 |
| 同 6年    | 3,917 | 271,154 |
| 同 7年    | 4,062 | 256,297 |
| 同 8年    | 4,150 | 246,172 |
| 同 9年    | 3,864 | 235,099 |

而して農村紛争の禍因を爲し、從來不作を理由の一時的にしてその交渉も大部分今日唱へらるゝ小作争議に迄發展することなく、傳統又は情誼によつて、妥協解決せられたる所謂温情主義も弊履の如く捨てられて、團體的交渉が試みられ、その交渉は明かに小作争議の形態を備ふるに至つた。これ我國に於ける近代的農民運動の發祥である。

全國的な統制ある農民組合が組織されたのは、大正十一年に神戸に於て孤々の聲をあげた舊日本農民組合に始まるのであるが、これを契機として、對抗的な小作組合が各地に増設せらるるに至つた。

試みにいま、内務省社會局の調査による、小作組合の設立状況を掲げれば前頁表の如くである。

以上の如く小作組合は躍進的發展を告げて居ることを知るであらう。

乍然、年次別にこれを見ると組合設立に、多少の増減を來して居るが、それはいふ迄もなく、その年々に於ける農産物の豊凶によつて小作取引に影響を生ずると共に、小作組合の活動上にも影響を來すことは勿論なるが、一般農村の社會情勢によつても小作組合の増減がある。

昭和二年に於ける小作組合数は四千二百七十五組合といふ驚くべき數字を現はして居る。これは恐らく我國小作組合の最盛期であつたといふことが出來よう。次いで三年より六年迄は一

進一退の傾向を辿りつゝあつたが、昭和八年には前年より百四十五組合を増加し、昭和二年に次ぐの數字を示せるが、昭和九年は二百八十六組合の減少を見て居る。

更に昭和九年度に於ける小作組合数三千八百六十四組合(組合員二十三萬五千九十九人)につき、これが地方的分布状況を見るに、前年と同様に新潟縣がその首位を占め、前年に於て二十組合の増加を見、更に昭和九年に於ては十九組合の増加を示して居る。即ち同縣の現在の組合数は五百二十四組合にして、その擁して居る組合員数は實に二萬八千三百九十二人で、前年より千五百三十七人の増加を見て居る。これに次いで多いのは矢張り前年と同じく山梨縣にして二百七十一組合であるが、前年より十七組合の減少を示して居る。

而してこれに次ぐものは岐阜縣の二百一組合、福岡縣の百八

| 順位 | 組合名 | 組合員数  |
|----|-----|-------|
| 1  | 新潟  | 5,244 |
| 2  | 山梨  | 2,711 |
| 3  | 岐阜  | 2,001 |
| 4  | 福岡  | 1,871 |
| 5  | 岡山  | 1,687 |
| 6  | 千葉  | 1,588 |
| 7  | 兵庫  | 1,533 |
| 8  | 埼玉  | 1,338 |
| 9  | 愛知  | 1,344 |
| 10 | 群馬  | 1,311 |
| 11 | 長野  | 1,291 |
| 12 | 富山  | 1,271 |
| 13 | 静岡  | 1,221 |
| 14 | 秋田  | 1,018 |

先づ、地主組合の状況を見るに、地主組合の設立状況は、小作組合の設立状況と、大體同一の傾向を辿つて居る。即ち昭和二年の如く小作組合が最も多い時代には矢張り地主組合も多く同三年、五年、七年とも同様の傾向を示し、同九年も小作組合が多少減少を示せるに對し地主組合も亦減少を來して居る。即ち小作組合の優劣によつて、地主組合の増減を示すものと見てよからう。これは云ふ迄もなく小作組合は團體的交渉に出づるに際し、地主側は受動的立場にあり、従つて自己防衛のため、組合を設置せざるを得ないからである。

因に地主組合は、昭和九年度の調査によると全國に四百七十六組合を有し、これに参加せる組合員は三萬六千七百七十七人である。

次に地主小作協調組合であるが、此の組合は大體に於て地主組合、及び小作組合と反對の傾向にある。即ち、小作組合、地主組合が盛んに設立される時には減少の傾向を辿り、之等が減少せる場合に増加を示して居る。昭和九年の如きもその一例にして地主小作組合が前年より減少せるに對し、本組合のみが増加を示して居る。昭和九年度調査によると、本組合の数は一千三百九組合にして、小作組合に次ぐの数を示し、組合員数は十五萬二千七百四十七人である。

**主なる小作組合の最近の情勢**

全國農民組合 全國農民組合は我國に於いて全國的に組織を

十七組合、岡山縣の百六十八組合、千葉、兵庫、埼玉、愛知、群馬、長野、富山、静岡、秋田の順位にして、その組合数を示せば前頁表の如くである。

更に前年より、組合数の五組合以上の増減せる地方を選んで見ると、二十七府縣に及び、先づ目立つて増加せるものは高知縣の二十六組合を筆頭に、新潟、福島兩縣の各十九組合、滋賀縣の十二組合である。一方減少の甚だしい地方は富山縣と群馬縣にして夫々前者は九十九組合、後者は六十四組合の減少を來し、次いで長野縣の三十五組合、山梨、和歌山兩縣の各十七組合、徳島縣の十六組合、秋田縣の十五組合、栃木縣の十三組合、大阪府、奈良、鳥取三府縣の各十一組合等が主なる減少地方である。

昭和8年度より組合数5以上増加の地方

|   | 昭和8年度 | 昭和9年度 | 昭和8年度より増加 |
|---|-------|-------|-----------|
| 高 | 31    | 57    | 26        |
| 新 | 505   | 524   | 19        |
| 福 | 60    | 79    | 19        |
| 滋 | 33    | 45    | 12        |
| 東 | 14    | 19    | 5         |
| 愛 | 129   | 134   | 5         |

即ち以上の統計に依つて見るも組合数は前年度に比し、數府縣を除いては何れも減少の傾向を見せ、團體的對抗の風潮は著しく衰退の傾向を見せて居るのであるが、これは一、

昭和8年度より組合数5以上減少の地方

|   | 昭和8年度 | 昭和9年度 | 昭和8年度より減少 |
|---|-------|-------|-----------|
| 富 | 226   | 127   | 99        |
| 群 | 195   | 131   | 64        |
| 馬 | 164   | 129   | 35        |
| 野 | 288   | 271   | 17        |
| 梨 | 61    | 44    | 17        |
| 山 | 81    | 65    | 16        |
| 鳥 | 123   | 108   | 15        |
| 田 | 104   | 91    | 13        |
| 木 | 79    | 68    | 11        |
| 阪 | 56    | 45    | 11        |
| 長 | 82    | 71    | 11        |
| 山 | 168   | 158   | 10        |
| 和 | 61    | 51    | 10        |
| 徳 | 57    | 48    | 9         |
| 秋 | 146   | 138   | 8         |
| 栃 | 78    | 70    | 8         |
| 木 | 194   | 187   | 7         |
| 三 | 174   | 168   | 6         |
| 府 | 54    | 48    | 6         |
| 奈 | 74    | 69    | 5         |
| 良 | 53    | 48    | 5         |

小作争議が減免争議より小作権關係に移つて來たこと、換言すれば減免争議の場合に於ては團結對抗の威力は相當効果的であるが、小作権關係の争議に於てはさ程その威力は發揮されない事。二、産業組合運動農村更生運動の可及的發達により、對抗的組合を解消する氣運が濃厚になつて來たこと等その主なる事由と認められるのである。

**地主組合、協調組合の現況**

我が國には小作組合以外に地主のみを以て設立せる地主組合と地主と、小作人とで組織して居る地主小作人協調組合といふものがある。

有する階級的農民組合としては最も古く、しかも小作組合の本流をなす有力なる小作組合である。乍然、本組合は今日に至るまで可成りの迂餘曲折を経て居る。即ち前身たる舊日本農民組合が大正十一年に設立せられてより、先づ第一に全日本農民組合同盟と別れ、第二には全日本農民組合と別れ、第三には日本農民組合と全日本農民組合とが再び合同して全國農民組合が設立され、第四には同組合内部に於ける非合法派たる全農全國會議派と別れ、昭和九年度に於ては再びこれと部分的に合同をなしつゝあるなど、誠に多事多難な歳月を送つて居る。

その勢力は一道三府三十餘縣に亘り、約三萬人近くの所屬組合員を擁すと註せられ、他組合にしてこの右に出づるものなく實際運動の活潑なる點に於ては、他組合よりはるかに優つて居る。

乍然、近年同組合に於ける思想的對立と、最近に於ける一般社會情勢の影響を蒙り、その勢力稍々萎縮せるかに見ゆる。けれども昭和八年來全農全國會議派と對立し、熾烈なる内紛を續けつゝあつた兩派が、漸次接近の氣運に向ひ、昭和九年三月に行はれたる全農第十三回全國大會には、大阪、奈良の正式合同を見るに至り(後掲参照)更に大會後、京都、北海道、栃木の合同となり、兵庫、徳島、高知、福佐の諸地區が、共同闘争を行ふため提携することになりたる等、昭和八年より昭和九年にかけて大いに勢力挽回に努めつゝある。

本組合の昭和九年度全國大會は種々の事情より觀察して、誠に特筆すべき點が多い様であるから、参考の爲め、簡単に記述して見る。

昭和九年度本組合の全國大會は、三月十一日より三日間東京市芝協調會館に於て開催されたのであるが、注目すべきことは先づ本大會を第十三回全國大會となしたることである。即ちこれは舊日本農民組合の創立された年(大正十一年)より起算したるものであつて、全國農民組合設立より起算すれば、第七回に當る。又今回の大會議事の方面にも相當の變化を見ることが出来る。即ち第一日を總會となし(例によつて各種の挨拶、祝辭、祝電の披露等に次いで數件の議案を審議)第二、三日は第一日に残されたる多くの議案を四個の分科委員會に附託され、第三日の委員會の終了を俟つて再び總會を開いて大會となし、この議案審議に對しては決定権を與へたことである。此の方法は最近既に労働組合に於て試みたこともあるが、農民組合の大會としてはこれが最初である。

この大會に於て、最も特筆すべきことは、何んといつても、本部報告に對する質問の形式に於ける全國會議派の復歸問題であらう。この問題は組合自身は固より社會の一部に於ても少なからず關心を抱きつゝありし折柄とて、その成り行きを注視されたのである。即ち社會大衆黨支持論者にして、フッシュ的色彩が稍々濃厚であると稱せられて居る新潟縣聯合會の稻村隆一氏

を初め、同聯合會の三宅正一氏等が、會議派の合流を喜ばず、一方中央委員會に於ては近畿地方農民團體協議會の要請を容るべしと決定したるが、右反對の爲めその決定を覆へし。單に大阪、奈良の二聯合會の復歸を認めたるに過ぎなかつたことである。由來本組合は社會大衆黨の農村委員會殊に同黨内の田所輝明(前農村委員長)氏一派を巡り、社會大衆黨支持派と反社會大衆黨派の二派に岐れ、爲めに組合平和は動もすれば亂れ勝ちであつた。然るに其後反社會大衆黨派は漸次本組合の實権を握り遂に今大會を契機として一度分れたる全國會議派と局部的なりとは言へ、合同するに至つた事は、組合内左派が實権を握りたる事を考へ合せ最近の組合の動向を知る上に注目すべき事と思ふのである。尚ほ、本大會の近況並に本組合と全農全國會議派との合同経緯に就ては、詳細は後掲してあるから参照されたい。

**日本農民組合** 日本農民組合は昭和八年中支持關係にあつた日本國家社會黨内に於て、社會の認識を必ずしも同一にするものに非ずとなして、これより離脱し、所謂日本主義團體たる皇道會支持に轉換したものである。

爾來益々緊密なる連絡を保ち、そのあぐるスローガンの如きは、皇道會の示す農村對策大綱の要項に甚だしく近似してゐる様に見受ける。殊に福岡、山梨の兩縣にあつてはその關係が最も深く組合長平野力三氏を初め、二、三の幹部は皇道會の幹部をも兼任して居る。

本組合の最も他組合と異なりたる點は、例へば山梨縣聯合會の如きは「在郷軍人部」なる一専門部門を設けて居ることにして農民組合、或は労働組合には稀に見る所である。

昭和九年に入つてその主なる動きは、全國大會を始め、特に十月二十五日東京市赤坂三會堂に於て開かれたる本組合臨時大會であつた。本大會は年度大會と趣を異にし、その趣旨とする處、臨時議會に對し、農村の窮乏を訴ふると共に、その救済對策決定を中心として開催せられたるものであつた。

三月に開かれたる全國大會に於て綱領の變更をなしたるが、之によつても本組合近來の指導精神を窺ふに足るであらう。即ちその改正されたる綱領を見ると、「皇道政治の徹底を期す、資本主義經濟機構の改廢を期す、農村文化の建設を期す」とされ本組合の主張は創立當初の社會民主主義より國家社會主義に轉じ、更に昭和八年末より所謂皇道主義に再轉したものである。

尚ほ本組合のスローガンとしては「小作地の國有、米穀の國家管理、肥料の專賣、小作料軽減の徹底、協調組合の擴大強化」の五項目を掲げ、農業問題に關し、國家統制或は國家管理を望むこと誠に大である。もとより本組合は創立當時に於ても「肥料の國營」を主張して居つたのであるが、現在はそれと異り、甚だしく懸隔あるは明かである。殊に「土地の國有」に就いては皇道會と提携して、パンフレット、機關紙等を通じて宣傳にこれ努め、或は大會等に於ては議案として提出するのみならず、取

扱については重要視されつゝある。

現在機關紙として「日本農民新聞」を發行し、皇道會と呼應して盛んに宣傳して居る。

**日本農民組合總同盟** 日本農民組合總同盟は日本農民組合よりの離脱により、舊時に還元したるものである。全國農民組合及び日本農民組合に比して勢力稍々遜色あるも、近來愈々堅實な歩みを見せ、全國農民組合と同様、社會大衆黨を支持して居る。

昭和九年度全國大會に於て、従來の運動は動もすれば不振に陥り易いといふ見地から綱領の改正をなし従來の運動に愈々拍車を加へることとした。尚ほ今度改正されたる綱領を示すと次の如くである。

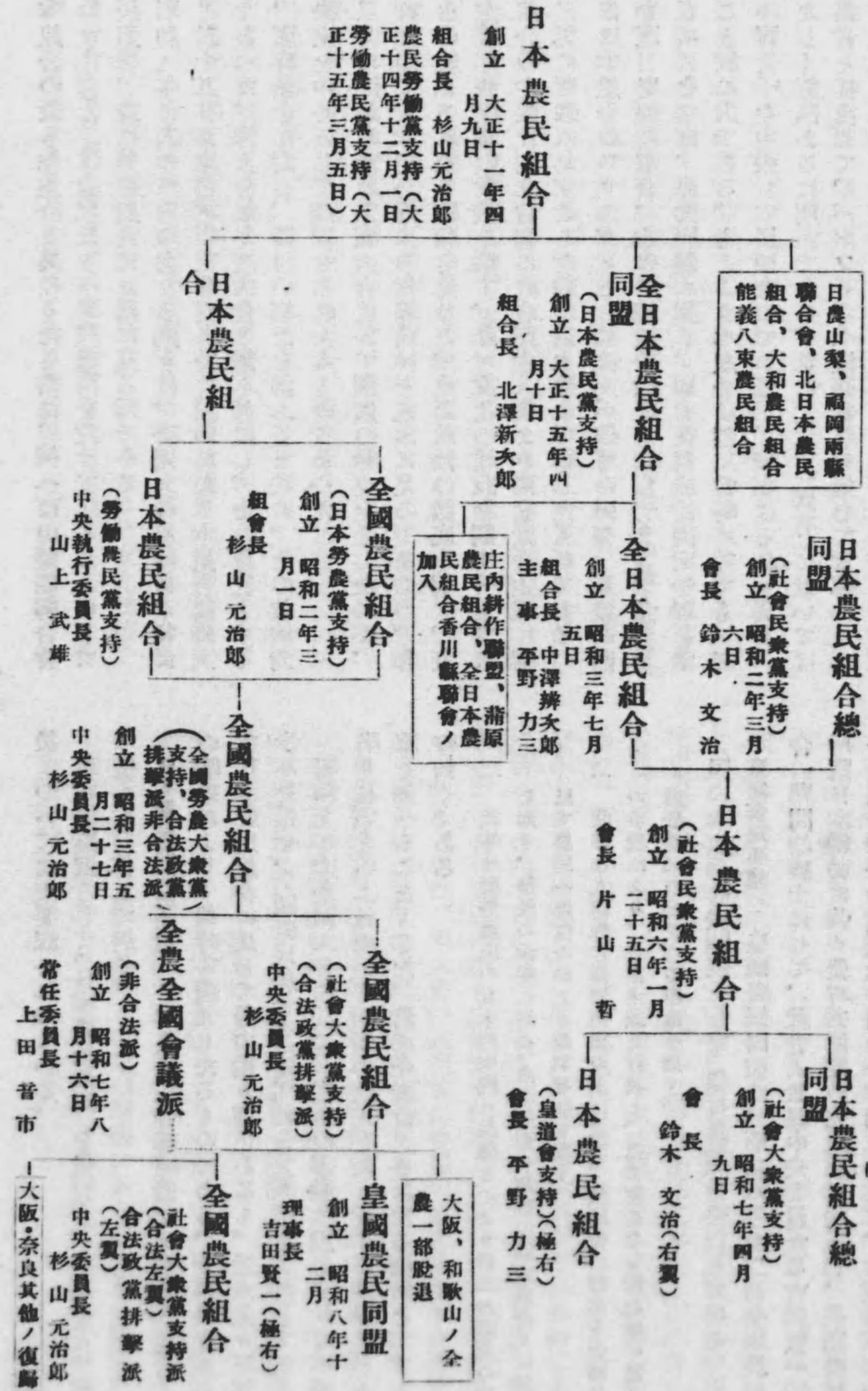
一 我等は勤勞農民の自主的組織と訓練とにより相互の意見の啓蒙を圖り、徳性の涵養に努め、農業技術の經營の進歩發達を促進し、以て農民の地位の向上と福利増進を期す。

一 我等は人間性の全的把握の上に立ち、我國情に即する合理公正の手段により、資本主義を打破し、以て健全なる新社會の建設と勤勞農民の完全なる解放を期す。

因に本組合は機關紙として「農村運動」を發行して居る。

**皇國農民同盟** 皇國農民同盟は、昭和八年十二月全國農民組合の顧問辯護士にして、社會大衆黨中央委員たる吉田賢一氏が所謂日本精神に基く農村共同體の完成を目的とし、全國農民組合大阪府聯合會(總本部)内の一部同志と共に、大阪府下に於て





結成した組合である。  
 而して本組合創立の趣旨とする處は、その綱領の一部を窺ふも明かなるが如く「我等は徳を磨き、勞働を尊び、相互犠牲の精神を以つて堅く相結び、萬難に耐へ」と稱し、新日本建設、昭和維新實現の爲めの大同團結をはからんとするにある。  
 なほ本同盟創立に主として参畫したものは、吉田賢一氏はもとより表面に表はれたる人としては全農農民組合大阪府聯合會（總部派）執行委員長代理寺島宗一郎氏のみであるが、結成直後全農總本部財政部長吉岡八十一氏も全農を脱退して、本同盟へ加入した。而して本同盟の目下の中心人物は總裁を未決定とし理事長は吉田賢一氏、理事には寺島宗一郎、吉岡八十一、吉岡義一の諸氏を任命し、その主なる地盤は、大阪府下に於ける全農山田村支部（吉岡八十一氏支部長にして組合員五十餘名）を初め、全農數支部であるといはれて居る。爾來本同盟は新幹部の養成を目的として講習會（本同盟にありてはこれを道場といふ）の開催を計畫し、外に向つては幹部の縁故を頼つて組織の擴大に努めて居る。  
 いま我國に於ける小作組合の組織分合について見ると前頁表の通りである。

全農對全會派の合同經營

全農は昭和六年春第四回全國大會に於て組合内部に對立を生

じ、遂に政黨支持問題に源を發して、極左派たる全農全國會議派と社會大衆黨支持者たる全農總本部派と分裂し、爾來各府縣聯合會に於ても兩派相對立して反目を續け、各自派の勢力の確保に汲々として全國的統制を缺きたる憾あるのみならず、フツシヨ的思想の擡頭に伴つて右翼に轉じて新農民運動を起し、全農組織を蠶食するものさへ現るゝに至つたのである。此の組織勢力の分散は統一せる強力なる活動を阻害し、農村の最近に於ける一般社會情勢と相俟つて其の勢力を益々萎縮せしむるに至つた。

かくの如き情勢に鑑み全農兩派の主腦者にあつては、此の社會情勢の重壓下にあつて、これに對抗して行く上に於ては最も統一せる強力なる組織活動に依るにあらざれば其の目的を達成すること能はずとなし、先づその組織を擴大強化すべきであるとの意見を持つに至り、最近兩派の間にその合同問題が擡頭するに至つたのである。

さて、全農總本部に於てはその内部に社會大衆黨農村委員會を支持する一派と、政黨支持反對派の二派を生じ、互に相對立して、總本部の統制の如く行はれず、加ふるに全農を脱退して、「フツシヨ」的新農民團體を結成し、全農の組織を蠶食するもの（吉田賢一（大阪）氏）等があつて、その勢力は日に衰頽を辿るの情勢にあるに鑑み首腦幹部の一部に於ては「此の際全會派中の合法派を復帰せしめ、以つて全國的の戰線統一運動を起し、勢

力を挽回すべきである」と考へ密かにこれが實現を畫策するに至つた。

また、一方全農全會派に於ては、總本部派と分裂後相當果敢なる運動を續けて居つたが、内部に非合法分子の策動が行はれ全國的本部をも持つ能はず、一面社會情勢の變化に伴ひ左翼派の衰微と共に次第に没落の過程を辿る様になつた。そこで全會派主腦者たる青木惠一(東京)、町田惣一郎(長野)、西納楠太郎(大阪)、石田樹心(東京)氏等は、相互に連絡をとつて、全會派の組織を擴大するには極左の假面を脱ぎ、非合法分子を一掃して過去一切を清算し、合法性を獲得するにありとし、全會派の合法性の獲得、合法全國本部の確立をスローガンとしてこれが實現に奔走したのであるが、その後青木惠一氏と町田惣一郎氏との間に感情上の確執を生ずるに至りて遂に此の運動も一頓挫を來し、その見透しが付かなくなつて來た。然乍全會派幹部の一部に於ては「全會派が從來通りの假面を着ながら、此の儘推移するに於ては徒らに組織を潰滅に導くのみであり、而も現在吾吾が實踐しつゝある運動方針なるものは總本部派の夫れと何等變りはない。而して他面社會狀況は益々統一せる強力なる運動を要求しつゝあるから宜敷く吾々は過去一切を清算して總本部派と協力すべきだ」といふ意見を持つるものあるに至つた。

兩派のかくの如き情勢下にあるに乘じ、一部幹部(全會派西納氏、總本部派増田、伊藤の兩氏)の暗躍となり、昨年末頃より漸次

兩派の間に合同問題が表面化するに至つたのである。

かくて兩派の幹部は先づ地方的に一應その戦線を統一して、これを全國的の合同完成へと導くこととし、總本部派幹部増田、伊藤の兩氏は、關係縣聯幹部と協議畫策して、昭和九年二月一日總本部派たる和歌山及び、徳島縣聯の名の下に近畿地方農民協議會の開催を提唱せしめた。これにより總本部派増田、伊藤の兩氏、全會派、田邊西納の兩氏は、種々協議の上前記の提唱を變更し、總本部、全會派の全く中間的立場にある奈良縣聯合會をして提唱せしめることとし、同月十日奈良縣聯の名を以て昭和九年二月二十一日大阪土佐堀青年會館に於て近畿地方農民團體懇談會開催を提唱せしめ、近畿各府縣聯に對してその案内状を發送した。

而して二月二十一日開催の近畿地方農民團體懇談會に於ては近畿二府四縣(大阪、京都、奈良、和歌山、岡山、福井)の兩派の首腦部二十三名が集合懇談を遂げた結果、兩派は從來の政治的、思想的感情の一切の經緯を捨て、大衆團體としての立場から農民の戦線統一に邁進すべきことを申合せ、更に正式に戦線統一の協議會を持つこととし、其決定に基き昭和九年三月七日大阪労働學校に於て、近畿地方農民團體戦線統一協議會なる名稱の下に正式に會合を開き、近畿地方二府七縣(大阪、京都、兵庫、奈良、和歌山、徳島、高知、岡山、福井)の兩派首腦部十七名が、集合協議の上次の如き戦線統一に關する聲明書を全國に發送し

たのである。

聲明書

働く農民の極度の窮乏化につれて農民戦線は闘争に一層の昂揚と、その領野の未曾有の擴大とによつて特色づけられ、戦線の複雑性と政治的意義の新たなる加重とを以て資本と地主との攻勢、反動の只中を苦難の道に邁進を約束されてゐる、このためには戦線の統一と活動力の強化とが嘗て見ざる強烈さを以て要求されてゐる。斯るとき全國農民組合奈良縣聯合會の提唱に基いて我等はこの要求の實現のための協議會を持つことを得、戦闘的歴史と傳統を誇る全農の旗の下に茲にまづ近畿地方に於ける戦線の統一に大なる成果を得た。

全國農民組合は貧農の土地と生活を守るための大衆組織として進んで來た、嘗て分裂の素因をなしたる政黨支持の問題も今日に於ては客觀的情勢の推移と運動の發展につれて實踐的に解決されてゐる。政黨は政黨として組合は組合として各々の使命を遂行するために獨自の活動による強化を成されなければならぬ、それこそ大衆的農民團體としての實踐の中に示されたる正しき方針である。

この農民運動の本來の立場に立つとき今我等の遂行したる戦線統一は躍進への單なる基礎工作にすぎぬ。我等は此の基礎工作の上更に地方組合、小作人組合、廣汎なる未組織農民を結束せしめ我が全農の飛躍的強化をなさなければならぬ。

茲に我等はこの近畿に於ける戦線統一工作の第一歩を全國の同志に報告し、日常闘争の發展を通じて各地の諸君が農民解放のために戦線の統一強化に向つて即時邁進され我等と協力あらんことを衷心よ

り希ふものである。

右聲明す

一九三四年三月七日

近畿地方農民團體統一協議會

全國農民組合

福井縣聯合會、京都府聯合會、京都府評議會、大阪府聯合會(總本)、大阪府聯合會(全會)、奈良縣聯合會、和歌山縣聯合會、兵庫縣聯合會、高知縣聯合會、徳島縣聯合會

更にこの協議會に於ては各府縣聯合會は即時戦線統一への實行に着手すべきことを決議し、近畿(近畿地方協議會)殘務整理委員會なる連絡機關を設置して、その後の戦線統一に努めしむる一方委員二名(田邊(大阪)竹村(奈良)の兩氏)を選んで、三月十日より東京に於て開催せる全農總本部派第十三回全國大會に派遣して、同大會に全國的の戦線統一を提案せしめ左の如き決議を出すと共に聲明書(省略)を發表して、その意圖を明かにせしめた。

決議

近畿地方に於ける農民戦線の統一に關してはその焦點、その方向が何所に在るか、お互は明白に知ることが出來た。こゝに於てこの協議會を打ち切り各縣に於て全農の全國的活動が強化の見地に立つ所の統一への即時實行と協力に入るべきことを決議す。

一九三四年三月七日

近畿地方農民團體協議會

あるかも知れない。いま、前表の統計によつて、此の問題について述べて見よう。

此の統計は昭和五年度より掲げたものであるが、昭和二年度の如きは要求件数二千五十二件中千四百九十件を占め、其の割合は優に七二・六%を占めて居たのである。

然るに其後漸次この種要求による争議件数は減少の傾向を示し、昭和八年度の如きは實に要求件数中僅かに一九・四%を占むるに過ぎない有様となつた。

而して昭和九年度に入りて、再び増加を見るに至つたが、これは全國凶作と云ふ特殊な現象による結果からと思はれるのである。

即ち以上の如く農民組合の經濟運動の主流をなす小作料減免要求闘争は數的には最近稍々衰退の兆を見せて居るが、これを以て組合運動の主流が他に變更されたと云ふ譯ではなく、殊に昭和九年度に於ては全國的に襲ひ來れる未曾有の凶作を契機に此種闘争は再び昂揚せられた事は注目すべきことであらう。

即ち各組合に於ける小作料減免運動の方針を一瞥すると——日本農民組合(極右)は、全國大會に於て「小作料減免要求に關する件」を可決し、全國農民組合(左翼)でも亦全國大會に於て「小作保護法制定要求の件」を附議し、小作料の減免權並に耕作權の確立を主要内容とする小作法の制定を要求して居る。尙ほ昭和九年度の運動方針に於て「闘争組織の力點」中「小作料をま

小作争議要求件数中小作權關係もの(社會局調査)

|       | 昭和      |       |       | 昭和8年  |           | 昭和9年  |           |     |
|-------|---------|-------|-------|-------|-----------|-------|-----------|-----|
|       | 5年      | 6年    | 7年    | 件数    | 總件數に對する割合 | 件数    | 總件數に對する割合 |     |
| 要求總件數 | 2,478   | 3,419 | 2,756 | 3,384 | 100.0     | 4,468 | 100.0     |     |
| 小作權關係 | 987     | 1,304 | 1,313 | 1,965 | 58.1      | 2,402 | 53.9      |     |
| 内     | 小作契約繼續  | 864   | 1,085 | 1,173 | 54.1      | 2,243 | 50.3      |     |
|       | 小作權又は永認 | 58    | 103   | 57    | 44        | 1.3   | 32        | 0.7 |
|       | 小作權又は永償 | 65    | 116   | 83    | 91        | 2.7   | 127       | 2.9 |
|       | 小作權     |       |       |       |           |       |           |     |

(昭和7年以降は1月10日現在)

ける、安くしろ、小作條件をよくしろとか、げ詳細に運動方針を示して居るのであるが、小作料の減免闘争には各組合をあげて積極的にこれが運動を敢行しつゝあるは注目すべきである。

次に耕作權の確立運動であるが、これは近來、地主、小作人の窮乏化から小作地引上問題が激發する様になり、小作人はこれが爲め著しく生活に不安をいだく様になつた結果、「自己の耕作地を地主に取上げられる事は生活の基礎を失ふものなり」との主張の下に、極力耕作權の確立を叫ぶ様になつて來たのである。

即ちこれを統計的に見るならば、上表

依つて大會は之が取扱に關して慎重なる態度を採り、大會直前の中央委員會等に於て少からず論議を重ねた様であつたが一應本協議會の要請を容れることにした。然るに大會に於ては新潟縣聯合會の三宅正一、稻村隆一氏等の反對によつてこれを覆し、遂に大阪、奈良の二聯合會のみの復歸を認むるに止まり、他の聯合會は未だ轉向の實明ならず直ちにこれ等と合流するは遺憾であるとなし、將來適當に調査をなして、その結果これ等の復歸を許容するも可なるべしとして一應これを拒否するに至つた。

以上の如くなれば、協議會加盟の各聯合會は少なからずその期待を裏切られたるも、兎に角二縣聯合會が即時合同を認められたことは成功と云ふべきである。尙ほその他の府縣聯合會は正式の手續終了を待つて合同を認めることとなし、即ち合同の準備工作が出来てから合同を認むることに決議したのである。

かくの如く全農の合同問題は全國的問題となり、近畿地方に於ける戦線の統一は全國にその氣運を醸成せしめたのであつた。

その後地方的戦線統一は着々成功して、既に大阪(五月二十一日)、京都(五月二日)、栃木(五月十五日)、北海道(六月十日)、の各府縣聯合會は合同を完成し、兵庫、徳島、高知、福佐等の各縣聯合會に於ては各種の共同闘争を行ふ等戦線統一より合同の準備工作を急ぎつゝある現狀である。

小作組合運動重要點

小作組合の運動中最も主要なるものは云ふ迄もなく經濟運動

|       | 昭和              |       |       | 昭和8年  |           | 昭和9年  |           |      |
|-------|-----------------|-------|-------|-------|-----------|-------|-----------|------|
|       | 5年              | 6年    | 7年    | 件数    | 總件數に對する割合 | 件数    | 總件數に對する割合 |      |
| 要求總件數 | 2,478           | 3,419 | 2,756 | 3,384 | 100.0     | 4,468 | 100.0     |      |
| 小作料關係 | 1,292           | 1,816 | 1,094 | 998   | 29.4      | 1,370 | 30.7      |      |
| 内     | 小作料値上反          | 58    | 41    | 50    | 15        | 93    | 2.1       |      |
|       | 對一時的小作料         | 1,042 | 1,609 | 949   | 847       | 25.0  | 1,156     | 25.9 |
|       | 減額永久的的小作料       | 145   | 136   | 72    | 83        | 2.4   | 109       | 2.4  |
|       | 減額永久的的小作料統一又は改訂 | 47    | 30    | 23    | 18        | 0.5   | 12        | 0.3  |

(昭和7年以降は1月10日現在)

發生件数中小作料の減免を要求するもの、多い事は蓋し當然で

であるが、その中小作階級にとつて最も主要なる地位を占むるものは小作料の減免運動である往時所謂百姓一揆として屢々農民階級が蜂起したる事實は今日の農民運動とはもとより形式に於てこそ異れども實質的には矢張り年貢の減免運動に他ならなかつたのである今日小作争議の

は年々増加しつゝあつて、これを逆に見れば、地主が小作地を取上げんとして居る事を裏書きして居るのである。

されば、左右農民組合にありても其指導者の思想如何を問はず「土地取上の反対」、「耕作権の確立」等の主張を掲げ、先づ以て所有権に匹敵すべき強力なる物権として耕作権の獲得を目標としてなして居る。

即ち全國農民組合(左翼)は、「土地を農民へ」、「土地取上立禁反対」等のスローガンをかけ、殊に昭和九年度全國大會に於ては、その議案の一つとして中央委員会より「土地取上立禁、反対農産物差押禁止要求の件」を提出して居る。その理由とする處は「半封建的な高い小作料をとり、而も土地はいつでも取上げられる。直ぐ立入禁止されるといふ不安定極まる現状の上に、出来た立毛のうちから根こそぎとつて、あまさないといふ事態は當然禁止しなければならぬ、土地をとられ、食糧を奪はれては貧農の一家は流散し餓死する外に途はないから死力をつくして、この要求貫徹を計ることゝしたい」といふにある。尙ほ同年度運動方針中の「闘争組織の力點」といふ部に——土地を手放さぬ、立禁をやらせぬ、取上げさせぬ——と前提し、その一節に(一)農村恐慌による中小地主の没落で所有者移動の土地取上げ、きびしい小作料と借金の請求が増加して居る、未組織、休眠支部に對して、眼を皿のやうにし、耳を立て、活動すれば十二分に戦ひぬき得る。(二)土地取上である強制執行立禁假處

分に對しては、(中略)裁判官、その他の役人にも事情を説明し納得させなければならぬ。そして小作人をおさへる法律を作りかへるの慣習を作り、作らせて行く事も大切だ。(三)小作調停に際して成立と履行について慎重なる扱ひかたが必要だ。(四)小作料減免、小作条件改善要求闘争の打切は利益の多いほどよいのは勿論だが地主に土地を取らしてはならない、すべては闘争力を發展させるため組織を擴充するためといふ基準から割出される。」と云ふ事が書いてある。

尙ほこの問題に關しては、日本農民組合(極右)では「小作地國有」を主唱し、昭和九年度大會には「小作地國有に關する件」を提出して居る。本問題に關しては、昭和八年度大會に於ても決定され、その趣旨については詳細なるパンフレットを發行してこれが貫徹の爲め極力實際運動を敢行して居る。この外日本農民組合總同盟に於ても亦昭和九年度大會に於て「全國小作地を自作化するの件」を提案して居る。つまり小作地を國有化し現在小作せる者に對し耕作せしむるにあるといふのである。

耕作権の確立運動に關しては大略以上の如くなるが、近時の如く財界の不況農村の疲弊等により地主對小作人間の問題が益々複雑を極めつゝある折柄、かうした問題が相當熾烈を極めるであらうと思ふ。

更に昭和九年度の最も新しい運動としては、農民の一箇年食糧差押禁止獲得運動であつた。即ちこの問題は農家に對する食

糧一箇年間は差押を禁止するといふのであるが、現行民事訴訟法の第五百七十條には、その食糧に就いては總ての債務者同様に一箇月分の差押へを禁止し、農業者に對する特別保護として「農業上缺クヘカラサル農具、家畜、肥料及ヒ次ノ收穫力農業ヲ續行スルタメ缺クヘカラサル農産物」の差押を禁止して居るのであるが、一箇月以上の食糧に對しては特別の保護がないから、一箇月以上の食糧とする農産物は農業を續行するに缺くことの出来ないものである。しかも農民の食糧收穫は一年一回に過ぎないから、一箇年分の食糧を保證すべきであるとの事である。即ち全國農民組合に於ては各支部に指令を發して運動方針を再三指示して居るが、新潟縣聯合會に於ては最も熱心にこれが運動をなした。尙ほ日本農民組合(極右)に於ても、農家食糧一箇年分差押絶対反対」のスローガンを掲げて居り、日本農民組合總同盟(右翼)に於ても、「農民食糧一箇年分差押禁止反対法即時制定要求」をかゝけてそれゝ運動を敢行して居る。

以上諸運動の外各組合では昭和九年度の各被害地農村に對する救済運動並に對策をなした。今年是我が國農村に對しては實に厄年であつたといつてよからう。北陸の被害、東北の冷害、近畿中國地方の風水害、四國、九州地方の旱害等により、昭和九年の稲作は甚だしく減收を來し、農家の經濟は益々窮乏に陥りつゝある。こゝに於て各方面よりこれが救済運動を起してその

結 言

以上を以て昭和九年度に於ける農民運動の概観を述べたが、之を要、昭和九年度は、我國農業界にとつて最近にない厄年であ

つた事は前述の如くである。而してかくの如き凶作恐慌下にあつて、常に無産農民を代表して居る小作組合は如何なる運動政策をなしたかについては、前項に於て縷々述べたのであるが、小作組合としては昭和九年程眞面目な運動を敢行した年は最近にあるまい。近來の小作組合は思想的の對立より離合集散常なく、従つて組合の指導的立場を失ふに至り、組合勢力も著しく萎縮して居た關係上、組合運動も華々しくなかつた。これに加へて近時一般的社会情勢の影響により、組合運動は更に鎮靜の度を加へ、各組合は一齊に鳴りを靜めたるの感があつた。然るに昭和九年は各地凶作恐慌來てふ警鐘亂打により、こゝに各組合は鎮靜の夢を破つて一齊に立ち上り、これが救済運動、或は對策を講ずる等、最近にない活況を呈し、殊に東北地方の凶作に對しては、各組合をあげてこれが救済、對策をなしたることは特に注目すべきであつた。更に昭和九年度の主なる組合運動は、各組合の共同的題目たる「農民食糧一箇年間差押禁止反對法制定」運動であつた。各組合はこれが運動に對しては諸種の會合に於て夫々本問題を審議し、特に各組合共同の農民大會を開催して本問題を審議し、問題の審議決定を俟つて、各々組合はこれが制定の爲め猛運動を開始したのである。この外全國農民組合に於ては、昭和九年の全國大會に於て全農全國會議派との部分的合同をなしたる事も特筆すべきであるが、本合同問題は昭和八年以來の懸案であつたから、いま部分的合同の完

成を見た事は全國農民組合としては喜ぶべきことであらう。と同時に從來非合法派と目された全農全國會議派が合法組合に轉向しつゝあることは、殊に國家、社會の爲め慶賀すべきことである。

以上は昭和九年度に於ける農民運動の特長であるが、最後に一言付け加へたい。

惟ふに今次の災禍は、前述の如く、農村社會に幾多の慘害を齎らしたのであるが、又一面農村社會にとつて誠に得難き試練の好機を與へたものであると思ふ。我々は此の災害を通じて貴重なる體驗と教訓とを贏ち得たといはざるを得ない。農業は自然的條件に支配せられてゐる關係上、且つ又現在の如く資本主義經濟機構の下に於ては、商工業に比して、多くの短所を有するのみならず、一面天然自然の力を頼つて立つ産業であるから、今次の如き災害を絶対に回避し得ない特質を有するのである。従つて恒に是等の災害を豫期し、其の危険に備へる用意がなければなるまい。

東北災害地方の調査によれば、該地方の水稲品種愛國號は頗る良成績をあげ得るも、一度凶作の厄にあへば、他品種に比し慘害の度は甚しいといはれて居るのであるが、平穩な年が二、三年續くと災禍に備ふることを忘れて、徒らに收量の多きに走る結果、一朝災害に遭遇すれば一段と被害の度を深むるが如きを繰返すと云ふことであるが、一般農業者自身は此の嚴肅な事

實を豫期して不斷の緊張をいたすならば、災害の危険は農業者に對する一つの刺戟であり、心に打つ警鐘でもあらう。

### 全國的農民組合の主要なる運動

以上昭和九年度に於ける農民運動の概要を記述したが、最後に全國的組織を有する農民組合の昭和九年度（昭和九年三月一十年三月）に於ける主要なる運動を記述して見よう。

#### 全國農民組合の主要なる運動

**土地取立、立憲反對運動** 本組合に於ては植付期を前にして立入禁止の激化せんとする情勢に鑑み、標記闘争に關する指令（五月一日）を發した。その内容中主なるものを摘録すると左の如くである。

土地闘争の中心的スローガンは次の如きものである。  
○小作料の減免 ○土地取立、立入禁止反對、○土地を買ふな、放すな、○土地を農民へ

而してこれ等は夫々の地方事情に基いて村に於ける、府縣に於ける次の要求と結び付けられる。

- (イ)償還組合による自作農創設年賦償還金強制取立反對、
- (ロ)救農土木打切反對、(ハ)滞納税金強制取立反對、(ニ)肥料資金の低利融通、(ホ)村有林立木を農閑期の百姓仕事に安く伐採させる、(ヘ)農生産物検査制度改廢、(ト)農村托兒所

浴場をこしらへろ、(チ)拂下米を後金で安くよこせ。更にこれ等要求に動員された大衆を次の如き政府に對する諸要求全國的カンパに起ち上らせねばならぬ。

- (イ)耕作權の確立、(ロ)自作地、農具、家畜、農産物に關する強制執行假差押處分の禁止、(ハ)農民イヂメの調停法、新民訴の改廢、(ニ)農家實行組合の生産者共同施設獎勵、生産資金融通、補助金増額、(ホ)官有林入會權確認、(ヘ)其他暴壓諸法令撤廢。

**農民生活確立要求運動** 本組合に於ては、今迄の政府のやつた農業政策、例へば更生計畫は税金の取立に、救農土木は請負師に、乾藪保管は中小製絲家に、負債整理と低資融通は富農層以上に役立つたのみであるとして、この不都合を蹴破ることの出来る唯一の道は、農民それ自身が生活即時保證の要求をかけたて村落に於て立ち上るより外ないことを指示した（七月五日付指令第二號參照）。而して該要求事項中その主なる事項を掲ぐると次の如くである。

- 飯米缺乏養蠶損失現金不足即時打開緊急要求
- 一 政府米特別貸下種貧農飯米無償給與
- 一 巨款土木事業費銀額増額施行
- 一 官有林伐採特別貸付
- 一 桑園肥料並養蠶資金融通及び利子補償
- 一 養蠶農家公租公課免除

- 一 桑園改植獎勵金反二十五圓支給
- 一 夏秋農生産價額國庫保證
- 一 價格付取引並特約組合の統一取締
- 一 農民團體貸付金支拂猶豫
- 一 小作料減免
- 一 耕地農具農産物差押禁止
- 一 米穀及び蠶絲對策としての暫定要求
  - 甲 米穀施設
    - 一 小作保護法制定
    - 一 米穀統制法を農民本位に改正
    - 一 肥料價格公定
    - 一 肥料資金若くは現物特別融通
    - 一 農業資金低利簡易融通
    - 一 農産物移出検査無料國營
    - 一 集團農業經營並設備獎勵助成金増額
  - 乙 蠶絲施設
    - 一 全國的養蠶組合の自主的結成
    - 一 優良組合製絲確立助成
    - 一 養蠶組合中心の生絲輸出管理
    - 一 養蠶金融組合中央金庫の設置助成
    - 一 生産經營技術員養成配置機關確立
    - 一 繭檢定取引所の實施
    - 一 公立乾繭倉庫増設
    - 一 養蠶保險制度實施

一 蠶絲新規用途の開拓

一 小作保護法制定

旱魃、水不足地方に對する關等 本組合に於ては九州、中國各地の旱魃を契機として、これに積極的に働きかける可く、七月十一日概要、一 旱魃、水不足の事實を大々的に取あげよ。二 これをきつかけに日頃の地主及び地主的役場、團體、官廳に對する農民の不平不満を發散させよ。三 旱魃を未組織地帯への手がかりとせよ。四 養蠶、米の夏期活動と連關をもたせて地方情勢によりどれを首位に置くかを定めよ等々を内容とする指令を各地に發した。

米穀其他に對する諸決議 本組合に於ては九月五、六の兩日阪急沿線五木一麥寮に於て第二回中央委員會を開催したが、當日の主なる討議事項は左記諸事項で次の如き決議をなした。

決 議

米穀統制法及び租貯蔵を以てした政府の米穀政策は、端境期に於ける米價の異常なる昂騰をもたらし、有ガヌレといはれる在米の地方的並びに階級的偏在を強め、さなきだに深刻な窮乏に悩める貧農をして、賣るときは安く買ふときは高く、飯米缺乏によつて一層の苦しみをなめさせた。

これ等は、資本家地主本位に立てられた米穀政策がもつ必然の歸結ではあるが、政府は一般勤勞農民殊に貧農、勞働者等、人口の過半を占めるこれら階級層のために、即時當面に於ける飯米缺乏の要望を満たし、且つ米穀統制法の改正を要求す。

- 一 窮乏農民に對して即時政府米を貸出すこと
- 一 政府米貸下規定を緩和すること
- 一 出廻期と端境期の値幅を縮小せしむること

決 議

最近に於ける小作爭議の情勢について、官廳報告によつてみるも、土地取上件数は愈々異常なる激増を來たし、其の手段方法としては直接暴力と惡質の立入禁止、明渡執行とが大部分を占めてゐる。斯る土地取上の傾向は、農村事情を無視して簡單に立入禁止、明渡執行を許可する裁判所及び直接暴力的取上を保護助長し、組合運動に弾壓を以つて臨む官憲の態度によつて益々激化せんとしてゐる。我が全農は窮乏のドン底に追ひつめられつゝある貧農の最後の生命線を斷つ斯る土地取上及び之に伴ふ裁判所官憲の掩護方針に斷乎反對し、貧農生存維持のために土地取上の徹底的粉碎を期す。

決 議

諸價低落に對する政府の諸政策は悉く農村の實情を無視せるものにして殆ど全く效を奏するところなし、養蠶農民はもとより飯米にすら窮して、今や餓死せんばかりである。

即時左記の如き養蠶應急施設を實施せんことを要求す。

- 一 政府所有米の長期年賦による貸下げ、諸價が諸生産費に一致するやうになつてから五箇年々賦

- 一 桑園小作料全免
  - 一 債務取立の休止
  - 一 生繭差押の禁止
- 風水害に對する運動 九月二十一日の關西、中國其他各地に於

ける風水害に對し、本組合に於ては左記要求スローガンを掲げて積極的闘争を開始すべく指令を發した（九月二十五日指令第三號參照）。

要求スローガン

○小作料全免（もしくは減免） ○飯米肥料貸下極貧者へ無料給與

○義務教育費全國國庫支出 ○匡救土木事業の賃銀増額施行、官有林伐採特別貸下、貧農の運賃を軽減せよ ○罹災勞働者農民、漁民に生活必需品家屋建築費、修繕費を支給せよ ○借金並に諸支拂取立休止 ○戸數割、車税、家屋税、特別地稅の猶豫 ○小學兒童に給衣給食せよ ○傷病者無代巡回診療 ○兵卒家族に特別手當を支給せよ ○更生資金の低利簡易融通 ○小作保護法、差押禁止法の制定

國作對策總論會 東北凶作に對しては、本組合では友誼勞働諸團體と提携して救援運動を起したが、一方組合代表として杉山委員長を東北に派遣して各地の實情を調査せしめ、歸京後對議會闘争に又は各種の座談會を通じて全農の凶作地對策に對する意見の開陳をなさしめた。

又十一月二十八日には東京芝公園協調會館に於て標記懇談會を開催したが、當日決定せる「凶作に對する全農當面の要求決議」は概要左の如くである。

- (イ) 全國の窮乏農民に對して二箇年据置十箇年賦の條件にて政府米を貸下げること。(ロ) 東北六縣及び北海道、栃木、茨城、長野、新潟、九州等の窮乏甚しき農民に對しては政府米を無償交付すること
- (ハ) 肥料種子を無料交付せよ(肥料に就ては少くとも三圓交付)(ニ)

農業更生資金を無利子即時長期年賦で融通せよ（各地窮乏農民に對して一戸當五十圓以上百圓の農業資金を十箇年賦で融通すること）（ホ）勤勞農民負擔稅の減免もしくは免除（一）戸數割、特別地稅及び自轉車稅その他の勤勞農民に重い雜種稅を減免せしめること。2 災害地及養蠶農村の減收五割以上の農民に對してはこれを免除せしむること（ハ）農民負債支拂猶豫（一）窮乏農民の金錢債務はもとより滞納小作料、肥料代及滞納稅金の取立を本年度は延期せしむること、2 自作農資金其他も本年度は延期せしむること（ト）穀物検査は本年度は免除せよ。（チ）救農土木事業を即時實現せよ（一）全額國庫負擔とすること、2 府縣の直營とすること、3 仕事の分益をふやすこと、4 貨銀は當日拂ひとすること（リ）國有林野を窮乏農民に利用せしめよ。（ヌ）小作料を引下げ土地取上を禁止する小作保護法及び農民の食糧一箇年分差押禁止法を制定せよ。

小作法並に農民食糧一箇年分差押禁止法獲得に對する運動 標記運動に就ては本組合では現に進行しつゝある秋期闘争、及び災害救済要求活動を本全國的請願運動と結合して發展せしむ可く、各地に指令した（指令第五號（十二月十日）参照）。

備考 尙本運動は社會大衆黨農村委員會と合流して行へる爲め同委員會の項を参照せられたし。

米穀統制兩法案に對する全農の態度 本組合に於ては第六十七議會に提案されたる兩法案に對し、次の如き意見を（三月一日）發表した。

自治管理法案の特質は

一 政府が米穀統制法によつては動きもとれぬ現狀を打開し、且つこれに關連する巨大なる資金と損失を些かにても輕からしめんとするが、米穀政策の尻ぬぐひの意義をもつこと。

一 過剩外地米を上から（内閣に設ける米穀自治管理委員會の意見に基いて）統制數量を割當て貯蔵させんことに眼目がある（過剩米の統制割當は當分のうち内地百分の三五、朝鮮百分の四三、臺灣百分の二二）。

一 外地、内地ともに、貯蔵は市町村の米穀統制組合による（産業組合による現在の販賣組合、その活動してをらぬ町村千五百は農會又は農業倉庫も地方長官の許可によつて代行し得る。從て新設されるものは殆どなし）地域内のものは強制加入となる。組合は總會又は總代會で更に割當てる、統制割當てる貯蔵米穀は、最低より上値一割となつて政府の解除あるまで繼續する、政府は貯蔵能力その他により貯蔵困難なりと認むるものは買入れる、米穀年度を越えても解除されないものは買入れる（貯蔵米穀には八掛程度の低資融通、金利、倉敷を補償）。

一 さらにそれだけで放き目のないとき、即ち最低價格を割らんとするときは、米穀取扱業者、（米問屋）に米穀商統制組合（商業組合又は同業組合が代行）に前同様の貯蔵をする。

即ち以上に要約されるが我々は、小作料、地價の引下げを第一とする生産費の徹底的引下げ、勤勞農民からなる農委會による米穀政策の立案と實行との方向へ進むべきことを要求する。

又親共同貯蔵助成は、産組、農會、農事實行組合、市町村團體が、最低價格一割以上は拂ひ、且つ許可のある貯蔵すれば、金利、倉

敷の助成として毎年三十萬石を限り交附するといふのだが、こんなものは、（拂下げの緩和を除く）米を多く賣るもの、即ち地主、富農に役立つだけで、大多數の農民に利益はない有害でさへある。

官僚の正體を示す産物處理統制法案その他 乾藪取引は現實の資本關係、蠶絲業における大製絲對二百萬の零細養蠶家との取引關係、乾藪及び貯蔵の設備と技術、乾藪資金と利子の負擔等を無視すれば、進歩的（？）な取引論かも知れぬ、官僚がつねに進歩づらをして法制を作り、實質において、大資本家に奉仕させる典型的な政策である。統制とか、資本主義的是正とかの名の下に、小市民をゴマカス、フアツシの政策はこれなのである。

乾藪取引が二百萬農民のために役立つやうになされるには、先づ蠶絲生産過程における現在の諸經營が根本から變更されなければならぬ、しかも乾藪設備、藪の全額に相當する資金がかりに充分となつたとしても大製絲隷屬からどうして解放されるといふのだ。産物處理法の實施はこれがための助成資金、利子補給のみでなく藪の生産價格を中心として藪價補償法（生絲補償法の如く）を要求するものだ。

他組合との合同運動 前章に於て記述したので茲では略する。

社會大衆黨農村委員會の主な運動

勤勞農民生活保護要求運動（附一全日本農民大會） 本委員會に於ては第四次農村窮破工作として標記運動を展開する事となつたが、その運動の概要を述べると左の如くである。

（イ）農村窮破工作の意義及び經過

社會大衆黨に於ては農村窮乏は我國農村の總體的特性にして而も資本主義制度の下に於ては打破すべからざる恒常的現象であるとし、これを打破する運動こそは「農村の有ゆる反抗の波動と興隆の諸力を統一し、加重する政治的ポンプ」なる意味に於て絶對必要なものなりとの見解から、本運動の積極的活動を試みたのである。

而して第一次窮破工作は（昭和七年同年十一月）救農議會を巡る大衆運動（農村支拂猶豫令其他五項）並に大衆議會として展開され第二次工作（昭和七年十二月一八年六月）は第六十四議會を巡る請願運動として、第三次工作は（昭和八年七月一十一月）昭和八年上半期より起動しつゝあつた農村協同組合運動の建設に全力を挙げたのであるが、第四次工作は標記運動によつて更に從來の運動に拍車をかけることとなつたのである。

即ち本工作は昭和八年十二月の黨大會の決定せる「協力方針書」「農村經濟五箇年工作案」及び「農村窮乏打破に關する決議案」を執行するにあつたのであるが、それは「農村巨救費の金額を削減して軍事費に振向けたる反農村豫算議會を對象とした政治工作」であり、組織目的は「農村多數者獲得」にありとて、その爲めには協力方針書の規定せる如く、自作農層との政治的共同工作、青年團、在郷軍人會、農會への働きかけにあるとしたのである。

而してこの第四次工作は黨と農民組合との緊密なる共同工作

の下に、一 宣傳工作（ポスター及演説會）二 請願工作。三 大衆陳情。四 町市民大會、地方農民大會。五 議會活動等々の具體的諸運動を展開する事を指令したが（第四次農村窮破工作計畫書第四次農村窮破運動たる勤勞農民生活保證要求運動に就いて参照）其の成果とも見らるべき全日本農民大會は三月十日開催されたのである。今回大會の概要を記述しよう。

全日本農民大會

本大會は三月十日東京赤坂三會堂に於て全國大衆黨及び全國農民組合並に日本農民組合總同盟の各支持團體よりなる「對議會共同闘争委員會」の主催の下に開催された。而して當日は左記の決議をなすと共に、各代表は齋藤首相及び貴衆兩院議長を訪問して決議案を手交したが尙ほ「農民生活保證要求運動」は地方的には請願運動として展開し、本大會に於て衆議院に提出した数は一萬餘であつた。

決議

本大會は我國に於ける勤勞農民三千萬の利害を代表し政府並に議會に對し、農民匡救の緊急對策として左記六項目を内容とする緊急處置並に法律を即時實施すべきことを要求す。

- 一 完全小作法制定の件
- 一 政府低利資金辨濟延期並に義務教育費全額國庫負擔
- 一 桑園整理獎勵費増額、養蠶實行組合補助金並に共同施設獎勵費補助の件
- 一 農家食料一箇年分差押禁止の件

和の手段として、低利資金支拂の延期をなし、更に潤滑せる農業資金の融資を計るために、之が貸付方法を簡易化すべきことを要求するものである。

四 産前の公定價格による融資補償の件 衛生産費の全國平均を基準として公定價格を決定し、該公定價格以下の損失に對しては國家が融資補償をなすべきことを要求するものである。

五 臨時議會召集の件 吾々は以上の四項目を養蠶農民の緊急對策として政府に要求し、更に之が實現のために即時臨時議會を召集すべきことを政府に要求するものである。

昭和九年七月二十三日

- 黨 桑 俱樂部
- 群馬縣代表 須 永 好
- 新潟縣代表 石 田 宥 全
- 長野縣代表 野 溝 勝

飯米問題 飯米問題に就ては政府米の即時貸下について、本委員會では地方支部、府縣聯と連絡して中央工作に努力して來たが、それと共に「飯米一箇年分差押禁止法の制定」に就ては本法案が「一箇年」を「三月」に改悪されんとしつゝありとし、本運動の大衆化のために、黨外諸團體たる全農新潟縣聯を中心とする「農民生活擁護聯盟」の活動と相併行してその目的貫徹の爲め努力した。

因に食糧差押禁止に關する委員會の法文原案は左の如くである。

一 出征兵士家族生活國家完全保證の件

一 自給肥料用牛馬購入費半額國家補助並に金肥三割引下げの件  
右決議す

全國養蠶業者大會に對する活動 蠶絲問題に對して本委員會は、養蠶恐慌の發展と養蠶農家の没落に就いて（六月六日發行）蠶絲恐慌對策の批判（七月十四日）等の同委員會資料によりて、明らかにその立場を闡明して居たが、七月二十三日東京市赤坂區三會堂において開催された「全國蠶絲業者大會」に對し、同大會は出席資格が蠶絲組合代表者といふ比較的自由なものであるとの見地から黨既定の方針に基づき、新潟、群馬、長野の代表を動員して次の如き要求を提出した。

因に既成團體に對して無産政黨がかく働きかけた事は本回を以て嚆矢とされて居る。

養蠶五大緊急對策

- 一 政府所有米の長期年賦貸下の件 肅安による現金飢饉の結果、現行の米穀拂下規定は農家の飯米缺乏を緩和することは全く不可能である。されば吾々は刻下の農家實情に照して、五箇年乃至七箇年の政府米年賦貸下げを要求するものである。
- 二 農家負債強制取立停止の件 昭和六年度の農業恐慌發展後に於ける農家負債は今日時効年度に遭遇し、惡質なる強制取立の嵐が窮乏せる農村を襲ひつゝある。それが緩和のために即時、農家負債強制取立停止を實施すべきを要求するものである。
- 三 低利資金支拂延期と低利融資の簡易化の件 政府は農村窮狀嚴

農家食糧差押禁止法

第一條 農業者及び其家族が次の收穫まで必要とする食料は之を差押ふることを得ず。

附 則

本法は公布の日より之を施行す。

國作地對策 東北地方の凶作が確定的なものとなるや、本委員會に於ては支持勞働團體及び東京府聯合會等の協力を求め、黨本部に「東北飢饉救濟委員會」を組織すると共に、その實情調査の爲め、十月下旬田所連絡部長を、また十一月下旬には角田主任を東北六縣に派遣調査せしめた。

又未曾有の凶作飢饉に對して、政府の救農對策は非現實的なりとし、社會大衆黨に於ては左の八項目の緊急實施を要求することとした。

- 一 生活保證の爲めの救農土木事業の斷行
- 二 凶饉農業資金の無擔保貸付
- 三 政府米の無償配給並に即時簡易貸下
- 四 救農モラトリアムの實施
- 五 帶納税金の取立停止
- 六 自家用濁酒醸造の自由
- 七 國有林、官有林の部落への解放
- 八 農家飯米一箇年分差押禁止法の制定

右決議す。

米穀自給管理法並に乾餾處理統制案に對する本委員會の態度 昭



和九年度議會に上程された標記兩法案に對し本委員會では農民の立場から反對を唱へて居る(農民の立場から見た米穀自治管理法案と乾藪處理統制法案参照)。而してこれを日本農民組合の積極的支持態度と比較するとき兩派の思想傾向が比較的明かになると思ふから茲に參考の爲め本委員會の反對理由を掲げて見よう。

(イ) 米穀自治管理法に對する反對理由

(イ) 統制組合は米穀貯蔵を目的した産業組合である。したがつてその組織は町村單位に、地主・自作農・自作兼小作農・小作農が強制的に加入しなければならぬ。即ち全農民と地主の強制組合である。

(ロ) 政府は過剰米の統制が目的だといふ。この過剰米とは、飯米を控除した米だといふ。しかし、飯米を控除して組合に貯蔵し米價が相當の相場を示すまで、呑氣にして居られる者は地主だけである。その他の米作農民は、收穫米を直ちに、金に換へなければ正月も越せない。と云つて、統制組合が出来れば、自由販賣はできないので、農民は飯米どころか、兎に角、一應は、自分の米を組合に寄託して、それを擔保に金を借らねばならぬ。

(ハ) 組合に米を寄託すれば、使用料と手数料を取られる。そして金はその時の米價の七割以下でなければ借りられない。その上に四分五厘の利息を支拂はなければならぬ。

(ホ) そして、手持米を、組合に寄託した農民は、統制された高い米を買はなければならぬ。使用料と手数料と利息を負担して尙ほ高い米を買はされる。こんな馬鹿氣な事はない。

(ハ) 勿論、かゝる農民への苦しみを懸けても、地主だけは、自分の所有米を、即ち組合貯蔵米を、自分の望む高價な相場に賣ることとはできる。

(ト) 一方、統制された米は、全國米穀販賣組合聯合會(全販聯)及び農會を、米穀販賣組合たらしめて、小賣商に賣拂ふのであるから、米穀仲買・問屋といふものは、自然に、米穀の流通行程から喪失して、消えてゆく。

(ロ) 乾藪處理統制法に對する反對理由

(イ) 今日の産藪取引は七五・九%は生藪取引である。にも拘らず、産藪處理統制法は、それを禁止し、全部乾藪取引とすにある。

(ロ) 今日の實情よりして、産藪全部を乾藪とすることは困難である。なぜならば、生藪は、數日中に乾藪しなければならぬが、今日の如き乾藪設備では、大量の養蠶農家の生藪を完全に乾藪することはできない。故に、後に廻されたものゝ生藪は、そのまま駄目となる。假りに乾藪できるとしても。

(ハ) 一定の乾藪検査所に、産藪を出し、品質の検査、絲の生産器の調査を受け、それに標準價格と等級を定めて賣らなければ賣ることが出来ない。

(ニ) 而かも、個人の自由販賣は禁じられるのであるから、養蠶農家の經濟上の打撃は大きい。

(ホ) その上、屑藪さへも、自由にならない。

(ヘ) そこで、金が必要となる。即ち、一應寄託した自分の藪、即ち使用料と手数料を支拂つて組合に寄託した藪を擔保に、時價の六割以下で、四分五厘の利息を拂つて組合から金を借りなければ

小作法原案の作成 本委員會に於ては、黨支持農民組合と協力して左の如き小作法原案を作成し、これが制定實現の爲めに戦ふことゝなつた。

小 作 法

第一章 小作權

第一節 小作權の範圍

第一條 本法に於て小作權と稱するは永小作權、耕作若くは牧畜を目的とする土地の賃借權又は小作人が農業上使用収益する宅地、採薪地、採草地其他の土地の地上權及び賃借權を謂ふ

小作人が小作地に附隨して立木、建物其他の物を使用収益する權利を有する場合に於て其の權利の存續及び消滅は小作權の存續及び消滅に従ふ

第二條 他人の土地に於て耕作又は牧畜を爲す權利にして永小作權や否やに付争あるときは永小作權たる小作權と推定す

第二節 小作權の對抗力

第三條 小作權は其の登記なきも小作地の引渡ありたるときは爾後其の小作地に付物權を取得したる者に對し其の效力を有す

第三節 小作權の存續期間

第四條 小作權の存續期間は二十年以上五十年以下とす但し開墾、開拓等に因り餘下年限の定ある場合に於ては其の小作權存續の最長期間は其の年限の期間に五十年を加へたるものとす

第四節 小作契約の更新

第五條 地主が小作地を自己又は家族の勢力に依り自作するの必要ある場合に於て期間満了の時より少くとも二年前に其の更新を拒否することを小作人に通知したる場合をのぞく外其の小作契約は更新せられたるものと看做す

第五節 小作權の讓渡及び小作地の轉貸、賃貸

第六條 小作權の讓渡又は小作地の轉貸若くは賃貸は其の旨を地主に通知するに非ざれば地主に對抗することを不得す

第七條 小作權の讓渡又は小作地の轉貸若くは賃貸を禁止又は制限する特約は無効とす

第八條 小作權の讓渡又は小作地の轉貸若くは賃貸を爲す場合に於て讓渡人、轉貸人又は賃貸人は不當の利益を受くることを不得す

第六節 小作權の消滅

第九條 地主は左の場合に於て小作權の消滅を請求することを得  
一 小作人が正當の理由なく引續き三年以上小作料を滞納したるとき

二 小作人が小作地を著しく荒蕪せしめ又は小作地に永久の損害を及ぼすべき行為を爲したるとき

前項に依る消滅が收穫後作付前又は慣習に依り定まりたる時期其他小作人の損害最も少き時期に非ざる場合に於ては小作權は其の收穫終りたる時慣習に依りて定まりたる時期又は爾後一年以内の小作人の損害最も少き時期迄存續するものと看做す

第十條 地主は本法の規定に依るに非ざれば小作權の消滅請求をなすことを不得す

第二章 小作料

第一節 小作料の支拂

第十一條 物納小作料は其の小作地に生産したるもの普通品又は其の相當品を以て支拂ふものとす

第十二條 物納小作料を收穫後三月以内に、金納小作料を六月以内に支拂ひたる時は小作料支拂に遅滞なきものとす

第十三條 小作料が物納なるとき小作人が小作料の支拂に付遅滞ある場合に於ても地主は小作人に其の利息を請求することを得ず

金納小作料支拂に遅滞ありたる場合に限り地主は年百分の五以下の利息を請求することを得

滞納小作料を消費貸借に更改したるときは前二項の規定を準用す

第十四條 地主の變更其他の事由に依り小作料支拂場所が従前よりも遠隔と爲り又は運搬困難と爲りたる場合に於ては小作人は之に依りて生じたる費用を小作料より控除することを得

第十五條 法令に依り小作料の品質、俵裝、荷造等に關する制限ある場合に於ては小作人は契約の有無に拘らず之が爲め増加したる負擔額を小作料より控除することを得

第二節 小作料の支拂猶豫及び減免

第十六條 災害により通常の收穫高よりも少き收穫高を得たるときは小作人は其の減收の割合に應じて小作料の一時的減額、免除又は支拂猶豫を請求することを得

第十七條 小作人又は其の家族に兵役、災害、疾病ありたるときは小作人は小作料の減免又は支拂猶豫を請求することを得

第十八條 法令に依り地租の免除、徴收猶豫ありたるときは小作人は小作料の免除又は支拂猶豫を請求することを得

第三節 相當小作料

第十九條 地主又は小作人は小作料の改訂、種類、品質及び換算等に付争あるときは其の制定を小作審判所に請求することを得

第二十條 小作審判所が相當小作料の判定を爲す場合には左の事項を斟酌することを要す、但し相當小作料と雖耕作農民の相當なる家計費を侵すことを得ず

- 一 經濟事情の變更
- 二 土地の生産力
- 三 風水害其他の災害の多少
- 四 勞力肥料其他小作地の經營に要せし小作人の支出
- 五 小作人の爲し又は負擔したる土地の改良
- 六 小作人の爲し又は負擔したる現物小作料の改良
- 七 隣地の小作料

第二十一條 相當小作料の判定ありたる小作料の地主は敷金、保證金前拂小作料、手数料、小作權設定料其他直接たると間接たると名義の何たるを問はず相當小作料以外の利益を受くることを得ず既に受けたる敷金、保證金等は相當小作料の判定ありたる日より一月以内に小作人に返還することを要す

前二項の規定は小作料の減免又は支拂猶豫の判定ありたる場合に之を準用す。

第三章 作離料、費用の償還及損害賠償

第二十二條 小作人は小作地返還に際し相當の作離料を請求することを得

第二十三條 小作人が小作地に付公租公課其他地主の負擔に屬す

べき必要費を支出したるときは直ちに其の費用を小作人に償還することを要す

第二十四條 小作人が小作地に客土、灌漑、排水工事其他の改良を爲し又は其他の有益費を支出し小作地返還の際其の價格の増加が現存するときは地主は小作人の選擇に従ひ其の費用又は増加額を小作人に償還することを要す

第二十五條 小作人が小作地に播種播植したる作物、築造したる工作物其他の設備にして小作地返還の際現存し前二條の規定に依り其の費用を償還せられざるものに付ては小作人は其の際に於ける地主に對し相當價格を以て之を買取るべきことを請求することを得

第二十六條 小作權消滅の場合に於て小作人は前三條の支拂を受くる迄其の小作を繼續することを得

前項の場合に於て耕作の中途又は小作人の損害最も少き時期に非ざる時期に於て償還すべきときは爾後一年内の小作人の損害最も少き時期迄其の小作を繼續することを得

第二十七條 小作人が故意又は重大なる過失に因りて其の小作地を著しく荒廢せしめ又は之を毀損したるときは地主は小作人に對して之に依りて生じたる損害の賠償を請求することを得

第四章 強制執行の制限

第二十八條 小作地の作物は之を差押ふることを得ず

第二十九條 小作地に小作人の立入を禁止する趣旨の假處分は之を許さず

第五章 小作審判所

第三十條 小作審判所は區裁判所を以て之に充つ

小作審判所の裁判權は區裁判所の判事之れを行ふ判事二人以上を置きたる區裁判所に於ては前項の裁判權を行ふべき判事は地方裁判所長之れを定む

第三十一條 小作審判所の管轄區域は區裁判所の管轄區域に據る

第三十二條 小作審判所は本法に規定されたる事項に關する民事上の紛争に付當事者の一方の申請ありたるとき之れを判定す

第三十三條 本法の規定に依り小作審判所に判定を申請し得べき事項に關する訴は小作審判所の判定に對し上訴したる場合の外、通常裁判所之れを受理することを得ず

第三十四條 小作審判所の判定は通常裁判所の判決と同一の效力を有す

前項の判定に不服なるものは地方裁判所に上訴する事を得

第三十五條 小作審判所は事件を受理したる場合に於て、左記に該當するものより各一人の參與員を選定して事實の判断及び意見の陳述を爲さしむることを要す、但し必要ありと認むるときは小作審判所は參與員を各三人まで増員することを得

- 一 地主又は地主團體の代表者
  - 二 引續三年以上農業に従事せる自作農又は自兼小作農
  - 三 小作人又は小作人團體の代表者
- 控訴裁判所は必要ありと認むるときは、參與員を選定して事實の判断及び意見の陳述を爲さしむることを得
- 第三十六條 左に掲ぐるものは參與員たることを得ず
- 一 當事者、其親類、共同權利者及び共同義務者

二 未成年者、禁治産者及び準禁治産者  
 三 小作審判所を管轄する地方裁判所の管轄區域に住居せざるも

第三十七條 小作審判所は小作官の意見を徴し又は之れに事實の調査を囑託することを得

第六章 罰則(削除)

第七章 補則

第三十九條 小作權設定の約款にして本法に違反するものは無効とす但し小作人に利益なるものは此の限に在らず

附則

本法施行の期日は勅令を以て之れを定む  
 小作調停法は之れを廢止す

日本農民組合總同盟の主な運動

日本農民組合總同盟關東同盟會代表者會議 本同盟は五府縣聯合會、三縣聯準備會、四十四支部、七支部準備會を以て組織されて居ると云はれ、總同盟支持の最有力團體であるが、その運動方針を決定すべく五月五日、東京芝公園協調會館に於て標記代表者會議を開催した。

而して當日決定されたる主なる協議事項は左の如くである。

- 一 本部提出協議事項
    - イ 關東地方當面の運動方針に關する件 可決
- 農民收入の主なるものは養蠶業であるからこれが應急、恒久對策が必要なりとて、その實行方法に就ては本部調査部、産業部、爭議部

組織部、を中心に特別委員會を設置し具體案を練ることに決定した(次項參照)。

ロ 農民祭制定の件 可決  
 マーデーは勞働者の示威、團結の祝福にして農民は一部從屬的に參加したるに過ぎない。仍て農民独自の農民祭を秋十一月收穫終了を機として卜することとする。

而してこれが實行方法としては、全國大會に提案し、本同盟では本年度より實行することとした。

ハ 全國大會開催の件(全國大會參照) 可決

二 聯合會提出協議事項

- イ 窮乏養蠶農民生活權確保の件(東京聯合會提出) 可決
- 一 養蠶農民負債のモラトリアム。二 生齒差押禁止。三 養蠶農民食糧一箇年分差押禁止。四 養蠶農民の小作料三年間免除。五 養蠶農民に肥料を三年間無料給付。六 養蠶農民に對する轉業資金給付等の應急處置を取られん事を要請すること、並にこれが實行方法は本部常任を派して農林、司法、内務、大藏各省に對して要請すること。

ロ 調査員海外派遣の件(神奈川郡聯提出) 可決

一 滿洲國其他隣邦農業と吾國農業との關連。二、海外集團移民の實情を調査すること、而してこれが實行方法は中央執行委員會に一任すること。

ハ 自主的産業組合結成獲得に關する件(埼玉縣聯提出) 可決  
 現存の産業組合を根本的に立直し、之を耕作農民本位の産業組合たらしめる爲めには別箇の自主的産業組合を結成することが賢明なり

と信ずる。而してこれが實行方法として本部は耕作者團體を基本とする産業組合結成に對してその議事を容易ならしむる様各種具體案を講ぜしむることとした

ニ 社會化的交附金制の確立の件

本議案に對しては左の如き決議をなした。

決議

國稅及び地方稅を全國的に統集中して、徵稅は各人の擔稅力に適應せしめ、收入稅金は國民利福の一般化の爲め、地方の疲弊に應じて分配交附すべきである。

養蠶農民救濟應急措置確立に關する要請 本同盟に於ては關東同盟統制下の東京、埼玉、神奈川、千葉、群馬、栃木、長野各聯合會が主として養蠶農民によりて組織せられて居る關係上、養蠶問題には深甚なる考慮を要するとなし、五月三十一日緊急中央執行委員會を開催して左記の如き應急對策を決定し、各關係當局に對してこれが要請をなした。

一 應急對策

- A 中間搾取排撃——一 營業製絲、特約養蠶組合の禁止。二 繭仲買商排撃。三 生米業者及び問屋營業の廢止。四 金融資本家本位の絲價補償法廢止。五 無盡會社高利貸金融業者排撃
- B 養蠶農民の協同化——一 農會、産業組合大衆化。二 勤勞農民本位の養蠶實行組合の徹底的普及。三 養蠶農民本位の共同乾繭倉庫の徹底的普及。四 養蠶農民本位の製絲協同組合の確立
- C 生産費低下技術向上——一 金肥の徹底的値下。二 桑園小作

料の三箇年免除。三 養蠶農民負擔の公租公課の三箇年免除

四 負債整理の差別的取扱の廢止。五 養蠶資金の徹底的融通。

六 蠶業試驗場の大衆化。

D 轉業——一 經營轉向の指導。二 轉業資金の融通。三 農事試驗場の大衆化。

二 恒久對策

- 一 産繭買上法の制定。二 養蠶應急低利資金の徹底的融通。三 産繭及び製絲の國家生産統制と技術監督助行。四 生産販賣及び貿易國家管理。五 蠶種肥料の國營斷行。

本同盟東京府聯の青年部活動方針 本同盟東京府聯合會に於ては、青年部活動を活潑ならしむる爲め左の如き青年隊操典を作成しこれが實行をなすこととなつた。

日本農民組合總同盟青年隊操典

總則

一、隊規

- A 隊員は信義禮節を重じ規律を守り恥を知る事
- B 隊員は農民解放の大義に即し新農村建設のため實踐躬行する事
- C 隊員は相依り相助け以て共同目的の遂行に當る事
  - 一 荒廢せる日本農村を再建する者は唯、勤勞青年大衆の實力のみなるを信じ、本隊は、經濟的文化的的新農村建設闘争の中堅として不可缺の智育德育體育に努め、強靱なる連帶協同の精神と不撓不屈仆れて後止むの戰鬪的氣魄と高邁なる識見の養成、集團の訓練

に重點を置く、茲に於て我等隊員に課するに、  
イ 軍事教練を以てし、これを補すに各種運動競技、團體徒歩  
行、共同耕作、野營、試膽會。ロ 應急救護法、ハ 衛生法、ニ  
學課により我等所期の目的を達成せんとす。

第一章 軍事教練

第一節 徒手

不動の姿勢、右(左)向、半右(左)向、後向行進

第二節 團體教練

第一 密集

イ 編隊及び隊形、ロ 密集諸動作、ハ 隊領、ニ 右(左)向及後  
向、ホ 行進、ヘ 方向變換、ト 隊形變形、チ 突撃、リ 途步  
× 解散及び集合

第二 散開 第三 集合及び併合

第二章 運動競技

イ 個人競技——柔劍、拳術、水泳、ロ 團體競技——蹴球

第三章 團體徒歩旅行、共同耕作、野營、試膽會、兎狩

第四章 應急救護法

一 劍傷。二 三角幅。三 急病。四 毒瓦斯。五 人工呼吸法

第五章 衛生法

一 傳染病預防。二 傳染病の種類。三 其の他注意すべき病。

四 旅行宿營の注意

第六章 學課

日本史、實用經濟學、農業大意、農民組合論、協同組合論、地方財  
政、地方自治、世界文化史、農業經營、農村社會事業論、見學、討論

日本農民組合總同盟第一回全國大會 本同盟に於ては十一月二  
十三日神奈川縣川崎市小杉中原劇場に於て標記第一回全國大會  
を開催した。出席者は各縣聯合會代表者百五十二名で當日の主  
なる協議事項は左の如くである。

- 一 耕作者本位の小作法制定の件(説明者佐藤吉熊氏可決) 二 農  
業保險制實施の件(説明者阿部温知氏可決) 三 農家食糧一箇年分  
差押禁止法制定の件(説明者芝本安五郎氏可決) 四 東北四作地帯  
農民救済の一助として免稅要請の件(説明者井堀繁雄氏可決) 五  
醫療組合運動促進の件(説明者西田秀雄氏可決) 六 北米アリゾナ  
州に於ける本邦農業移民に對する不法行爲に對し、外務當局並に米  
國大使館に本大會の名を以て要請、保護の抗議提出の件(説明者們  
八郎氏可決) 六 養蠶農民救済應急對策の件(説明者本藤恒松氏可  
決) 七 全國小作地自作化の件(説明者岩部石雄氏可決) 八 綱領  
改正の件(説明者松永義雄氏可決) 九 規約改正の件(説明者佐藤  
吉熊氏可決)

因に本大會に於て決議されたる事項中緊急動議(六)は對外的  
事項に對してまで本組合が關心を持つに至つた現れとして特筆  
さるべきことである。尙凶作地農民に對する免租決議及びアリ  
ゾナ州農業移民に對する不法行爲に對しては片山、松永、佐藤  
吉熊の諸氏外十三名が實行委員となり夫々關係各省に對して左  
記の如き抗議、要請をなした。

大藏大臣への陳情

決議

昭和九年十一月二十三日

日本農民組合總同盟全國大會

議長 片山 哲

米國大使 グルー殿

備考 外務大臣への要請は略す

積極的運動方針の確立 本同盟に於ては昭和十年二月十六日指  
令第一號に於て左の如き積極的闘争指令を發した。

本組合は建設五箇年計畫として――

- 1 組合員各戸經濟の充實
  - イ 都市向花卉野菜盆栽胡桃栗植栽による空地利用獎勵
  - ロ 組合婦人の副業として家内工業の獎勵
  - ハ 農業技術研究、家庭經濟合理化の爲め、農事試驗場、蠶業試  
驗場等を活用する事
- 2 組合財政の確立
  - 共同耕作、共同出荷、團體行商による外、規約勵行により積立金  
制實行
- 3 共済部確立
  - イ 勞働組合との連絡による職業紹介
  - ロ 農事試驗場、蠶業試驗場、府農會等と連絡、農閑期に於ける  
副業研究
  - ハ 共済基金制確立
- 4 醫療組合運動擴大強化
- 5 殖産學校(巡回農民學校)制實施

本大會は全日本勤勞農民大衆を代表し東北凶作地帯農民救済の一手  
段として免租の處置あらんことを要請す  
右決議す

昭和十年十一月二十三日

日本農民組合總同盟全國大會

議長 片山 哲

大藏大臣 藤井眞信殿

農林大臣への陳情

決議

- 一 耕作者の立場を充分に考慮せる小作法の即時制定をなすこと
  - 二 農業保險法の即時制定を爲すこと
  - 三 東北凶作地方に對する免租に關し適當の處置を採られたきこと
  - 四 養蠶農民救済應急措置も即時採られたきこと
  - 五 農民食糧一箇年分差押禁止法即時制定されたきこと
- 以上の條項を決議したるを以つて農村窮乏打破の爲めに即時最善  
の處置を採られんことを要求す

農林大臣 山崎達之輔殿

米國大使への抗議

決議

本大會は全日本勤勞農民大衆を代表し貴國アリゾナ州に於ける本邦  
農業移民の生命の自由、財産に對して加へられつゝある暴力に因る  
侵害に對し貴國政府は貴國建國の大精神に即し直ちに善處されんこ  
とを要請す

6 部落單位の生産協同組合化運動

農團處理法案に對する決議 本組合に於ては六十七議會に提案されたる標記法案に對して、三月九日中央委員會を開催して左の如き決議をなし、其の態度を明らかにした。

決議

養蠶農民は輸出問屋の飽なき暴利の獨占と大製絲家の特約養蠶組合取引の重壓を受けて文字通り疲弊困憊の極に陥つたが、其には彼等自身の個人的に利益を追求せんとする取引方法の弊害と團體の威力を無視した符の結果なることを知らねばならぬ、然るに今次の産蠶處理統制法の議會提出に當て製絲家及中間産蠶取引業者より種々の攻撃を聞くが其の論據は飽く迄養蠶農民の擲取を固持せんとする意圖の表はれである。

我等は久しく營業製絲及三井財閥の輸出獨占を排撃し養蠶農民自治管理の組合製絲並に直輸出取引を主張し養蠶農民の生命線保持に努力して來たのである、此點に於て政府提出の議案は輸出統制法を缺き産蠶處理法其の他の二法案が養蠶農民保護の爲に甚だ微温的方法なるの憾が強いが組合製絲の促進と特約組合の制御の趣旨に對しては賛意を惜まぬものである、我等は政府が徹底的に營業製絲を擊滅し三井財閥其の他の輸出業者を排除する法案に改めんことを望む。

右決議す

日本農民組合の主なる運動

備考(本組合は皇道會の唯一の支持團體であるから、政治運動の限界が明瞭でない。仍て茲では皇道會の農民運動も含めて掲ぐる)

る場合、此の對策として買上其の他の方法を講ずる以上は、農家に米缺乏し困窮せる場合も亦、これの匡救を講ずべきは、米穀政策の本旨より當然と云はねばならぬ。しかもそれは、政府が現に所蔵せる一千三百萬石に上る所蔵米を、貸下けることに依つて容易に且つ簡単に匡救され得るのである。

我が日本農民組合が、飯米の貸下げ要求運動を捲起さんとするのは以上の見地に立つものにして、即ち米穀政策本來の使命上當然となし、こゝに全國的運動を展開せんとするものである。されば各地支部は、地方自治體と協力して、具體的運動を展開されたし。

運動基準

飯米貸下の要求は、既に農業に従事せるものにして左の事由に依り飯米に缺乏せるものに限る。

一 主として米作に依存する農家にして、米穀統制法の影響を受けて、手持米を賣拂ひ、飯米に窮せるもの。

一 養蠶地方にして蠶繭暴落のため、飯米購入に苦しめる者。

六月二十七日

日本農民組合本部

各支部聯合會御中

また本組合の支持政黨たる皇道會に於ても、本問題に關し特別委員會を設けて審議の結果、六月三十日の緊急幹事會に於て原案の承認を得て、同日農林當局を訪問し、これが具體化の要請をなした。

また同日付に各地支部に指令を發したが、同會の決定せる米

と、した。

飯米貸下要求運動 飯米問題に關しては、本組合は千葉農民聯盟神武會、勸皇維新同盟(個人としては代議士江藤源九郎、小池四郎兩氏)等右翼諸團體と提携して、これが貸下要求の運動を積極的に展開することゝなつたが、特に六月二十七日には本問題を議題に本部に於て緊急對策會議を開催し、討議の結果左の如き結論を得て全國各地に之れが指令を發した。

尙山梨縣聯合會に於ては本部指令にもとづき同縣知事に對し再度陳情をなしたが、七月三十日にはその代表者三名が上京して本部常任と協力して農林當局を訪問し、その實情を報告すると共に貸下要求の陳情をなした。

指令

從來米價は耕作農民が、手持米を有せざる時期に至れば高騰の米の收穫期に低落する現象を呈し常に耕作農民を苦しめ來つたが、特に米穀統制法の實施以來、この傾向を顯現した。即ち昨秋以來政府は米穀統制法を發動し、極力米價の安定を圖つたが、全國耕作農民が販賣米を有せし時期に於ては、米價は低調を辿り、全國農民がやうやく販賣米を皆無とし、且つ飯米にも缺乏せる時期に至つて高騰を續け來つた。その結果飯米を買ひ求めつゝある全國貧農階級は、その購入に困難するに至り由々しき飯米飢饉の重大社會問題を惹起するに至つたのである。此れは明かに、米穀統制法の缺陷と、農家收入の一大支柱たる蠶繭の大暴落に原因するものと言はねばならぬ。政府の米穀政策が農村經濟の匡救を目的とし、米豐作にて米穀低落せ

穀對策を擧ぐれば左の如くである。

米穀緊急對策

米穀は昭和八年度に於ては未曾有の大豐作たるに拘らず、今日の農民の實情は既に飯米に缺乏を來し政府の倉庫には巨額の貯蔵米溢るに拘らず實際耕作農民の多數は米糧には一粒も有せざる奇現象を呈しつゝある現状にあり。

これ明かに農村社會問題として頗る重大たるは論を俟たざると共に政府の米穀政策たる米穀統制法の實施に當り用意の周到を缺けるの結果によるものと言はざるを得ず、我が皇道會は昨年既に今日あるを豫想し、米穀對策中政府の貯蔵米處分方法につき種々建議せる所以こゝにあり。

而して今日こゝに當面せる緊急米穀對策として飯米の窮乏せる原因實情に基き合理的貸下げを提唱す。

飯米貸下げの基準

一 耕作農民にして飯米に缺乏せるものにしては耕作反別を基準として今秋收穫期迄貸下ぐべし。

二 繭價暴落のため經濟的困窮を來し飯米購入の資金なきものには實情に則し來春の春繭後迄一定の數量を貸下ぐべし。

貸下げの方法

一 自治體を基礎として町村を通じて貸下ぐ。

二 貸下げ方法は速急簡便を要す。

昭和九年六月二十七日

皇道會

農村對策委員會

日本農民組合臨時全國大會 凶作地に於ける窮乏の激化に對し農村問題の歸趨を決定すべく、本組合に於ては十月二十五日標記臨時大會を開催した。

而して該大會の概況を述べれば左の如くである。

- 一場所 東京赤坂三會堂
- 二出席者 農民代表約三百名
- 三議長 平野力三氏、副議長 稻富稔人、西村市郎平兩氏
- 四決定議案

A 本部提出議案

- 1 國防と農村問題に關する件(説明者平野力三氏)
- 2 農村國策審議會設置提唱の件(同右)

B 地方支部提出議案

- 1 田租全免運動の件(説明者、栃木縣、三枝孝治氏)
- 2 軍部パンフレットに關する件(説明者、山梨縣、松澤一氏)
- 3 農村負債の低利資金運用の件(説明者、埼玉縣、福島喜市氏)
- 4 農村既得權侵害絕對反對の件(説明者、富山縣、河原治作氏)
- 5 東北冷害救済の件(説明者、山形縣、須藤淳二氏)
- 6 飯米一箇年分差押禁止法獲得の件(説明者、福岡、稻富稔人氏)
- 7 耕作權侵害絕對反對の件(説明者、新潟、齋藤繁太郎氏)

C 緊急動議

1 農村問題に對する各新聞通信社激勵の件(説明者、本部、河田弘氏)

國防と農村問題に關する聲明書

未曾有の農村恐慌に直面し日本農民組合全國大會は國防と農村問題に關し左の聲明並に決議を爲す。

我等が農村の眞只中に立ちて農村問題の重要性を絶叫して十數年農村問題は今や天下の問題となれり。

惟ふに我國の農民は全國民の半數以上を占め、國民の糧食たる尊き生産に従事し、一朝有事の際には國家の干城として國防の任に當り至誠奉公の信念厚きは何人も否定せざる所なり。然るに現下の農村の實情は農産物價の激變、金融の逼迫、負債の重積等の爲め農村經濟は正に破局に陥り、加ふるに早害冷害風水害は全國を襲ひ農民が粒粒心血を注ぎたる農作物は今や根こそぎに蹂躪せられたり、斯くて農村を救への悲壯なる叫びは全土を覆はんとして。

岡田内閣はその組閣に當りその重要使命は三十五、六年の危機を突破するに在りと天下に發表せり。而して全國の農民は岡田内閣の此の國際危機突破と共に最も重要な農村危機の關係を如何に處断せんとするかに重大なる眼を向けんとしつゝあり。

抑々兵器彈藥の多量的生産を以て國防の完備と考ふるは舊き時代の國防と信ず。即ち「國防とは國家を構成する總ての要素の完備を

以てその完成を期し得るなり。』

如何に兵器彈藥の充實を以てするも軍隊の大半を占むる農民の經濟的破局は國防上一大缺陷と言はざるを得ず。殊に最近の統計に依れば國軍の四〇%は純然たる農業に従事せる青年を徵發せられたるものにして之の農村出身者或は地方農村小都市の商工業者を加ふればそのパーセントの多き事は吾人の想像以上であると。

吾人は農村の興亡は國家の興亡なりと絶叫し來りしものなるが今にして現實農村の實情を靜視する時、正に膚に粟を生ずるを覺ゆ。今や農村經濟は奈落の底に落ち、食ふに米なく、着るに衣服なき哀れなる農民を眼前に凝視し茲に國防と農村問題を考ふる時、誰か起ちて國防危しと絶叫せざる者あらんや。

茲に於て吾人は我國國策の第一義は農村問題の解決にあるを確信し、且つ主張して止まず。

政府は速かに農村問題の根幹に向ひ一大勇斷を以つて之が解決に邁進せられん事を切望す。

右聲明す。

決議

農村の興亡は國家の興亡なり。  
農村の經濟破局に瀕し國防危し。  
我國々策の第一義は農村問題解決にあり。  
政府は速かに農村國策審議會を設置し斷乎之が解決に當るべし。  
參千萬農民の聲を代表し、右決議す。  
昭和九年十月二十五日

日本農民組合全國大會

東北凶作地救済運動 皇道會本部に於ては東北凶作地救済の爲めに特別委員會を設置してこれが對策樹立の爲め努力中であつたが、十二月四日東北各縣の農民代表十名が各方面の救済運動に慷慨と直接陳情の爲め上京せるを機とし、山下幹事長以下各常任幹事はそれぞれ手分けして折柄開會中の臨時議會に所管各大臣並に貴衆兩院の各派有志を訪ひ、その善處方を要望した。

聲明書

義捐金は即時町村に分配すべし。

義捐金は直接農民の手に。

郷倉の建設は國費を以てすべし。

東北凶作に對する焦眉の問題は三井、三菱を初めとする各方面の義捐金總額五百萬圓の使途如何に關す。

然るに政府の之に對する方針を見るに、此の大部分の金額は「郷倉」の建設に使用せられ、僅に一小部分のみが直接農民の手に分配せられんとするものゝ如し。

果して然りとせば、現下餓死線上に彷徨する農民を救済する事絶對に不可能なるを信ずると共に、即今の國情に照し或は深愛に堪へ

ざる事を惹起せん事を恐る。若しそれ「郷倉」の建設に至りては當然國費を以て之に充つべきものにして、義捐金は即時直接農民の手に分配せられてこそ義捐金を投じた人々の心に添ふ所以なるを信ず吾等は茲に内務、農林兩當局に對して猛省を促すものなり。

昭和九年十二月四日 皇道會

米穀自治管理案に對する態度 第六十七議會に上程された米穀自治管理案に對しては、全國農民組合の如きは寧ろ默殺的態度乃至反對的態度を示したが、本組合に於ては三月一日概要左記の號外を發して、政府原案に對する積極的支持態度を表明した日本農民組合の米穀自治管理案に對する態度（日本農民新聞第二十九號號外抄略）

農民階級にとつて最も重大なる生産物たる米の問題は農民階級の經濟生活の上に、最も切實なる關係を持つことは今更論する迄もないところであらう。その故に歴代内閣爲政者は米穀政策に對しては常に最大の苦心と努力を拂ひ來つたのであるが、種々の理由の下に未だかつて完全なる米穀政策の確立を見ることの出来なかつたのは我等が常に遺憾としつゝあるところである。然るに今日内外共に非常時の聲を聞くに當つて、農村各般に涉る諸問題の解決は今や全國民注視の焦點であり、就中、米穀問題に至つては此の際相當徹底せる具體的對策を確立して之が解決を期すべきことは、洵に焦眉の急を要する重大問題である。この意味に於て吾人は、現内閣が多年の懸案たる根本恒久的米穀對策として、米穀統制法、租共同貯藏助成案を併行して所謂米穀自治的管理法案を議會に提出し、之が實現を期

せんとするものと解する。（中略）勿論該案に對する種々の見解は存するとしても全體的に見て米價の安定を期する上に於て、本案により過剰米の調節を斷行せんとすることは、從來行はれたる米穀對策に比して遙かに徹底せる内容を有するものであつて米穀對策としての一大英斷を政府が茲に始めて決行するものと云はざるを得ないのである。即ち、全國に米穀統制組合を創設し、既成の産業組合と相俟つて全國統制組合の下に米穀を統制せんとすることは、從來自由放任主義のために極度の蹂躪下に置かれた農村經濟の再建のため、惹いては全面的農村問題解決に一步を踏み出すため、正に一大曙光を興へたるものと云はざるを得ないのである。（中略）吾人と雖ももとより該案の内容に幾多の缺陷を見出しその運行に疑問を有する所は無いではないが、それは他日の修正と強化によりて擴充されるべきものと考へる故に、若し假りに該案が米穀業者の反對のために通過を阻止されることがあれば農民の爲めに慨歎すべきであると信ずる。しかも斯くの如き事態に立ち至らんか將來農村と都會との對立は一層激化され、國家的大局に見て百害あるも一利なきことを確信する。

（下河部良佐）  
（山本 巖）

### 小作争議

#### 緒言

昭和九年に入つても地主や小作人の窮乏化は依然として緩和されない。そして小作争議はこの地主、小作人の窮乏化を前提として益々激化の傾向を示した。

前年度に於て米作は可成りな豊作であつた。従つて新春早々より地主の小作人に對する滞納小作料請求は急迫化した。そして地主の中には此際斷然土地引上の強壓的態度に出づるものも増加したのである。

既に六月末現在に於て小作争議は前年度件數に比し三八七件の増加を示した。而してその内譯を見ると、六九・三%（一、七九八件）が地主の土地引上に端を發せるもの、八・六%（二三四件）が小作料怠納に基く争議であることを見ても、植付開始期を前にして地主が如何に攻勢的態度に出でたかが解るのである。

だが、小作人としては地主の攻勢に對し如何に苦慮しても、支拂ひの出来ない場合には致し方がない。多額の借金と、肥料代辨濟の爲めには、ともすれば地主への義務も不履行勝ちとなる。

既に六月盆勘定の頃になると、小作人の中には借金の返済の爲めに青田の前賣りをするものすら現れる。而もこれ等は總て

苦しき前に前賣りするのであるから、甚しいのになると石當り十五圓から十六、七圓で賣放つて居るものすらさらに見られる状態だと謂はれてゐる（新潟縣下中頸城地方の如き其一例である）。従つてかうした小作人の窮乏過程を通じて争議は益々増化せんとするの傾向を示した。

が、然し出來秋までは九年度小作争議もはたして如何なる趨向を示すや豫知出來なかつた。

農民は出來秋の收穫を唯一の楽しみに致々として働いた。だがこの農民の切角の努力も自然的災害の前には如何ともなし得なかつた。

六月植付期を控へた頃から九州地方一帯（愛媛、山口兩縣下を含めて）はひどい旱魃に見舞はれた。梅雨期に入つても雨らしい雨もなく、灼熱の日は續き普通の年に起る旱魃程度なら水喧嘩でも起るのだが、それさへも見られない様な實に六十年來の大旱魃に襲はれたのである。

一方北陸地方は七月の十、十一、十二の三日間に亘り大豪雨の襲來と、山岳の雪解けとにより大洪水が襲來した。

各主要河川の氾濫、堤防の決潰等により、耕地の流失乃至埋没は可成り廣範圍に亘つたのである。

そして九月に入ると、突如近畿、中国の一帶は稀有の暴風水害に見舞はれ、此處でもまた農作物は多大の被害を蒙つたのである。

だが、災害の暴威はまだこれだけに止まらなかつた。東北地方一帯は七月以降に於ける低氣温と、日照り少く多雨多湿であつた等の影響で、稲の分蘖、伸張が著しく阻害せられ、收穫時には未曾有の凶作となつたのである。

従つて、斯く自然的災害の結果は、東北六縣では平均三割九分、九州地方は二割、近畿地方は一割七分、北陸地方は一割四分と各地共に平年作に比し著しき減收を見た。そしてこの凶作と同時に小作料減免争議も漸次各地に發生する様になつた。

又凶作が判然するに従ひ、米價も急に騰貴の趨勢を示した。だが小作人は既に飯米を賣盡して居る。收穫時に於て飯米までも賣拂つて借金に充てたからである。

安い時に米を賣り、米が高くなつた頃買はねばならぬと云ふので、農民の窮乏は益々表面化し、飯米問題は急に各地に於て喧しくなつた。

だが、地主も同じく窮乏化して居る。小作人が凶作と飯米飢餓に追ひつめられ餓死線上に彷徨しつゝあるのを目のあたり見てゐても、地主も彼等の生活擁護の爲めには積極的な行動を採らざるを得なくなる。

斯くて小作争議は昭和九年に入りても依然として激化の傾向

を示して居るのであるが、今これ等の様相について少しく詳細に述べて見よう。

件數、關係範圍並に地理的分布狀況

前年は不況と豊作飢饉と云ふ特殊な現象から小作争議の激増を見た。だが昭和九年度に於いては凶作によつて不況を一層深刻化せしめ、爲めに争議の激増を見たかの感がある。

即ち争議を件數の上から見ると、十年一月現在の農林省統計に依れば、前年同期に比し一〇七四件の激増を示し、又更に社会局十年二月十日現在の集計に依つても前年同期に比し一、一七七件(九年度三、七二四件)の激増を見て居る有様である。

従つて單に件數の上から昭和九年度の争議を見るならば我國小作争議件數中最高記録を示して居ることが解るのである。

今参考の爲め昭和元年以来の争議件數を示すと左表の如く最近争議件數が逐年増加しつゝあるは注目すべき事であらう。

|      |       |      |            |
|------|-------|------|------------|
| 昭和元年 | 二、七五一 | 昭和六年 | 三、四一九      |
| 同 二年 | 二、〇五二 | 同 七年 | 三、四一四      |
| 同 三年 | 一、八六六 | 同 八年 | 四、〇〇〇      |
| 同 四年 | 二、四三四 | 同 九年 | 四、四四八      |
| 同 五年 | 二、四七八 |      | (十年一月十日現在) |

次に参加人員並に關係耕地面積の上から九年度小作争議の傾向を案ずるに、小作争議に關係せる地主數は一月末現在に於て

前年同期に比し六、九〇四人、小作人數に於て二五、七〇六人の増加を見て居る。

乍併これを一争議當り平均員數から考へると地主は〇・八人の増加であるに反し、小作人は四・七人の減少を見て居ること

|      |      | 参加人員   |        | 關係耕地面積   |         |         |          |
|------|------|--------|--------|----------|---------|---------|----------|
|      |      | 地主數    | 小作人數   | 田        | 畑       | 其他      | 計        |
| 實數   | 昭和9年 | 18,540 | 62,929 | 35,017.7 | 4,911.0 | 1,148.8 | 41,077.5 |
|      | 同 8年 | 11,636 | 37,223 | 18,455.8 | 4,448.8 | 616.9   | 23,521.5 |
|      | 増    | 6,904  | 25,706 | 16,561.9 | 462.2   | 531.9   | 17,556.0 |
| 一争當合 | 昭和9年 | 4.2    | 6.3    | 7.8      | 1.1     | 0.3     | 9.2      |
|      | 同 8年 | 3.4    | 11.0   | 5.5      | 1.3     | 0.2     | 7.0      |
|      | 増    | 0.8    | 4.7    | 2.3      | 0.2     | 0.1     | 2.2      |

なる。けれどもこれは次に述ぶる關係耕地面積の擴大化と對比して考ふるならば、寧ろ争議の規模が縮小化せるに非ずして凶作に依つて水田の争議が激發し、而も従來小面積を耕作する小農階級の争議が多かつたに反し、九年度は比較的廣面積を耕作せる中農層までが争議の渦中に投じたことを意味するものであらう。更に關係耕地面積の上から九年度争議の狀勢を窺ふと、上表にも示せる如く、田に於て一六、五六一町九反、畑が四六二町二反、其他の耕地五三一町九反と云ふ風に其の實數は何れも前年同期に比して激

増して居る。

殊に關係耕地中田は一争議當りの面積に於ても前年度に比し平均二町三反の増加を示して居るが、これは九年度に於て水田争議が激化せることを物語るものであらう。

尙ほ關係範圍について、これが地域的事情を窺ふと、大體關係人員數並に關係耕地面積(田)の多い地方は新潟、東京を除く外は凡て關西地方で、これ等の諸地方が斯く争議の規模の大なる所以は、一、團體的訓練が行はれて居ること。(新潟、奈良、福岡、三重、岡山、滋賀) 滋賀縣は海倉制度の發達により團體的交渉が古來より行はれて居た。二、及び都市近接地域で農民の智識が向上して居り、従つて農民の打算觀念が強い結果によるのであるまいかと思はれる(大阪、京都、兵庫、東京、愛知)。

又畑地の關係耕地は九年度に於て左の各府縣に廣く行はれたが、東京、京都、埼玉、愛知は蔬菜地帯なる點に於て、長野、岡山、新潟、栃木は養蠶恐慌の結果として、また北海道、島根は地主經濟が極度に行詰つた結果として斯く争議關係耕地が廣くなつて居るのではないかと考へられる。

以上争議件數並に關係範圍の上から九年度争議狀況を一瞥したが、更に争議の地理的分布狀況を見ると、東北地方の秋田、山形の兩縣は依然として争議件數中の主位を占め、而も青森、福島、宮城三縣の争議件數増加と共に、岩手を除いた東北各縣は何れも一〇〇件以上を算し、東北地方は恰も我國争議の中心



| 争議の多き縣 |     | 争議の少き縣 |    |
|--------|-----|--------|----|
| 秋田     | 446 | 沖繩     | 3  |
| 山形     | 259 | 大分     | 12 |
| 福岡     | 229 | 福岡     | 15 |
| 北海道    | 207 | 長崎     | 17 |
| 北海     | 181 | 神奈川    | 17 |
| 新潟     | 179 | 静岡     | 19 |
| 岡徳     | 177 | 熊島     | 19 |
| 兵庫     | 169 | 宮崎     | 22 |
| 三      | 152 | 岩手     | 24 |

地帯たるかの観がある。而して其他争議件数の多き地方としては左表にも見らるゝ如く福岡其他の諸縣があるが、うち福岡、新潟、三重の諸縣は組合運動が依然として活潑なる事より斯く争議の増加が見られ、北海道、栃木の諸地方は農村窮乏の結果として、又岡山、徳島兵庫の諸縣は風水害の結果何れも九年度に於て争議が増加して居る。

尙ほ争議件数の少き地方としては、沖繩を始めとして、九州の二分、長崎、熊本、宮崎の諸縣、其他北陸の福井、東海の静岡、山陰の鳥取、關東の神奈川、東北の岩手の諸縣が見らるゝが、この内山陰の鳥取縣は組合運動の不振から九年度に於て著しく減少したと見らるべきであらう。

而して其他の各縣は一般に從來より争議の激化しない縣であるが、特に福井縣の如きは人絹工業の發展から、小作人の經濟状態が著しく緩和され従つて斯く争

議が頻發しないのであると見る向もある。また、岩手縣の如きは從來より争議件数は著しく少い縣であるが、それでも九年度は二四件を算する状態で、鹿兒島（一三七件）、滋賀（一八七件）、高知（五九件）、東京（四四件）の諸府縣と共に九年度に於て争議の激化する地方として注目されるべきであらう。

**争議内容**

小作争議の内容は多岐に亘り、之を一律に論ずる事は困難であるが、今昭和九年度に於ける主要争議内容について少しく述べて見よう。

**小作權關係の争議**

先づ争議原因中最も多いものは小作地引上又は小作權關係の争議であらう。即ち九年度の此種原因による争議件数は十年一月現在に於いて二、四六七件を算し、總件数中の五五・四%を占めて居る。

而してこれを前年同期の件数と比較すると四九三件の増加振りで、依然として累増の趨勢を示して居ることが窺はれる。

一體此種原因に依る小作争議は昭和元年頃まではあまり發生を見ず、その件数も至つて尠なかつたのであるが、最近では年々急激な増加を見せてゐるのであつて、特に九年度の特殊的方向とは見られないが、依然として争議原因中の主位を占め、益

關係地主並に小作人数の多き府縣

| 地 主   |       | 小 作 人 |       |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 府 縣 名 | 昭和9年  | 府 縣 名 | 昭和8年  | 府 縣 名 | 昭和9年  | 府 縣 名 | 昭和8年  |
| 滋賀    | 1,940 | 大 阪   | 1,453 | 兵 庫   | 5,305 | 大 阪   | 3,558 |
| 兵庫    | 1,517 | 奈 良   | 957   | 三 重   | 4,983 | 奈 良   | 3,101 |
| 岡山    | 1,335 | 三 重   | 919   | 滋 賀   | 4,844 | 新 潟   | 2,500 |
| 三重    | 1,317 | 福 岡   | 849   | 大 阪   | 4,575 | 岡 山   | 2,236 |
| 大 阪   | 1,047 | 新 潟   | 476   | 岡 山   | 4,540 | 岐 阜   | 2,074 |
| 京 都   | 1,037 | 岡 山   | 462   | 愛 知   | 3,439 | 埼 玉   | 1,977 |
| 福 岡   | 909   | 岐 阜   | 410   | 新 潟   | 3,328 | 三 重   | 1,905 |
| 新 潟   | 879   | 愛 知   | 376   | 京 都   | 3,096 | 福 岡   | 1,678 |
| 東 京   | 872   | 滋 賀   | 376   | 福 岡   | 2,183 | 愛 知   | 1,652 |
| 奈 良   | 616   | 兵 庫   | 354   | 東 京   | 2,182 | 茨 城   | 1,343 |

關係耕地面積多き府縣

| 關係耕地(田)面積 |         |       |         | 關係耕地(畑)面積 |         |       |         |
|-----------|---------|-------|---------|-----------|---------|-------|---------|
| 府 縣 名     | 昭和9年    | 府 縣 名 | 昭和8年    | 府 縣 名     | 昭和9年    | 府 縣 名 | 昭和8年    |
| 滋賀        | 3,647.4 | 新 潟   | 1,826.5 | 北 海 道     | 1,392.8 | 北 海 道 | 1,758.6 |
| 新 潟       | 3,042.8 | 奈 良   | 1,764.4 | 鳥 根       | 458.3   | 神 奈 川 | 666.5   |
| 三 重       | 2,949.5 | 北 海 道 | 1,715.3 | 栃 木       | 411.5   | 栃 木   | 513.0   |
| 兵 庫       | 2,932.0 | 大 阪   | 1,688.2 | 新 潟       | 323.0   | 埼 玉   | 313.9   |
| 大 阪       | 2,612.0 | 三 重   | 1,000.0 | 京 都       | 311.6   | 茨 城   | 279.8   |
| 愛 知       | 1,914.8 | 岐 阜   | 947.1   | 東 京       | 295.7   | 鳥 取   | 169.3   |
| 岡 山       | 1,766.4 | 福 岡   | 905.2   | 長 野       | 280.1   | 愛 知   | 116.2   |
| 京 都       | 1,745.8 | 岡 山   | 878.9   | 愛 知       | 262.9   | 千 葉   | 93.0    |
| 東 京       | 1,385.3 | 兵 庫   | 679.1   | 岡 山       | 196.2   | 徳 島   | 75.3    |
| 福 岡       | 1,159.4 | 愛 知   | 629.0   | 埼 玉       | 161.4   | 岡 山   | 57.1    |

益増加の傾向を示して居ることは注目されるべきことであらう。而して此種争議が如何なる事由によりて斯く續發せるかを窺ふに、勿論その發生理由は多々あると考へられるが、

一 地主が小作人に對して積極的態度を採る様になつた事、——これを具體的に述べれば、最近農村不況が深刻化し、殊に九年度の如き凶作によつて減収が甚しいと、小作人の地主に對する小作料の納入状態が著しく不良となり、従つて地主の収入も甚しく減少する結果、所謂經濟的に逼迫せる地主にあつては従來の契約を破棄して耕地を小作人の手から奪ひ、他の収入確實性の多い所謂善良なる小作人に轉貸するとか、又は自作して自己の収入を確保せんとするものが増加し、其結果として此の種争議が増加せること。

二 地主が窮迫化せる結果土地處分をなさんとするものが多くなつた事——例へば、中小地主の如き經濟的弾力性の乏しい階級にあつては、小作人と同様相當負債をなせるものがあり、これ等地主にあつては耕地を小作人の手から取上げて負債の償却に充てんとするものが多くなつた事。

三 新地主が増加し、舊小作人に對して土地返還を要求するものが多くなつた事——地主の中には窮乏の結果耕地を擔保に借財せるものが増加したが、これ等地主は借金返済に窮し、抵當權の執行に會ひ耕地を失ひつゝある。而して之等耕地を新に所有せる新地主は、自作或は其の他の目的の爲め舊小作人に對

し土地返還を申出せるものが多くなつたこと。

等が主なる發生事由と見られ、主として地主小作人の經濟的逼迫化から斯く争議の激化せる事が窺はれるのである。かゝる場合小作人側は、多くは小作契約の繼續を要求(二、三、四一件)するのであるが、なほ地主の容認を得ざる場合には小作人は小作權若くは永小作權の賠償(一、五九件)又は代地交付の(一、四件)要求をなし紛糾化する場合が多い。

而して此種争議は耕作者としてはまかり間違へば直接生活の基礎を破壊せらるゝ事となるのであるから、勢ひ争議も深刻化する場合多く、従つて反面から見れば此種争議の増加は小作争議の深刻化を意味することとなるのである。

尙九年度に於て此種の原因による争議の激化せる地方は秋田(二、八五件)、山形(二、〇七件)、福岡(一、四三件)、福島(一、二〇件)、北海道(一、一六件)、青森(一、二二件)の諸縣で、大體東北地方に多いのであるが、これは東北地方の地主も小作人も共に經濟的に窮迫化せること及び同地方の地主が積極的且つ攻勢的で實力行使に出づる事多き結果からと見らるゝのである。

自然的不作による争議

小作地引上即ち小作權關係に次いで激化せる争議は風水旱病虫害等自然的不作を原因とする小作料一時減免要求の争議である。

而してこの種原因に端を發する争議は、九年度に於て九五

件(二一・三%)を占め前年同期の件數に比し三九七件の増加を見せて居る。

元來此種原因による争議は豐作時に於ては著しく増加し、之に反し凶作時に於ては激増を來す傾向が見られるが、舊來農民運動の上向期に於ては豊凶に關係なく増加せる傾向が見られたのであつて、争議の過半はこの種の争議が占めて居たのである。然るに最近に於ては一、農民運動が不振となり地主に對する對抗的實力が減退したこと。二、地主が積極的に土地引上等の攻勢的態度を以て臨んで居る現在に於ては、かゝる要求は却つて小作人を危地に追込むものとして小作人側で一般に手控へる様になつて來たこと。三、小作條件の劣悪なる地方にては此種要求も効果的であつたが、一度争議によつて小作料の改訂を見るに至ると、再びこの種の要求争議は小作人側に不利となる結果、小作料改定地では著しく減少して來たこと。四、最近地主も小作問題に對し理解を持つ様になり、不作の場合には毛見を行ふとか、又は小作人の先手を打つて相當の減免をなすものが生じ、従つて不作に於ても争議の發生を見ずして解決するものが多くなつたこと等諸種の理由から、豊凶に關係なく、全體的割合に於ては減少過程を辿つて居るのである。

然るに昭和九年度に於ては、一、東北の冷害、九州の旱害、北陸の洪水、近畿中國の風水害等殆んど全國的に亘つて自然的災害に見舞はれ不作が多かつたこと。二、而も地主も多年の經

濟的窮乏の結果、小作人の要求に對しては容易に應ずる事が出來なくなつたこと。三、冷害、旱害、水害等凶作の程度の懸然たる地方にあつてはそれでも減免交渉は妥協點を見出し易かつたのであるが、風害地の如き凶作程度の判然しない地方では容易にその妥協點を見出し難かつた事等の理由から此種争議は農民運動の消長如何に拘らず俄然激増を見たのである。

即ち昭和九年度に於て此種争議の激化せる地方は、暴風害地帯たる兵庫(九八件)、滋賀(七九件)、大阪(七〇件)を始め、窮乏農村地帯で而も凶作被害の甚しくなかつた地域例へば三重(七五件)、栃木(六九件)、新潟(五八件)、福岡(四〇件)等の各地が多かつたのであるが、これ等を見ても前述の事由が判明するのではなからうか。

乍併他面前述の地主の攻勢期に當面して、不作甚しきにも不拘、結局泣き寝入りと云ふ事情も各地に見られ、例へば新潟縣下山部地方の小作人の如きは凶作に打ちのめされて收穫は減少し飯米にさへ窮して居り乍ら地主の土地引上に恐怖を感じて泣く／＼借金して小作料を納めて居るが如き、又長野縣下高井郡木島地方の如きも、一二地主を除く大部分の地主は地主とは名のみ小地主である爲め、不況の深刻化から自作化を計畫し又小作料の引上策としてより有利な條件の下に耕作地の轉賣を望んで居るので、本年の如き凶作時にも小作人は土地を失ふ現實に當面し、結局は減免争議も大部分は等級引下げ若しくは小作



小作争議は以上の如く地主の窮乏と、小作人のそれにもまじりた窮乏化によつて、新たな様相により發展を見せて居るのであるが、さて争議の發生せる場合、小作人なり地主なりは如何なる手段方法を以て戦つて居るであらうか。

今これを便宜上小作人側の採る手段と、地主側の採る手段との二つに分けて少しく述べて見よう。

#### 小作人側の採る手段

嘗て農民組合の隆盛期にあたりては、争議に際して小作人の採る手段なり方法なりは頗る積極的且つ闘争的であつた。

例へば、小作料減免要求等の場合の如きでも、小作人は飽くまでも闘争的態度を以て臨み、階級的組合のあるところではその組合を背景に、また階級的組合のないところでも多くは階級的組合に加入してこれが援助の下に地主に直接交渉を開始し、若し地主が拒絶する場合には妥協的交渉は之を排して、飽くまでも目的貫徹の爲めに挑戦的態度に出でた。例へば、小作料不能同盟の結成は、小作米の共同保管に持久的戦備を整え、側面的には組合の指導下に小學兒童の盟休、地主住宅附近に於て地主威嚇の爲めの演説會、ピラ、傳單の貼撒布等々その行動は飽くまでも華々しく、若し地主が積極的手段に訴え訴訟提起や立毛差押又は動産差押等の手段に出づる場合には小作調停等の消極的態度を捨て、前者の場合には大衆的に裁判所に押し寄せて抗議をなし、又は供託をなしてその訴訟取下をなさしめ、後

者に對しては共同耕作、共同作業等の舉に出で、その執行を不能ならしめた。若し執達吏が飽く迄も假執行をなさんとする場合に、直ちに大衆を動員してその職務の妨害的行動に出で、激するの餘り、地主、執達吏、取締り警官等に對して暴行脅迫を加へ、刑事事件すら惹起せしむることも珍しくなかつたのである。

然るに、最近に於ては農民運動の沈滞と云ふ事も事實影響して居るが、著しく其の行動は消極的且つ陰性となり、例へば地主に對して小作料の減免要求をなす場合に於ても、一頃の如く正面から權利主張的に減額要求の態度に出でず、先づ膝を屈して懇願的にその要求をなすとか、最初に毛見の申出をなし、收穫時に於て更に減收せりとか、又は地主の立見をなさざりし場合にはこれを口實に減額の要求をなす等其方法は從來に比し著しく合理的且つ陰性化して來たのである。

而して、地主が小作人の要求を拒絶せる場合に於ても、從來の如き飽くまでも威嚇的手段によつて其目的を達成せんとするものは著しく減少し、中には地主が土地返還の舉に出でん事を懼れて劣悪な條件に於ても容易に妥協するものも多く、特に此種の傾向は、耕地の不足せる地域に於て著くなつて來たのである。

また、最近の現象として、小作人は斯くの如き減免要求を積極的に持たさず、不況を口實に飯米と肥料代を差引き残額だけを地主に持参するとか、又は小作料を未納のまま、捨て置くとか

の方法を以て消極的に小作料減免と同一の効果を擧げんと策して居るものもある。

乍併、地主も最近は積極的に土地返還を要求するものが多くなつた結果、かゝる場合には小作人も前述の如き妥協的態度を採ることは生活上の一大脅威なる爲め、飽くまでも耕地死守の態度を以て臨み、往々にして個人的なテロ行爲さへ頻發する有様である。

而して從來に於ては、かゝる場合大衆的行動によりて地主の意圖を覆さんとしたのであるが、最近ではかゝる大衆的行動は尠くなり、多くは第三者の調停とか、小作調停によつて解決を策せんとしつゝあるは注目すべきことであつて、例へば九年度に於て小作人から申立てた調停件数を見ても、前年同期件数に比し三七五件(九年小作人調停申立件数一、九八六件)の増加を見せた事でも其間の事情が推知出来るのである。

尙九年度凶作に對し、農民組合其他の動きを見ると――

各地に強力な地盤を有する全農總本部では十一月二十八日その懇談會で(イ)災害地及養蠶農村の減收五割以上の農民に對して小作料を免除せしむること、(ロ)窮乏農民の金錢債務はもとより滞納小作料、肥料代、滞納税金の取立を本年度は延期せしむることの諸決議をなして居り、又新潟の北日本農民組合では九月二十九日風害對策の爲め常任執行委員を召集し(イ)早生稻の立見後風水害による被害は更に再立見及庭立見で被害免引を

要求すること、(ロ)本年は悪天候の爲め概して不合格米が多い見込なる爲め、地主の年貢米は一番多く取れた不合格米を納入すること(勿論小作契約條件に並米を納入するとあつても格差金は絶對なし)若し地主が不承知の場合は良い米の取れる年まで年貢を待つてもらふ事、(ハ)生産検査は出来るだけ検査前に生産者同志で下検査をし、不公平なる検査に對しては大衆動員で抗議する事、(ニ)小作料は實收一石以下全免、一石以上二割位を減免基準として活潑に減免闘争する事、(ホ)悪作對策農民大會を食糧差押禁止法獲得闘争、借金税金の支拂延期モラと結び付けて各地に開催すること等の決議をなし、其他全農秋田縣聯指導の農民大會では小作料は凶作地全免、不作地半減を、高知縣聯では、(イ)凶作地小作料五割以上減免獲得、(ロ)西瓜趾不作減免四割以上獲得等々何れも凶作不作を契機に小作料減免の決議をなし、地主に對する積極的活動を企て、居るのである。

また、長野縣下伊那郡千代村青年會の如きは不況對策につき研究の結果、現下小作料は大正七、八年の騰價十圓を唱えて居た頃引上げられた儘なるを以て、時代に適應した小作料低減が必要なりとて、關係當事者に對して建議したと云ふ事で、青年團が斯く小作問題に對して積極的行動をなすに至つたことは九年度特殊傾向として特に注目されるべきことであらう。

而して小作料減免要求の争議は、前述の理由でかゝる状態にも不拘さ程の發展を見せて居ないが、小作人の中には地主の明